

令和 3 年 2 月 2 4 日 開 会

むつ市議会第 2 4 7 回定例会提案理由

ただいま上程されました 30 議案 1 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

それでは、新年度予算の議案から御説明いたします。

はじめに、議案第 24 号 令和 3 年度むつ市一般会計予算についてであります。

「かがやく笑顔応援予算」とした予算総額は、歳入歳出とも 387 億円で、過去最大の予算規模となりました。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では 23 億 5,000 万円、率では 6.5% の増となります。

まず、歳出の増減の主なものについてであります。むつ市総合アリーナ整備事業の完了等により、教育費が 2 億 8,474 万円の減となり、むつ下北未来創生キャンパス整備事業等により、総務費が 7 億 1,862 万円の増となっております。また、消防費では、情報伝達手段整備事業等により 5 億 6,412 万 5,000 円の増となっております。

次に、歳入の増減の主なものについてであります。民間の給与所得及び法人所得の減少による市民税の減並びに事業用固定資産税及び都市計画税の軽減措置による固定資産税の減等により、市税が 8 億 3,322 万 5,000 円の減となっておりますほか、臨時財政対策債、情報伝達手段整備事業に係る防災基盤整備債等により、市債が 19 億 5,880 万円の増となっております。

予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中におきましても、本市の将来像「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に向け、「むつ市総合経営計画」における前期基本計画の目標値を達成すべく、5 つの基本方針を最重点事項に掲げ、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら、確固たる決意をもって取り組んだところであります。

次に、議案第 25 号 令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも 59 億 9,831 万

3, 000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では2億3, 228万6, 000円、率では3.7%の減となります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び国民健康保険事業費納付金であり、歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金となっております。

次に、議案第26号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてありますが、予算総額は、歳入歳出とも6億1, 848万8, 000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では2, 388万9, 000円、率では4.0%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金繰入金となっております。

次に、議案第27号 令和3年度むつ市介護保険特別会計予算についてありますが、予算総額は、歳入歳出とも6億9, 019万7, 000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では7, 194万6, 000円、率では1.1%の増となります。

歳出の主なものは、介護サービス等に要する経費であり、歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金となっております。

次に、議案第28号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてありますが、予算総額は、歳入歳出とも2, 297万9, 000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では1億4, 519万4, 000円、率では86.3%の減となります。

歳出には市債に係る償還金を、歳入には一般会計繰入金を計上してお

ります。

次に、議案第 29 号 令和 3 年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも 3, 931 万円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では 2, 639 万 5, 000 円、率では 204.4% の増となります。

歳出の主なものは、魚市場施設費及び公債費であり、歳入の主なものは、一般会計繰入金となっております。

次に、議案第 30 号 令和 3 年度むつ市水道事業会計予算について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には水道施設の維持管理費等で 16 億 5, 183 万 5, 000 円を、収入には水道料金等で 17 億 6, 402 万 7, 000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には建設改良費及び企業債の元金償還金で 14 億 9, 363 万円を、収入には企業債等で 7 億 6, 678 万 9, 000 円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7 億 2, 684 万 1, 000 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

次に、議案第 31 号 令和 3 年度むつ市下水道事業会計予算について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には下水道施設の維持管理費等で 10 億 5, 533 万 7, 000 円を、収入には下水道使用料等で 10 億 7, 472 万 1, 000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には建設改良費及び企業債の元金償還金で 22 億 5, 614 万 3, 000 円を、収入には企業債等で 19 億 6, 453 万 8, 000 円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 9, 160

万 5, 0 0 0 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

次に、新年度予算以外の議案について御説明いたします。

まず、議案第 2 号 むつ市債権管理条例についてであります。本案は、市の債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として、その事務処理に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第 3 号 むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例についてであります。本案は、回復期医療及び慢性期医療の病床の機能を有する医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより、本市における安心して生活できる医療体制を構築し、もって暮らしの向上に寄与するためのものであります。

次に、議案第 4 号 むつ市下北文化会館条例についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合からの移譲に伴い、市民等の芸術、文化及び学術の発展、交流の促進並びに福祉の増進を図るため、下北文化会館を設置するものであります。

次に、議案第 5 号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、建設事業を効率的に執行する体制を構築するため、公共施設等の整備における技術的な業務を担う組織として、建設技術部を新設するものであります。

次に、議案第 6 号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続に係る負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的に、条例で定める押印の規定を廃止するためのものであります。

次に、議案第 7 号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和 3 年度以後の 3 年度分の介護保険の第 1 号被保険者の保険料率を定める等の改正をするためのものであります。

次に、議案第 8 号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、関係省令の一部改正に準じ、虐待の防止等に必要な体制の整備について規定するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 9 号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、関係省令の一部改正に準じ、虐待の防止等に必要な体制の整備について規定するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 10 号 むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、関係省令の一部改正に準じ、居宅介護支援事業所の管理者の要件を改めるほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 11 号 むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例についてであります。本案は、本年 3 月 31 日をもってむつ市脇野沢野営場を廃止するためのものであります。

次に、議案第 12 号 工事請負契約についてであります。本案は、大橋架替工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第 13 号 指定管理者の指定についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合から移譲される下北文化会館の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第 14 号 町の区域の変更についてであります。本案は、県が実施する北畑沢砂防事業に伴い、農林水産省が国土交通省に所管換をする国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものであります。

次に、議案第 15 号及び議案第 16 号についてであります。これら 2 議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組

合について、構成団体であります十和田地区環境整備事務組合が本年 3 月 31 日をもって解散すること等に伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合理約の変更等について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第 17 号 市道路線の変更についてであります。本案は、都市計画道路事業である中央・金谷線の整備のため、当該路線の終点を変更するものであります。

次に、議案第 18 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

次に、議案第 19 号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年 3 月 31 日をもって任期が満了となります氏家剛氏の後任として阿部謙一氏を任命いたしたく、提案するものであります。

この度の任期をもちまして勇退されます氏家氏は、市の教育行政の要として御尽力されました。ここに氏家氏の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第 20 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、本年 6 月 30 日をもって任期が満了となります委員の後任として大久留美子氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、4 億 8,134 万 7,000 円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、460 億 1,640 万円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では市債の償還に必要な財源を確保するための減債基金積立金を増額しております。ま

た、民生費では障害者自立支援給付費等を、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を増額しておりますほか、市債では新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税交付金等の減収を補うため、減収補填債を計上しております。

また、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業及びむつ市釜臥山スキー場整備事業の進捗に合わせて継続費を変更しておりますほか、年度内に事業の完了が見込めないことから、下北文化会館感染症対策事業外10事業について繰越明許費を追加しております。

なお、債務負担行為についてであります。むつ市宮宮後牧野外8施設の指定管理料の追加及び中小企業経営安定化支援事業利子補給金の限度額の変更をしております。

次に、議案第22号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、支出では2,987万5,000円を、収入では281万5,000円をそれぞれ減額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では1億2,165万6,000円を、収入では6,042万8,000円をそれぞれ減額しております。

次に、議案第23号 令和2年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、10万8,000円をそれぞれ増額しておりますほか、資本的収入及び支出において、244万4,000円をそれぞれ減額しております。

次に、報告第5号についてであります。これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算について、道路等の除排雪経費に不足が生じる見込みのため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました30議案1報告について、その大

要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 2 月 2 4 日 開 会

むつ市議会第 2 4 7 回 定例会 議案

目

次

議案第 2 号	むつ市債権管理条例	1
議案第 3 号	むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例	7
議案第 4 号	むつ市下北文化会館条例	9
議案第 5 号	むつ市部設置条例の一部を改正する条例	17
議案第 6 号	むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	19
議案第 7 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例	21
議案第 8 号	むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第 9 号	むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	57
議案第 10 号	むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	61
議案第 11 号	むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例	65
議案第 12 号	工事請負契約について (大橋架替工事)	67
議案第 13 号	指定管理者の指定について (下北文化会館)	69
議案第 14 号	町の区域の変更について	71
議案第 15 号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	75
議案第 16 号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	77
議案第 17 号	市道路線の変更について	79
議案第 18 号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (東通村)	83
議案第 19 号	むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて	87
議案第 20 号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	89
議案第 21 号	令和 2 年度むつ市一般会計補正予算	91

議案第 22 号	令和 2 年度むつ市水道事業会計補正予算	93
議案第 23 号	令和 2 年度むつ市下水道事業会計補正予算	95
議案第 24 号	令和 3 年度むつ市一般会計予算	97
議案第 25 号	令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計予算	99
議案第 26 号	令和 3 年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算	101
議案第 27 号	令和 3 年度むつ市介護保険特別会計予算	103
議案第 28 号	令和 3 年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算	105
議案第 29 号	令和 3 年度むつ市魚市場事業特別会計予算	107
議案第 30 号	令和 3 年度むつ市水道事業会計予算	109
議案第 31 号	令和 3 年度むつ市下水道事業会計予算	111
報告第 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和 2 年度むつ市一般会計補正予算)	113

議案第 2 号

むつ市債権管理条例

むつ市債権管理条例を次のように定めたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市の債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として、その事務処理に関し必要な事項を定めるためのものである。

むつ市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理及び整理回収に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市の債権」とは、非強制徴収公債権及び私債権をいう。

2 この条例において「非強制徴収公債権」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権（同条第3項に規定する歳入に係る債権を除く。）をいう。

3 この条例において「私債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び同法第240条第4項各号に規定する債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務（市の債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。）の処理については、法令又は条例、規則若しくは規程に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例、規則若しくは規程の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(督促)

第5条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(担保権の実行、強制執行、訴訟手続等)

第6条 市長等は、市の債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の特約若しくは処分をする場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている市の債権（保証人の保証がある市の債権を含む。）につ

いては、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある市の債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない市の債権（第1号に該当する市の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（専決処分による訴訟手続の実施）

第7条 市長は、前条に規定する措置をとるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要する訴訟手続のうち、市の債権の迅速かつ効果的な回収を図るため必要があると認めるものについては、議長に対し、その案を添えて同法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定のための議決を依頼することができる。

（履行期限の繰上げ）

第8条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第9条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第10条 市長等は、市の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全

くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第11条 市長等は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該市の債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る市の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第12条 市長等は、前条第1項第1号に該当するため同条の特約又は処分をした市の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過し

た後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該市の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基ついて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第13条 市長等は、市の債権（元本の額が1件当たり100万円以下のものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該市の債権に優先する債権の金額の合計を超えないと認められるとき。
- (3) 私債権の消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 第6条各号又は第9条第1項の措置をとってもなお完全に履行されない当該市の債権について、当該措置が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条の措置をとった市の債権について、当該措置後相当の期間を経過した後において、なお、同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収

の見込みがないと認められるとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 号

むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除
に関する条例

むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

回復期医療及び慢性期医療の病床の機能を有する医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより、本市における安心して生活できる医療体制を構築し、もって暮らしの向上に寄与するためのものである。

むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除
に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第3号及び第4号に規定する病床の機能を有する医療施設（以下「回復期・慢性期医療施設」という。）に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより、本市における安心して生活できる医療体制を構築し、もって市民の暮らしの向上に寄与することを目的とする。

(課税免除)

第2条 回復期・慢性期医療施設を設置する者について、当該回復期・慢性期医療の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する令和5年度から令和14年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の課税の免除（以下「課税免除」という。）をする。

(課税免除の申請及び決定)

第3条 前条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、課税免除をするかどうかについて、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、第2条の規定により課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

むつ市下北文化会館条例

むつ市下北文化会館条例を次のように定めたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

下北地域広域行政事務組合からの移譲に伴い、市民等の芸術、文化及び学術の発展、交流の促進並びに福祉の増進を図るため、下北文化会館を設置するものである。

むつ市下北文化会館条例

(設置)

第1条 市民等の芸術、文化及び学術の発展、交流の促進並びに福祉の増進を図るため、文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
下北文化会館	むつ市金谷一丁目10番1号

(開館時間)

第3条 下北文化会館（以下「文化会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、この日後において、この日に最も近い休日でない日）

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に文化会館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化会館の使用を許可しない。

(1) 文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化会館の管理運営上支障があるとき。

(使用期間)

第6条 文化会館の同一の施設は、引き続き5日を超えて使用することができない。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化会館の使用許可を取り消し、使用の中止を命じ、又は使用を制限することができる。

- (1) 使用許可の目的以外に使用したとき。
- (2) 第5条第2項の条件を履行しないとき。
- (3) 第5条第3項各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の場合において生じた損害に対して賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第8条 第5条の規定により文化会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、第16条の規定により法人その他の団体であって市長が指定するものが文化会館の管理を行う場合を除き、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による使用料のほか、文化会館の附属設備等の使用料の額は、規則で定める。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 規則で定める期限までに使用中止の届出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除することができる。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、文化会館の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化会館への入館を拒否し、若しくは退館させ、又はその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 第5条第3項各号のいずれかに該当すると認められる者

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、速やかにその使用に係る施設等を原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、その使用により文化会館の施設等を損傷し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第17条 指定管理者に文化会館の管理を行わせることとした場合の文化会館の開館時間及び休館日は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に定める開館時間及び第4条に定める休館日を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間及び休館日を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条の使用の許可に関すること。

(2) 文化会館の施設等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関する業務

- 2 指定管理者が文化会館の管理を行う場合における第5条から第7条まで、第11条、第13条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第19条 指定管理者が文化会館の管理を行う場合にあっては、使用者は文化会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第8条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合には、指定管理者は後納とすることができる。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合には、指定管理者は当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 文化会館の管理を行うために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

使用時間区分 使用内容区分			基本区分			複合区分		
			午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日
			9 時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9 時から 17時まで	13時から 22時まで	9 時から 22時まで
大 ホ ー ル	入場料を 徴しない 場合	平日	18,130円	30,230円	42,330円	48,360円	72,560円	90,690円
		土・ 日・ 休日	24,200円	36,300円	48,400円	60,500円	84,700円	108,900円
	5 0 0 円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	24,200円	38,710円	52,010円	62,910円	90,720円	114,920円
		土・ 日・ 休日	31,450円	45,970円	60,500円	77,420円	106,470円	137,920円
	1,000円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	30,230円	47,170円	61,700円	77,400円	108,870円	139,100円
		土・ 日・ 休日	38,710円	55,650円	72,600円	94,360円	128,250円	166,960円
	2,000円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	36,300円	55,650円	71,370円	91,950円	127,020円	163,320円
		土・ 日・ 休日	45,970円	65,330円	84,700円	111,300円	150,030円	196,000円
	3,000円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	42,330円	64,110円	81,060円	106,440円	145,170円	187,500円
		土・ 日・ 休日	53,230円	75,010円	96,800円	128,240円	171,810円	225,040円
	3,000円 を超える 入場料を 徴する場 合	平日	48,400円	72,600円	90,730円	121,000円	163,330円	211,730円
		土・ 日・ 休日	60,500円	84,700円	108,900円	145,200円	193,600円	254,100円
楽屋 1			950円	1,320円	1,680円	2,270円	3,000円	3,950円

楽屋 2	1,200円	1,560円	1,920円	2,760円	3,480円	4,680円
楽屋 3	1,200円	1,560円	1,920円	2,760円	3,480円	4,680円
楽屋 4	470円	590円	710円	1,060円	1,300円	1,770円
楽屋 5	470円	590円	710円	1,060円	1,300円	1,770円
リハーサル室 1	1,430円	1,920円	2,410円	3,350円	4,330円	5,760円
リハーサル室 2	1,430円	1,920円	2,410円	3,350円	4,330円	5,760円
展示ホール	3,980円	6,030円	8,090円	10,010円	14,120円	18,100円
和室 1	2,650円	3,740円	4,830円	6,390円	8,570円	11,220円
和室 2	1,060円	1,560円	2,040円	2,620円	3,600円	4,660円
調理実習室	2,410円	3,380円	4,330円	5,790円	7,710円	10,120円
美術工作室	1,920円	2,650円	3,380円	4,570円	6,030円	7,950円
大集会室	3,860円	5,420円	7,000円	9,280円	12,420円	16,280円
視聴覚教室	3,130円	4,330円	5,560円	7,460円	9,890円	13,020円
集会室 1	1,680円	2,410円	3,130円	4,090円	5,540円	7,220円
集会室 2	1,680円	2,410円	3,130円	4,090円	5,540円	7,220円
スタジオ	1,430円	2,040円	2,650円	3,470円	4,690円	6,120円
検診室	1,560円	2,150円	2,770円	3,710円	4,920円	6,480円
相談室	710円	950円	1,200円	1,660円	2,150円	2,860円
研修室 1	830円	1,200円	1,560円	2,030円	2,760円	3,590円
研修室 2	1,450円	2,030円	2,610円	3,480円	4,640円	6,090円
研修室 3	1,200円	1,680円	2,150円	2,880円	3,830円	5,030円

備考

- 1 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（この表において「土・日・休日」という。）を除いた日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称を問わず、催物 1 回

について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価が異なる場合は、その最高額とする。

- 3 大ホール及び楽屋を除く各施設を営業、営利を目的とした宣伝その他これに類する目的で使用した場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 5 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間区分を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その場合の使用料は、当該使用時間区分の使用料に当該使用時間区分1時間当たりの使用料の100分の150に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

議案第 5 号

むつ市部設置条例の一部を改正する条例

むつ市部設置条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

建設事業を効率的に執行する体制を構築するため、公共施設等の整備における技術的な業務を担う組織として、建設技術部を新設するものである。

むつ市部設置条例の一部を改正する条例

むつ市部設置条例（昭和 6 1 年むつ市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(10) 建設技術部

第 2 条第 9 号アを次のように改める。

ア 道路、河川その他の土木に関すること。

第 2 条第 9 号中エを削り、オをエとし、同条に次の 1 号を加える。

(10) 建設技術部

ア 公共工事に関すること。

イ 建築に関すること。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

条例で定める押印の規定を廃止するためのものである。

むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(むつ市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 むつ市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和34年むつ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(むつ市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 むつ市固定資産評価審査委員会条例（昭和34年むつ市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

(むつ市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 むつ市火入れに関する条例（昭和59年むつ市条例第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 7 号

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

令和 3 年度以後の 3 年度分の介護保険の第 1 号被保険者の保険料率を定める等の改正をするためのものである。

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例（平成１２年むつ市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度以後の３年度分」に改め、同項第１号中「４０，２００円」を「４２，０００円」に改め、同項第２号及び第３号中「６０，３００円」を「６３，０００円」に改め、同項第４号中「７２，３６０円」を「７５，６００円」に改め、同項第５号中「８０，４００円」を「８４，０００円」に改め、同項第６号中「９６，４８０円」を「１００，８００円」に改め、同項第７号中「１０４，５２０円」を「１０９，２００円」に改め、同項第８号中「１２０，６００円」を「１２６，０００円」に改め、同項第９号中「１３６，６８０円」を「１４２，８００円」に改め、同条第２項中「令和２年度」を「令和３年度以後の３年度分の各年度」に、「２４，１２０円」を「２５，２００円」に改め、同条第３項中「令和２年度」を「令和３年度以後の３年度分の各年度」に、「２４，１２０円」を「２５，２００円」に、「４０，２００円」を「４２，０００円」に改め、同条第４項中「令和２年度」を「令和３年度以後の３年度分の各年度」に、「２４，１２０円」を「２５，２００円」に、「５６，２８０円」を「５８，８００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第２条の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に準じ、虐待の防止等に必要な体制の整備について規定するほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年むつ市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条の11」を「第17条の8」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「排泄」を「排せつ」に改める。

第6条第2号中「行う又は」を「行い、又は」に改める。

第7条第1項第4号ア中「准看護師」の次に「（以下この節において「看護職員」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者（以下この節において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

第7条に次の10項を加える。

3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利

利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第14条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第14条第4項第1号及び第44条第12項において同じ。）

(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第14条第4項第2号において同じ。）

(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第14条第4項第3号において同じ。）

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第26条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第14条第4項第4号において同じ。）

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第33条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第14条第4項第5号、第22条第1項、第26条第6項、第27条第3項及び第28条において同じ。）

(6) 指定地域密着型特定施設（第38条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第14条第4項第6号、第22条第1項及び第26条第6項において同じ。）

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第43条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第14条第4項第7号、第22条第1項及び第26条第6項において同じ。）

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第48条第1項に規定する指定看護

護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第14条第4項第8号及び第5節から第8節までにおいて同じ。)

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

(12) 介護医療院

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であつて看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としなければならない。

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護

をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第48条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第9条を次のように改める。

(設備に関する基準)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第11条を次のように改める。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例)

第11条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。)の人員及び運営に関する基準の特例については、規則で定める。

第12条中「排泄」を「排せつ」に改める。

第14条第1項第1号中「専ら」を削り、「以上とする。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「以上とする。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

第14条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第15条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第16条を次のように改める。

(設備に関する基準)

第16条 指定夜間対応型訪問介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第17条の3第1項第3号中「提供している時間数」の次に「(次項において「提供単位時間数」という。)」を加え、「第5条」を「第5条の規定」に、「市」を「市長」に改め、「の利用者」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

第17条の3に次の6項を加える。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

は、市の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 17 条の 4 ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第 17 条の 5 を次のように改める。

(設備に関する基準)

第 17 条の 5 指定地域密着型通所介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第 17 条の 7 及び第 17 条の 8 を次のように改める。

(共生型地域密着型サービスに関する基準)

第 17 条の 7 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスに関する基準については、規則で定める。

(指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準)

第 17 条の 8 第 17 条の 2 から前条までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、規則で定める。

第 17 条の 9 から第 17 条の 11 までを削る。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「指定認知症対応型通所介護をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第 2 号の看護職員又は介護職員を、常時 1 人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

第 19 条に次の 5 項を加える。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前 3 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防

認知症対応型通所介護事業者（第 57 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第 1 号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を 12 人以下とする。

5 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第 1 項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第 57 条第 1 項から第 6 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 20 条第 2 項を次のように改める。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 21 条を次のように改める。

（単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準）

第 21 条 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準については、規則で定める。

第 22 条第 1 項中「（第 33 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護

事業所をいう。第28条において同じ。）」、「（第38条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）」及び「（第43条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）」を削り、「又は施設」の次に「（第23条第1項において「本体事業所等」という。）」を、「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「この項」を「この条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第60条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第22条の次に次の1条を加える。

（共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員等）

第22条の2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第1項ただし書中「とする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第20条第2項に規定する市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第25条中「排泄」を「排せつ」に改める。

第26条第1項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう」の次に「。以下この節において同じ」を、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、「規則で定める指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう」を「第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護

事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第48条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この節において同じ」に改め、「除く。)をいう」の次に「。第5項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第26条に次の11項を加える。

3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この節において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）	介護職員

	第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	
(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第48条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- 1 1 前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。
- 1 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第65条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第27条第1項ただし書中「規則で定める事業所、施設等の職務」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文及び第49条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第27条に次の1項を加える。

- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第50条に

規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条、第66条第3項及び第67条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第34条第3項、第35条、第50条、第66条第3項、第67条、第73条第3項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第28条中「（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）」及び「（第48条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第34条第1項において同じ。）」を削り、「、訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。第35条、第50条、第67条及び第74条において同じ。）」を「若しくは訪問介護員等」に、「市長」を「別に市長」に改める。

第29条及び第30条を次のように改める。

第29条 削除

（設備に関する基準）

第30条 指定小規模多機能型居宅介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第32条中「排泄」を「排せつ」に改める。

第33条第1項中「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「この項」を「この条」に改め、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者」の次に「。以下この条において同じ。」を、「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第33条第2項を次のように改める。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第33条に次の9項を加える。

- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第26条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第48条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業

等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

１０ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

１１ 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第７２条第１項から第１０項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３４条第２項を次のように改める。

２ 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第３４条に次の１項を加える。

３ 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３５条中「市長」を「別に市長」に改める。

第３６条を次のように改める。

（設備に関する基準）

第36条 指定認知症対応型共同生活介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第38条第1項中「計画をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「排泄」を「排泄つ」に改める。

第39条第2項を次のように改める。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第39条に次の8項を加える。

3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この節において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 介護医療院 介護支援専門員

- 8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第26条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第48条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第40条中「規則で定める事業所、施設等」を「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第41条を次のように改める。

（設備に関する基準）

第41条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第43条第1項中「排泄」を「排せつ」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第44条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第44条に次の15項を加える。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この節において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

９ 第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

１０ 第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

１１ 第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

１２ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）第１２９条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１３ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは第５７条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１４ 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

１５ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は第65条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第26条、第48条又は第65条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

1 7 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第47条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第48条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう」の次に「。以下この節において同じ」を加え、「規則で定める指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。」をいう」を「第26条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第65条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当

該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第26条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この節において同じ」に改め、「除く。)をいう」の次に「。第6項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第48条に次の12項を加える。

3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この節において「看護職員」という。）でなければならない。

5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第26条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (2) 指定地域密着型特定施設
 - (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
 - (5) 介護医療院
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護

事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

- 1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 1 2 前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 1 3 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。
- 1 4 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第49条第1項中「規則で定める事業所、施設等」を「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第49条に次の1項を加える。

- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第50条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に、「市長」を「別に市長」に改める。

第51条及び第52条を次のように改める。

第51条 削除

(設備に関する基準)

第52条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第54条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第57条第1項各号列記以外の部分中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

第57条に次の5項を加える。

- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

- 4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に1又は

複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を１２人以下とする。

５ 第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

６ 第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第１９条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第５８条第２項を次のように改める。

２ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第５９条を次のように改める。

（単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準）

第５９条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準については、規則で定める。

第６０条第１項中「又は施設」の次に「（第６２条第１項において「本体事業所

等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第22条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第62条第1項ただし書中「とする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第58条第2項に規定する市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第64条中「排泄」を「排せつ」に改める。

第65条第1項中「指定小規模多機能型居宅介護の利用者」の次に「。以下この節において同じ。」を加え、「規則で定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう」を「第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この節において同じ」に改め、「除く。)をいう」の次に「。第5項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第65条に次の11項を加える。

- 3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤で

なければならない。

- 4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この節において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サー

ビス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

- 1 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第26条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第66条第1項中「規則で定める事業所、施設等の職務」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文及び第49条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

第66条に次の1項を加える。

- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第67条中「市長」を「別に市長」に改める。

第68条及び第69条を次のように改める。

第 6 8 条 削除

(設備に関する基準)

第 6 9 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第 7 1 条中「排泄」を「排せつ」に改める。

第 7 2 条第 1 項中「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、「指定認知症対応型共同生活介護の利用者」の次に「。以下この条において同じ。」を、「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 7 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第 7 2 条に次の 9 項を加える。

3 第 1 項の介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前 3 項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第 2 6 条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活

介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

10 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第33条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしている

ものとみなすことができる。

第73条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条に次の1項を加える。

- 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第74条中「市長」を「別に市長」に改める。

第75条を次のように改める。

(設備に関する基準)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のむつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第3項及び第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 9 号

むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、虐待の防止等に必要な体制の整備について規定するほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年むつ市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「（以下「担当職員」という。）」を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

（運営に関する基準）

第7条 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準については、規則で定める。

（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第8条 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、規則で定める。

第9条から第11条までを削る。

第12条の見出しを「（基準該当介護予防支援に関する基準）」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のむつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業

の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項（新条例第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 10 号

むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に準じ、居宅介護支援事業所の管理者の要件を改めるほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年むつ市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第5条第1項（第7条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第7条において準用する場

合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のむつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第7条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 11 号

むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例

むつ市脇野沢野営場条例を廃止したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

本年 3 月 31 日をもってむつ市脇野沢野営場を廃止するためのものである。

むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例

むつ市脇野沢野営場条例（平成１７年むつ市条例第１６７号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第 12 号

工事請負契約について

大橋架替工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 大橋架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 239,800,000円
- 4 契約の相手方 むつ市栗山町12番10号
株式会社橋本建設工業
代表取締役 橋 本 大 輔

議案第 13 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

下北地域広域行政事務組合から移譲される下北文化会館の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

下北文化会館

2 指定管理者として指定する団体

むつ市小川町一丁目6番1号

株式会社東京堂

代表取締役社長 内 田 征 吾

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第 14 号

町の区域の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

農林水産省が国土交通省に所管換をする国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものである。

むつ市川内町湯ノ川山国有林744林班ほ₁小班、ほ₃小班で、測量法（昭和24年法律第188号）第11条第1項第1号の規定による国土交通省告示（平成14年告示第9号）で定められた平面直角座標第10系を用いて得た次の133補1の点から134の点までの点を順次連結する線及び133補1の点と134の点を結ぶ線で囲まれる区域を川内町家ノ辺に編入する。

（川内町湯ノ川山国有林）

133補1	点	X座標	+144398.509メートル
		Y座標	+10481.997メートル
北1	点	X座標	+144426.466メートル
		Y座標	+10513.635メートル
北2	点	X座標	+144457.213メートル
		Y座標	+10545.582メートル
北3	点	X座標	+144462.705メートル
		Y座標	+10585.285メートル
北4	点	X座標	+144466.901メートル
		Y座標	+10624.295メートル
北5	点	X座標	+144478.457メートル
		Y座標	+10658.001メートル
北6	点	X座標	+144480.251メートル
		Y座標	+10704.019メートル
北7	点	X座標	+144475.091メートル
		Y座標	+10728.564メートル
北8	点	X座標	+144483.387メートル
		Y座標	+10747.435メートル
北9	点	X座標	+144500.846メートル
		Y座標	+10759.490メートル
北10	点	X座標	+144493.387メートル
		Y座標	+10780.815メートル
北11	点	X座標	+144464.367メートル
		Y座標	+10770.578メートル
北12	点	X座標	+144424.359メートル
		Y座標	+10750.930メートル

北 1 3	点	X座標	+ 1 4 4 4 1 2.	6 0 7メートル
		Y座標	+ 1 0 7 1 8.	6 2 1メートル
北 1 4	点	X座標	+ 1 4 4 3 9 4.	5 5 6メートル
		Y座標	+ 1 0 6 8 5.	0 5 7メートル
北 1 5	点	X座標	+ 1 4 4 3 9 3.	9 3 9メートル
		Y座標	+ 1 0 6 6 9.	6 0 9メートル
北 1 6	点	X座標	+ 1 4 4 3 8 6.	9 9 8メートル
		Y座標	+ 1 0 6 4 6.	5 0 8メートル
北 1 7	点	X座標	+ 1 4 4 3 8 0.	5 7 0メートル
		Y座標	+ 1 0 6 0 5.	7 0 4メートル
北 1 8	点	X座標	+ 1 4 4 3 6 6.	3 6 4メートル
		Y座標	+ 1 0 5 7 5.	1 0 3メートル
北 1 9	点	X座標	+ 1 4 4 3 4 3.	8 8 5メートル
		Y座標	+ 1 0 5 4 9.	2 2 4メートル
1 3 8 補 1	点	X座標	+ 1 4 4 3 3 7.	2 4 0メートル
		Y座標	+ 1 0 5 2 5.	1 6 8メートル
1 3 8	点	X座標	+ 1 4 4 3 4 3.	1 4 8メートル
		Y座標	+ 1 0 5 2 4.	3 8 0メートル
1 3 7	点	X座標	+ 1 4 4 3 4 1.	8 9 6メートル
		Y座標	+ 1 0 5 1 4.	3 9 0メートル
1 3 6	点	X座標	+ 1 4 4 3 4 8.	4 7 2メートル
		Y座標	+ 1 0 4 9 5.	7 1 7メートル
1 3 5	点	X座標	+ 1 4 4 3 6 9.	9 5 6メートル
		Y座標	+ 1 0 5 0 9.	7 3 9メートル
1 3 4	点	X座標	+ 1 4 4 3 8 6.	8 8 6メートル
		Y座標	+ 1 0 4 8 1.	8 7 8メートル

議案第 15 号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって青森県市町村職員退職手当組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

本年 3 月 31 日をもって十和田地区環境整備事務組合が解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

青森県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

青森県市町村職員退職手当組合理約（昭和46年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「十和田地区環境整備事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させる等のため、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

本年3月31日をもって十和田地区環境整備事務組合が解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに本組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成１９年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中「、十和田地区環境整備事務組合」を削る。

別表第２第８号の項中「、十和田地区環境整備事務組合」を削り、同表第１０号の項中「並びに農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）第８７条の２第３項及び第８項の規定に基づき徴収する共済掛金等及び延滞金」を削る。

附 則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

議案第 17 号

市道路線の変更について

次のとおり市道路線を変更したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

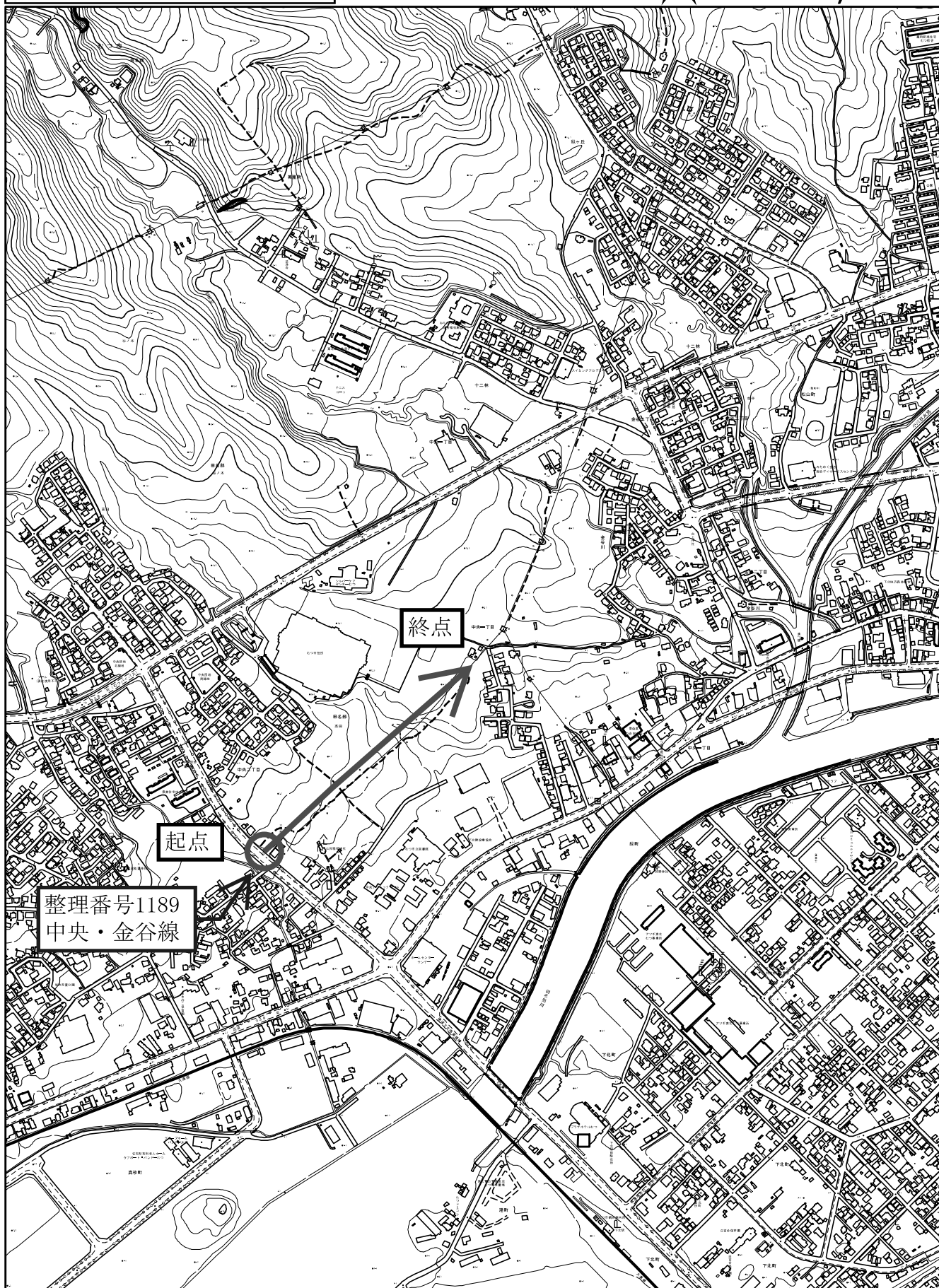
提案理由

都市計画道路事業である中央・金谷線の整備のため、当該路線の終点を変更するものである。

整 理 番 号	路 線 名	付 図	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
1189	中央・金谷線	変更前	むつ市中央二丁目 1 6 2 番 5	
			むつ市中央一丁目 1 7 8 番 2 (右)	
		変更後	むつ市中央二丁目 1 6 2 番 5	
			むつ市金谷二丁目 8 6 番 1 5 0	

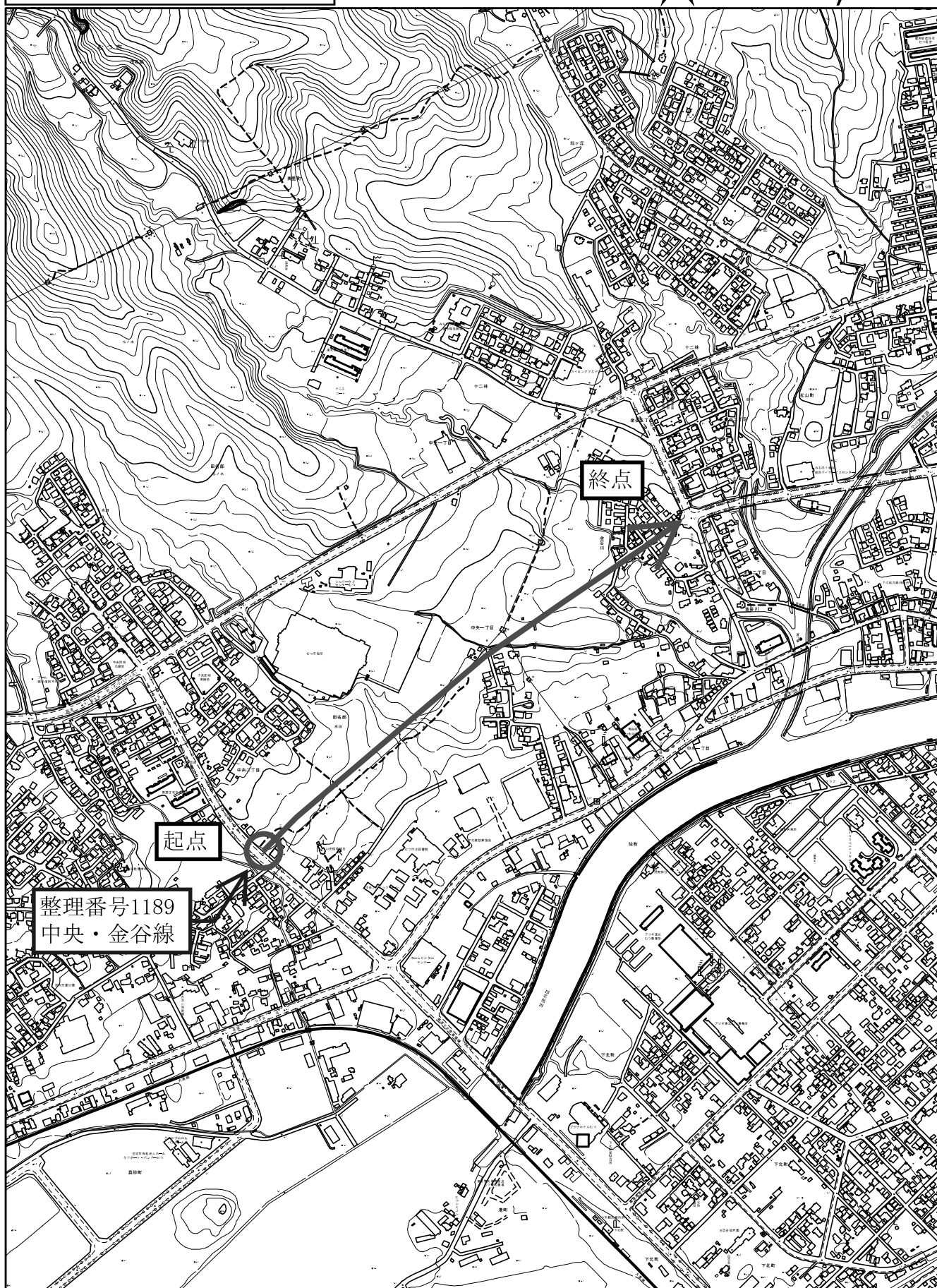
付図 (変更前)

N
1:10,000



付図 (変更後)

N
1:10,000



議案第 18 号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

東通村との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結することについて、むつ市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

東通村との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、平成２７年１０月５日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第２中

「２ 地域内外の住民との交流及び移住促進

(1) 交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(2) 婚活支援の推進

取組の内容	結婚の促進を図るため、男女の多様な出会いの場を創出する等の婚活支援に関する各種事業に取り組む。
甲の役割	婚活支援に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	婚活支援に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

」

「２ 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、

に

	運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎

乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越 善 靖 夫

議案第 19 号

むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

あ べ けん いち
阿 部 謙 一

提案理由

氏家剛教育長の任期が本年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 20 号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

おお ひさ る み こ
大 久 留美子

提案理由

人権擁護委員竹澤笑美子氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 2 1 号

令和 2 年度むつ市一般会計補正予算

令和 2 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 22 号

令和 2 年度むつ市水道事業会計補正予算

令和 2 年度むつ市水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 23 号

令和 2 年度むつ市下水道事業会計補正予算

令和 2 年度むつ市下水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 24 号

令和 3 年度むつ市一般会計予算

令和 3 年度むつ市一般会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 25 号

令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 26 号

令和 3 年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 27 号

令和 3 年度むつ市介護保険特別会計予算

令和 3 年度むつ市介護保険特別会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 28 号

令和 3 年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

令和 3 年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 29 号

令和 3 年度むつ市魚市場事業特別会計予算

令和 3 年度むつ市魚市場事業特別会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 30 号

令和 3 年度むつ市水道事業会計予算

令和 3 年度むつ市水道事業会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 3 1 号

令和 3 年度むつ市下水道事業会計予算

令和 3 年度むつ市下水道事業会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

報告第 5 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第4号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月15日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

令和2年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和２年度むつ市一般会計補正予算

令和２年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,016,400千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条 継続費の変更は、「第２表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条 繰越明許費の追加は、「第３表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条 債務負担行為の追加及び変更は、「第４表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条 地方債の追加及び変更は、「第５表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		13,309,521	203,722	13,513,243
	1. 国庫負担金	4,287,789	87,044	4,374,833
	2. 国庫補助金	9,011,047	116,678	9,127,725
16. 県支出金		2,811,535	103,925	2,915,460
	1. 県負担金	1,470,406	38,234	1,508,640
	2. 県補助金	1,219,503	65,691	1,285,194
21. 市債		5,241,826	173,700	5,415,526
	1. 市債	5,241,826	173,700	5,415,526
歳入合計		45,535,053	481,347	46,016,400

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		4,543,747	94,604	4,638,351
	1. 総 務 管 理 費	3,950,239	94,604	4,044,843
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	138,371	0	138,371
3. 民 生 費		15,819,719	144,933	15,964,652
	1. 社 会 福 祉 費	8,051,545	152,933	8,204,478
	3. 児 童 福 祉 費	3,831,662	△ 8,000	3,823,662
4. 衛 生 費		4,155,443	98,223	4,253,666
	1. 保 健 衛 生 費	2,235,001	104,534	2,339,535
	2. 清 掃 費	1,920,442	△ 6,311	1,914,131
6. 農 林 水 産 業 費		826,589	118,000	944,589
	4. 水 産 業 費	469,938	118,000	587,938
8. 土 木 費		2,060,829	3,000	2,063,829
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,372,167	0	1,372,167
	3. 河 川 費	56,188	3,000	59,188
9. 消 防 費		1,842,843	550	1,843,393
	1. 消 防 費	1,842,843	550	1,843,393
10. 教 育 費		3,929,320	7,897	3,937,217
	2. 小 学 校 費	866,969	△ 1,000	865,969
	3. 中 学 校 費	429,801	△ 967	428,834
	4. 社 会 教 育 費	414,493	△ 4,415	410,078
	5. 保 健 体 育 費	1,526,103	14,279	1,540,382
11. 公 債 費		5,545,799	31,760	5,577,559
	1. 公 債 費	5,545,799	31,760	5,577,559
12. 諸 支 出 金		4,844,729	△ 17,620	4,827,109
	1. 公 営 企 業 費	4,844,729	△ 17,620	4,827,109
歳 出 合 計		45,535,053	481,347	46,016,400

第2表

継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10. 教育費	4. 社会教育費	重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業	163,286	令和2年度	21,637	163,286	令和2年度	17,529
				令和3年度	70,139		令和3年度	71,990
				令和4年度	71,510		令和4年度	73,767
10. 教育費	5. 保健体育費	むつ市釜臥山スキー場整備事業	433,320	令和2年度	34,835	290,000	令和2年度	32,000
				令和3年度	398,485		令和3年度	258,000

第3表

繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	下北文化会館感染症対策事業	30,000千円
2. 総 務 費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修事業	4,928千円
2. 総 務 費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修事業	1,496千円
4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	104,534千円
6. 農 林 水 産 業 費	4. 水 産 業 費	むつ地区水産物供給基盤機能保全事業	86,921千円
6. 農 林 水 産 業 費	4. 水 産 業 費	関根地区漁村再生交付金事業	42,341千円
7. 商 工 費	1. 商 工 費	陸奥湾沿岸市町村連携事業	2,407千円
8. 土 木 費	2. 道 路 橋 り ょ う 費	橋梁長寿命化修繕事業（大橋架替事業）	3,522千円
8. 土 木 費	2. 道 路 橋 り ょ う 費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	33,892千円
8. 土 木 費	5. 都 市 計 画 費	田名部まちなか地区都市再生整備計画事業	37,000千円
10. 教 育 費	5. 保 健 体 育 費	学校保健特別対策事業（学校教育活動継続支援事業）	17,147千円

第4表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
むつ市宮宮後牧野、むつ市宮名子牧野、むつ市宮永下牧野、むつ市宮金谷沢牧野、むつ市宮後ふれあい牧場指定管理料 (人件費の見直しによる増額分)	令和3年度	1,643千円
むつ市下北自然の家指定管理料 (人件費の見直しによる増額分)	令和3年度から 令和4年度まで	2,979千円
大畑中央公園指定管理料 (人件費の見直しによる増額分)	令和3年度から 令和4年度まで	2,125千円
むつ市運動公園、むつ市釜臥山スキー場指定管理料 (人件費の見直しによる増額分)	令和3年度から 令和4年度まで	375千円

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業経営安定化支援(特別枠)事業利子補給金	令和3年度から 令和12年度まで	14,207千円	令和3年度から 令和12年度まで	18,122千円

第5表

地方債補正

(追加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
減収補填	千円 96,200	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式による借り入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
電気通信施設整備	千円 61,700	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式による借り入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による	千円 58,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
漁港整備	63,700				114,700			
河川整備	44,600				47,500			
重要文化財修復事業	9,800				7,900			
体育施設整備	339,000				336,400			
借換	2,271,000				2,302,700			
追加及び変更後の累計	5,241,826				5,415,526			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,940,497	0	10,940,497
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	229,647	0	229,647
15. 国 庫 支 出 金	13,309,521	203,722	13,513,243
16. 県 支 出 金	2,811,535	103,925	2,915,460
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	198,250	0	198,250
19. 繰 入 金	2,415,030	0	2,415,030
20. 諸 収 入	2,420,878	0	2,420,878
21. 市 債	5,241,826	173,700	5,415,526
22. 繰 越 金	181,353	0	181,353
歳 入 合 計	45,535,053	481,347	46,016,400

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	239,675	0	239,675				
2. 総 務 費	4,543,747	94,604	4,638,351	18,598	△ 3,600		79,606
3. 民 生 費	15,819,719	144,933	15,964,652	117,278			27,655
4. 衛 生 費	4,155,443	98,223	4,253,666	104,534			△ 6,311
5. 労 働 費	34,377	0	34,377				
6. 農 林 水 産 業 費	826,589	118,000	944,589	65,691	51,000		1,309
7. 商 工 費	1,666,983	0	1,666,983				
8. 土 木 費	2,060,829	3,000	2,063,829		2,900		100
9. 消 防 費	1,842,843	550	1,843,393				550
10. 教 育 費	3,929,320	7,897	3,937,217	1,546	△ 4,500		10,851
11. 公 債 費	5,545,799	31,760	5,577,559		31,700		60
12. 諸 支 出 金	4,844,729	△ 17,620	4,827,109				△ 17,620
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	45,535,053	481,347	46,016,400	307,647	77,500		96,200

歳入

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫 負担金	4,216,575	87,044	4,303,619	1 社会福祉費 負担金	87,044	障害者自立支援給付費負担金等
計	4,287,789	87,044	4,374,833			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	164,097	4,928	169,025	1 総務管理費 補助金	4,928	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
3 衛生費国庫 補助金	33,907	104,534	138,441	1 保健衛生費 補助金	104,534	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 補助金
8 教育費国庫 補助金	271,567	3,546	275,113	4 社会教育費 補助金	△ 2,054	国宝重要文化財等保存整備費補助金 <u>△ 2,054</u>
				5 保健体育費 補助金	5,600	学校保健特別対策事業費補助金 <u>5,600</u>
9 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金	96,000	3,670	99,670	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金	3,670	特定防衛施設周辺整備調整交付金
10 電源立地地 域対策交付 金	1,501,238	0	1,501,238	1 電源立地地 域対策交付 金	0	電源立地地域対策交付金
計	9,011,047	116,678	9,127,725			

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県負 担金	1,064,800	38,234	1,103,034	1 社会福祉費 負担金	38,234	障害者自立支援給付費負担金等
計	1,470,406	38,234	1,508,640			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業 費県補助金	180,346	65,691	246,037	3 水産業費補 助金	65,691	漁村再生交付金 <u>13,191</u> 水産供給基盤機能保全事業費補助金 <u>52,500</u>
計	1,219,503	65,691	1,285,194			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,485,226	124,300	2,609,526	1 総務管理債	127,900	借換債 <u>31,700</u> 減収補填債 <u>96,200</u>
				3 戸籍住民基 本台帳債	△ 3,600	電気通信施設整備債 <u>△ 3,600</u>
3 農林水産業 債	210,000	51,000	261,000	2 水産業債	51,000	漁港整備債
5 土木債	702,600	2,900	705,500	2 河川債	2,900	河川整備債
7 教育債	1,131,200	△ 4,500	1,126,700	3 社会教育債	△ 1,900	重要文化財修復事業債 <u>△ 1,900</u>
				4 保健体育債	△ 2,600	体育施設整備債 <u>△ 2,600</u>
計	5,241,826	173,700	5,415,526			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	45,535,053	481,347	46,016,400	

歳出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

第1表 総務局長										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般管理 費	1,196,117	2,200	1,198,317				2,200	18 負担金補助及び交付金	2,200	下北地域広域行政事務組合負担金
2 企画費	267,988	13,852	281,840				13,852	18 負担金補助及び交付金	13,852	むつ市地域間幹線系統等確保維持費補助金
30 財政調整 基金費	542,978	14,882	557,860				14,882	24 積立金	14,882	財政調整基金積立て
32 減債基金 費	1	50,000	50,001				50,000	24 積立金	50,000	減債基金積立て
34 地域振興 基金費	245,176	10,000	255,176	10,000				24 積立金	10,000	地域振興基金積立て
35 特定防衛 施設周辺 整備調整 交付金事 業基金費	66,017	3,670	69,687	3,670				24 積立金	3,670	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立て
計	3,950,239	94,604	4,044,843	13,670			80,934			

第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

第3項 戸籍住民基本台帳費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	138,371	0	138,371	4,928	△ 3,600		△ 1,328			財源更正
計	138,371	0	138,371	4,928	△ 3,600		△ 1,328			

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位 千円)

第1項 社会福祉費											(単位 円)	
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 県 支出金	地方債	その他						
2 障害福祉 費	1,981,362	152,933	2,134,295	125,278			27,655	19 扶助費	152,933	障害者自立支援給付費等 障害福祉サービス費 更生医療給付費 障害児通所支援事業費	152,933 102,152 32,720 18,061	
計	8,051,545	152,933	8,204,478	125,278			27,655					

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

第3項 児童福祉費				(単位 千円)						
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 般 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	408,536	△ 8,000	400,536	△ 8,000				19 扶助費	△ 8,000	乳幼児等医療費給付事業 費
計	3,831,662	△ 8,000	3,823,662	△ 8,000						

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

第1項 保健衛生費				補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 予防費	227,110	104,534	331,644	104,534				1 報酬	857	新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業費
								3 職員手当 等	6,461	
								4 共済費	143	
								8 旅費	42	
								10 需用費	3,240	
								11 役務費	3,360	
								12 委託料	77,300	
								13 使用料及 び賃借料	12,330	
								14 工事請負 費	800	
								18 負担金補 助及び交 付金	1	
計	2,235,001	104,534	2,339,535	104,534						

第4款 衛生費

第2項 清掃費

(単位 千円)

第2項 消耗費				補正額の財源内訳					節		説明
目	補正前の額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 じん芥処理費	1,871,584	△ 6,311	1,865,273				△ 6,311	18 負担金補助及び交付金	△ 6,311	下北地域広域行政事務組合負担金	
計	1,920,442	△ 6,311	1,914,131				△ 6,311				

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

第4項 水産事業

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 財 般 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 漁港施設 整備費	115,500	100,000	215,500	52,500	46,500		1,000	12 委託料	3,000	水産物供給基盤機能保全 事業負担金(大畑漁港) <u>7,000</u>
								14 工事請負 費	67,000	水産物供給基盤機能保全 事業負担金(正津川漁港) <u>9,000</u>
								18 負担金補 助及び交 付金	30,000	水産物供給基盤機能保全 事業負担金(脇野沢漁港) <u>4,000</u>
										漁港機能強化事業負担金 (脇野沢漁港) <u>10,000</u>
										むつ地区水産物供給基盤 機能保全事業費 <u>70,000</u>
5 関根漁港 施設整備 費	76,389	18,000	94,389	13,191	4,500		309	14 工事請負 費	18,000	漁村再生交付金事業費
計	469,938	118,000	587,938	65,691	51,000		1,309			

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

第2項 道路備つよう費											(単位 千円)	
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 県 支出金	地方債	その他						
4 道路新設 改良費	198,294	0	198,294					14 工事請負 費	1,500	道路整備事業費		
								21 補償補て ん及び賠 償金	△ 1,500			
計	1,372,167	0	1,372,167									

第8款 土木費
第3項 河川費

(単位 千円)

第5項 河川費				補正額の財源内訳				節		説明
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 河川総務 費	20,188	3,000	23,188		2,900		100	18 負担金補 助及び交 付金	3,000	急傾斜地整備事業負担金
計	56,188	3,000	59,188		2,900		100			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	1,636,160	550	1,636,710				550	18 負担金補助及び交付金	550	下北地域広域行政事務組合負担金 消防本部費 むつ消防署費 大湊消防署費
計	1,842,843	550	1,843,393				550			550 △ 11 △ 141 702

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 小学校管理費	852,261	△ 1,000	851,261	△ 1,000				10 需用費	△ 1,000	学校管理運営費
計	866,969	△ 1,000	865,969	△ 1,000						

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 中学校管理費	419,767	△ 967	418,800	△ 967				10 需用費	△ 967	学校管理運営費
計	429,801	△ 967	428,834	△ 967						

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

第4表 社会教育費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 文化振興 費	34,842	△ 4,415	30,427	△ 2,054	△ 1,900		△ 461	1 報酬	△ 39	重要文化財旧大湊水源地 水道施設修理事業費
								8 旅費	△ 268	
								12 委託料	△ 280	
								14 工事請負 費	△ 3,828	
計	414,493	△ 4,415	410,078	△ 2,054	△ 1,900		△ 461			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

第3項 保健体育費				補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 財 般 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 学校給食 費	225,601	△ 33	225,568	△ 33				10 需用費	△ 33	学校給食管理費
4 体育施設 管理費	416,976	△ 2,835	414,141		△ 2,600		△ 235	14 工事請負 費	△ 2,835	むつ市釜臥山スキー場整 備事業費
10 新型コロナ ウイルス感 染症対 策費	13,218	17,147	30,365	5,600			11,547	17 備品購入 費	17,147	学校保健特別対策事業費 (学校教育活動継続支援 事業)
計	1,526,103	14,279	1,540,382	5,567	△ 2,600		11,312			

第11款 公債費
第1項 公債費

(単位 千円)

第1項 公債費				補正額の財源内訳					節		説明
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 財 般 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 元金	5,385,508	31,760	5,417,268		31,700		60	22 償還金利 子及び割 引料	31,760	長期償還金	
計	5,545,799	31,760	5,577,559		31,700		60				

第12款 諸支出金
第1項 公営企業費

(単位 千円)

第1項 公営企業費				補正額の財源内訳			節		説明	
目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 公営企業費	4,743,036	△ 17,620	4,725,416				△ 17,620	18 負担金補助及び交付金	△ 17,620	下水道事業会計負担金
計	4,844,729	△ 17,620	4,827,109				△ 17,620			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	
				特 定 財 源					
				国 県 支出金	地方債	その他			
	45,535,053	481,347	46,016,400	307,647	77,500		96,200		

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
補正後	長 等	4	0	33,678	238	9,202	356	43,474	16,513	59,987	
	議 員	22	90,744	0	0	27,054	0	117,798	31,776	149,574	
	その他の 特別職	1,012	55,151	0	0	0	0	55,151	0	55,151	
	計	1,038	145,895	33,678	238	36,256	356	216,423	48,289	264,712	
補正前	長 等	4	0	33,678	238	9,202	356	43,474	16,513	59,987	
	議 員	22	90,744	0	0	27,054	0	117,798	31,776	149,574	
	その他の 特別職	1,012	55,190	0	0	0	0	55,190	0	55,190	
	計	1,038	145,934	33,678	238	36,256	356	216,462	48,289	264,751	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	△ 39	0	0	0	0	△ 39	0	△ 39	
	計	0	△ 39	0	0	0	0	△ 39	0	△ 39	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(595) 440	439,278	1,764,582	967,338	3,171,198	978,638	4,149,836	
補 正 前	(594) 440	438,421	1,764,582	960,877	3,163,880	978,495	4,142,375	
比 較	(1) 0	857	0	6,461	7,318	143	7,461	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	43,903	22,028	1,658	42,701	384,080	244,402	27,747	27,637	150,152	23,030
	補正前	43,903	22,028	1,658	42,701	383,993	244,402	27,747	27,637	143,778	23,030
	比 較	0	0	0	0	87	0	0	0	6,374	0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(18) 440	1,604,290	917,877	2,522,167	884,174	3,406,341	
補 正 前	(18) 440	1,604,290	911,503	2,515,793	884,174	3,399,967	
比 較	(0) 0	0	6,374	6,374	0	6,374	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	43,903	17,489	1,658	42,701	343,527	244,402	27,747	27,637	145,783	23,030
	補正前	43,903	17,489	1,658	42,701	343,527	244,402	27,747	27,637	139,409	23,030
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	6,374	0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(577) 0	439,278	160,292	49,461	649,031	94,464	743,495	
補 正 前	(576) 0	438,421	160,292	49,374	648,087	94,321	742,408	
比 較	(1) 0	857	0	87	944	143	1,087	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	0	4,539	0	0	40,553	0	0	0	4,369	0
	補正前	0	4,539	0	0	40,466	0	0	0	4,369	0
	比 較	0	0	0	0	87	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	857	会 計 年 度 任 用 職員制度に伴う 増 減 分	857	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 補正後 429 人 補正前 428 人 比較 1 人	
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	0		
		会 計 年 度 任 用 職員制度に伴う 増 減 分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手当等	6,461	制度改正に伴う 増 減 分	0		
		会 計 年 度 任 用 職員制度に伴う 増 減 分	87	・ 会計年度任用職員 期末手当 87	
		その他の増減分	6,374	・ 会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 6,374	

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					前々年度末 ま での 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総額に対す る進捗率			
				年割額	左の財源内訳										一般財源		
					特 定 財 源												
					国県支出金	地方債	その他										
10. 教 育 費	4. 社 会 教 育 費	重要文化財旧大湊水源 地水道施設修理事業	補正前の額	2	21,637	10,818	9,600		1,219		21,637	21,637		13.2			
			3	70,139	35,069	31,500		3,570				70,139	43.0				
			4	71,510	35,755	32,100		3,655				71,510	43.8				
			計	163,286	81,642	73,200		8,444		21,637	21,637	141,649	100.0				
			補正後の額	2	17,529	8,764	7,800		965		7,403	7,403		4.5			
			3	71,990	35,995	32,300		3,695				82,116	50.3				
			4	73,767	36,883	33,100		3,784				73,767	45.2				
			計	163,286	81,642	73,200		8,444		7,403	7,403	155,883	100.0				
			10. 教 育 費	5. 保 健 体 育 費	むつ市釜臥山スキー場整備事業	補正前の額	2	34,835		4,500	30,000	335		34,835	34,835		8.0
						3	398,485		63,100	332,000	3,385				398,485	92.0	
計	433,320					67,600	362,000	3,720		34,835	34,835	398,485	100.0				
補正後の額	2	32,000					1,900	30,000	100		32,000	32,000		11.0			
3	258,000					22,800	234,000	1,200				258,000	89.0				
計	290,000					24,700	264,000	1,300		32,000	32,000	258,000	100.0				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
中小企業経営安定化支援（特別枠）事業利子補給金 (産業雇用政策課)	18,122			令和3年度 から令和12 年度まで	限度額に 同じ				18,122
むつ市営宮後牧野、むつ市営名子 牧野、むつ市営永下牧野、むつ市 営金谷沢牧野、むつ市宮後ふれあ い牧場指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (生産者支援課)	1,643			令和3年度	限度額に 同じ				1,643
むつ市下北自然の家指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (生涯学習課)	2,979			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ				2,979
大畑中央公園指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (市民スポーツ課)	2,125			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ				2,125
むつ運動公園、むつ市釜臥山ス キー場指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (市民スポーツ課)	375			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ				375

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	35,925,422	36,839,555	5,241,826	173,700	5,415,526	5,380,912	31,760	5,412,672	36,700,469	141,940	36,842,409
(1)総務	19,110,719	18,585,523	2,485,226	124,300	2,609,526	3,134,173	31,760	3,165,933	17,936,576	92,540	18,029,116
(2)民生	362,689	448,630	61,200		61,200	37,145		37,145	472,685		472,685
(3)衛生	752,939	682,737	0		0	74,007		74,007	608,730		608,730
(4)農林水産業	1,646,116	1,532,030	210,000	51,000	261,000	257,089		257,089	1,484,941	51,000	1,535,941
(5)商工	46,384	50,192	48,600		48,600	10,931		10,931	87,861		87,861
(6)土木	4,487,083	4,612,645	434,700	2,900	437,600	477,936		477,936	4,569,409	2,900	4,572,309
(7)公営住宅	1,322,082	1,274,886	267,900		267,900	193,012		193,012	1,349,774		1,349,774
(8)消防	1,404,800	1,696,704	220,300		220,300	296,161		296,161	1,620,843		1,620,843
(9)教育	5,868,898	7,033,414	1,131,200	△ 4,500	1,126,700	811,148		811,148	7,353,466	△ 4,500	7,348,966
(10)公営企業	923,712	922,794	382,700		382,700	89,310		89,310	1,216,184		1,216,184
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,336,031	2,433,300	546,000		546,000	236,744		236,744	2,742,556		2,742,556
2. 災害復旧債	13,083	11,935				4,596		4,596	7,339		7,339
(1)公共施設	6,080	4,360				1,720		1,720	2,640		2,640
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	3,576	4,999				2,021		2,021	2,978		2,978
(5)商工											
(6)教育	3,427	2,576				855		855	1,721		1,721
合 計	35,938,505	36,851,490	5,241,826	173,700	5,415,526	5,385,508	31,760	5,417,268	36,707,808	141,940	36,849,748

議案第 22 号

令和 2 年 度

むつ市水道事業会計補正予算書

令和2年度 むつ市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度むつ市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度むつ市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	24,472 戸	△ 132 戸	24,340 戸
(2) 年間総給水量	6,696,451 m ³	△ 58,520 m ³	6,637,931 m ³
(3) 一日平均給水量	18,346 m ³	△ 160 m ³	18,186 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 水道管路緊急改善事業	136,049 千円	△ 20,172 千円	115,877 千円
(ロ) 水道施設整備事業	526,229 千円	△ 3,000 千円	523,229 千円
(ハ) 配水管整備事業	82,718 千円	△ 10,000 千円	72,718 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	1,673,833 千円	△ 2,815 千円	1,671,018 千円
第1項 営 業 収 益	1,365,394 千円	△ 2,860 千円	1,362,534 千円
第2項 営 業 外 収 益	303,914 千円	△ 107 千円	303,807 千円
第3項 特 別 利 益	4,525 千円	152 千円	4,677 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,646,464 千円	△ 29,875 千円	1,616,589 千円
第1項 営 業 費 用	1,427,820 千円	△ 31,201 千円	1,396,619 千円
第2項 営 業 外 費 用	217,644 千円	2,026 千円	219,670 千円
第3項 特 別 損 失	1,000 千円	△ 700 千円	300 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 647,377千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,157千円、過年度分損益勘定留保資金 580,220千円で補填するものとする。）。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資 本 的 収 入	1,013,843 千円	△ 60,428 千円	953,415 千円
第1項 企 業 債	842,000 千円	△ 369,800 千円	472,200 千円
第4項 固定資産売却代金	0 千円	1,872 千円	1,872 千円
第5項 一般会計出資金	0 千円	307,500 千円	307,500 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資 本 的 支 出	1,722,448 千円	△ 121,656 千円	1,600,792 千円
第1項 建設改良費	975,642 千円	△ 121,672 千円	853,970 千円
第2項 企業債償還金	746,806 千円	16 千円	746,822 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	水道管路緊急改善事業	1,417,251	平成29年度	158,868	1,417,251	平成29年度	158,868
				平成30年度	135,103		平成30年度	135,103
				令和元年度	102,052		令和元年度	102,052
				令和2年度	136,049		令和2年度	115,877
				令和3年度	339,984		令和3年度	347,287
				令和4年度	256,780		令和4年度	247,268
				令和5年度	288,415		令和5年度	310,796
		水道施設整備事業	1,630,284	平成29年度	179,694	1,630,284	平成29年度	179,694
				平成30年度	56,431		平成30年度	56,431
				令和元年度	363,950		令和元年度	363,950
				令和2年度	526,229		令和2年度	523,229
				令和3年度	70,376		令和3年度	103,686
				令和4年度	40,642		令和4年度	40,642
				令和5年度	392,962		令和5年度	362,652

(企 業 債)

第6条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
建設改良事業	842,000	証書 借入	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式による 借入れに おいては 当該見直 し後の利 率)	借入先 融資条 件による。	472,200	補正前 と同じ	補正 前と同じ	補正前 と同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	200,153 千円	△ 17,090 千円	183,063 千円

令和3年2月24日提出

む つ 市 長 宮 下 宗 一 郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和2年度 むつ市水道事業会計 予算実施計画	4 頁
2. 令和2年度 むつ市水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書	7 頁
3. 給 与 費 明 細 書	8 頁
4. 令和2年度 むつ市水道事業 予定貸借対照表	12 頁
5. 注 記 表	14 頁
6. 継続費に関する調書	16 頁

令和２年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			1,673,833	△ 2,815	1,671,018	
	1 営 業 収 益		1,365,394	△ 2,860	1,362,534	
		1 給 水 収 益	1,357,823	△ 2,047	1,355,776	水道料金の減額
		2 そ の 他 営 業 収 益	7,571	△ 813	6,758	下水道使用料徴収事務受託 収益の減額
	2 営 業 外 収 益		303,914	△ 107	303,807	
		2 負 担 金	48,523	△ 1,280	47,243	消火栓維持管理費等に係る 一般会計からの負担金の減 額
		3 長 期 前 受 金 戻 入	255,198	1,157	256,355	償却した長期前受金の増額
		4 雑 収 益	73	16	89	営業外の雑収益の増額
	3 特 別 利 益		4,525	152	4,677	
		2 固 定 資 産 売 却 益	0	152	152	固定資産売却に伴う売却益 の発生

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1,646,464	△ 29,875	1,616,589	
	1 営業費用		1,427,820	△ 31,201	1,396,619	
		1 原水及び浄水費	352,132	△ 13,833	338,299	職員給与費、物件費及び動力費の減額
		2 配水及び給水費	117,536	△ 4,863	112,673	職員給与費及び物件費の減額
		3 業務費	91,569	△ 1,150	90,419	職員給与費及び物件費の減額
		4 総係費	105,022	△ 10,885	94,137	職員給与費及び物件費の減額
		5 減価償却費	749,561	△ 470	749,091	減価償却費の減額
	2 営業外費用		217,644	2,026	219,670	
		1 支払利息	188,681	△ 3,000	185,681	企業債利息の減額
		2 消費税等	20,463	5,026	25,489	消費税支払相当額の増額
	3 特別損失		1,000	△ 700	300	
		1 過年度損益修正損	1,000	△ 700	300	過年度損益修正損の減額

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,013,843	△ 60,428	953,415	
	1 企 業 債		842,000	△ 369,800	472,200	
		1 企 業 債	842,000	△ 369,800	472,200	水道管路緊急改善事業費等に充てる企業債の減額
	4 固 定 資 産 売 却 代 金		0	1,872	1,872	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	0	1,872	1,872	固定資産売却に伴う売却代金の発生
	5 一 般 会 計 出 資 金		0	307,500	307,500	
		1 一 般 会 計 出 資 金	0	307,500	307,500	水道管路緊急改善事業費等に充てる一般会計出資金の増額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,722,448	△ 121,656	1,600,792	
	1 建設改良費		975,642	△ 121,672	853,970	
		1 水道管路緊急 改善事業費	136,049	△ 20,172	115,877	工事費等の減額
		2 水道施設 整備事業費	526,229	△ 3,000	523,229	工事費等の減額
		3 配水管整備 事業費	82,718	△ 10,000	72,718	工事費の減額
		4 そ の 他 建設改良費	229,999	△ 88,500	141,499	工事費等の増額
	2 企業債償還金		746,806	16	746,822	
		1 企業債償還金	746,806	16	746,822	企業債の元金償還額の増額

令和2年度 むつ市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失	△ 2,836
減価償却費	749,091
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	166
貸倒引当金の増減額	△ 1,636
長期前受金戻入額	△ 260,880
控除対象外消費税額	8,147
受取利息	△ 120
支払利息	185,681
有形固定資産売却損益	△ 152
未収金の増減額	24,946
貯蔵品の増減額	△ 6,351
未払金の増減額	△ 13,439
未払消費税等の増減	4,011
預り金の増減	83
小計	696,711
利息の受取額	120
利息の支払額	△ 185,681
業務活動によるキャッシュ・フロー	511,150

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 761,252
有形固定資産の売却による収入	2,024
国庫補助金等による収入	6,218
一般会計からの繰入金による収入	473,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 279,885

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	472,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 746,822
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 274,622

IV 資金増加額（又は減少額） △ 43,357

V 資金期首残高 1,083,664

VI 資金期末残高 1,040,307

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	1	(3) 19	0	87,022	49,391	136,413	46,650	183,063
補 正 前	1	(3) 20	0	92,022	52,905	144,927	55,226	200,153
比 較	0	(0) △ 1	0	△ 5,000	△ 3,514	△ 8,514	△ 8,576	△ 17,090

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	時間外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	補正後	2,606	1,506	1,284	1,029	1,062	1,304	7,628	19,889	11,943	1,140
	補正前	3,353	2,208	648	1,209	924	1,575	7,112	21,160	12,856	1,860
	比 較	△ 747	△ 702	636	△ 180	138	△ 271	516	△ 1,271	△ 913	△ 720

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	1	(1) 19	0	84,080	49,098	133,178	45,682	178,860
補 正 前	1	(0) 20	0	86,676	52,189	138,865	54,339	193,204
比 較	0	(1) △ 1	0	△ 2,596	△ 3,091	△ 5,687	△ 8,657	△ 14,344

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	時間外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	補正後	2,606	1,506	1,284	960	1,062	1,304	7,628	19,665	11,943	1,140
	補正前	3,353	2,208	648	972	924	1,575	7,039	20,754	12,856	1,860
	比 較	△ 747	△ 702	636	△ 12	138	△ 271	589	△ 1,089	△ 913	△ 720

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	(2) 0	0	2,942	293	3,235	968	4,203
補 正 前	(3) 0	0	5,346	716	6,062	887	6,949
比 較	(△1) 0	0	△ 2,404	△ 423	△ 2,827	81	△ 2,746

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職	扶 養	住 居	通 勤	特 殊 勤 務	寒冷地	時間外 勤 務	期 末	勤 勉	児 童
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
手 当 の 内 訳	補正後	0	0	0	69	0	0	0	224	0	0
	補正前	0	0	0	237	0	0	73	406	0	0
	比 較	0	0	0	△ 168	0	0	△ 73	△ 182	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 5,000	その他の 増 減 分	△ 5,000	職員数の異動状況	
				補正後 補正前 増 減	
				(会計年度任用職員以外の職員) 20 人 20 人 0 人	
				(会計年度任用職員) 2 人 3 人 △ 1 人	
				○職員数の変動に係る増減分 △ 2,404 千円	
手 当	△ 3,514	その他の 増 減 分	△ 3,514	○その他の増減分 △ 2,596 千円	
				・ 会計年度任用職員以外の職員	
				管理職手当 △ 747 千円 扶養手当 △ 702 千円	
				住居手当 636 千円 通勤手当 △ 12 千円	
				特殊勤務手当 138 千円 寒冷地手当 △ 271 千円	
				時間外勤務手当 589 千円 期末手当 △ 1,089 千円	
				勤勉手当 △ 913 千円 児童手当 △ 720 千円	
				・ 会計年度任用職員	
				通勤手当 △ 168 千円 期末手当 △ 182 千円	
				時間外勤務手当 △ 73 千円	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	事 務 ・ 技 術 企 業 職	
令和3年1月1日 現在	平 均 給 料 月 額	326,258 円
	平 均 給 与 月 額	379,222 円
	平 均 年 齢	43.6 歳
令和2年1月1日 現在	平 均 給 料 月 額	326,795 円
	平 均 給 与 月 額	378,268 円
	平 均 年 齢	43.7 歳

(2) 初 任 給

区 分	企 業 職	一 般 会 計 の 制 度 一 般 行 政 職
高 校 卒	150,600 円	150,600 円
大 学 卒	182,200 円	182,200 円

(3) 級別職員数（企業職）

区 分	令和3年1月1日		区 分	令和2年1月1日	
級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
7 級	1	5.3	7 級	1	5.3
6 級	2	10.5	6 級	1	5.3
5 級	3	15.8	5 級	5	26.3
4 級	5	26.3	4 級	4	21.0
3 級	1	5.3	3 級	2	10.5
2 級	7	36.8	2 級	6	31.6
1 級	0	0.0	1 級	0	0.0
計	19	100.0	計	19	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
企 業 職	局 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		22
	昇給に係る職員数 (B) (人)		19
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	3
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	16
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A) (%)		86.4
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		23
	昇給に係る職員数 (B) (人)		20
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	3
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	17
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A) (%)		87.0

(5) 特殊勤務手当

区 分		企 業 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率		1.2 %
支給対象職員の比率 (令和3年1月1日 現在)		68.4 %
支給対象職員1人当たり平均支給月額		5,923 円
代表的な特殊勤務手当の名称	支 給 額 の 多 い 手 当	水道作業手当
	多くの職員に支給されている手当	水道作業手当

(6) 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	(1.150)	(1.150)	(2.300)	有
	2.150	2.100	4.250	
補 正 前	(1.150)	(1.150)	(2.300)	有
	2.150	2.150	4.300	
一般会計の制度	(1.150)	(1.150)	(2.300)	有
	2.150	2.100	4.250	

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続 の者(月分)	2 5 年勤続 の者(月分)	3 5 年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	じ	
住 居 手 当	同	じ	
通 勤 手 当	同	じ	

令和2年度 むつ市水道事業予定貸借対照表

(令和 3 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		486,521	
ロ 建 物	2,177,336		
減価償却累計額	<u>△ 1,177,950</u>	999,386	
ハ 構 築 物	26,949,894		
減価償却累計額	<u>△ 12,223,931</u>	14,725,963	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,028,764		
減価償却累計額	<u>△ 2,530,903</u>	1,497,861	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	253,863		
減価償却累計額	<u>△ 155,569</u>	98,294	
ヘ 車 両 運 搬 具	50,333		
減価償却累計額	<u>△ 42,506</u>	7,827	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>561,547</u>	
有形固定資産合計			18,377,399

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>
固定資産合計			18,379,098

2. 流動資産

(1) 現金・預金		1,040,307	
(2) 未 収 金	117,910		
貸倒引当金	<u>△ 908</u>	117,002	
(3) 貯 蔵 品		<u>33,353</u>	
流動資産合計			<u>1,190,662</u>
資 産 合 計			<u>19,569,760</u>

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債		11,468,249	
(2) リース債務		<u>0</u>	
固定負債合計			11,468,249
4. 流動負債			
(1) 企業債		796,378	
(2) リース債務		0	
(3) 未払金			
イ 未払金	14,278		
ロ 未払消費税等	<u>4,011</u>		
未払金合計		18,289	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	10,668		
ロ 法定福利費引当金	<u>2,031</u>		
引当金合計		12,699	
(5) 預り金		<u>922</u>	
流動負債合計			828,288
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		8,292,150	
収益化累計額		<u>△ 4,639,748</u>	
繰延収益合計			<u>3,652,402</u>
負債合計			15,948,939

資 本 の 部

6. 資本金			2,818,758
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	4,958		
ロ 寄附金	700		
ハ 工事負担金	217,861		
ニ 国庫補助金	131,408		
ホ 県補助金	0		
ヘ 一般会計負担金	<u>179,247</u>		
資本剰余金合計		534,174	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	139,181		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>128,708</u>		
利益剰余金合計		<u>267,889</u>	
剰余金合計			<u>802,063</u>
資本合計			<u>3,620,821</u>
負債資本合計			<u>19,569,760</u>

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建 物	15～50年
構築物	40年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法による。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2,948,408,904円である。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として31,152,929円を支給することとなったため、賞与引当金10,376,630円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として6,009,495円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,025,594円を取り崩した。

Ⅳ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

に 費 続 継									
款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 庫 補 助 金	一般会計 出 資 金	一般会計 負 担 金	自 財 己 源
1 資 本 的 支 出	1 資 本 的 支 出	水道管路緊急改善事業		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			平成29年度	158,868	127,400	19,545			11,923
			平成30年度	135,103	107,700	16,149			11,254
			令和元年度	102,052	84,000	8,213			9,839
			令和2年度	115,877	59,800	6,218	49,000		859
			令和3年度	347,287	166,800	2,317	166,800		11,370
			令和4年度	247,268	164,600	72,553			10,115
			令和5年度	310,796	197,000	103,681			10,115
			計	1,417,251	907,300	228,676	215,800	0	65,475
		水道施設整備事業	平成29年度	179,694	178,200				1,494
			平成30年度	56,431	54,800				1,631
			令和元年度	363,950	358,200				5,750
			令和2年度	523,229	263,700		258,500		1,029
			令和3年度	103,686	51,800		51,800		86
			令和4年度	40,642	40,600				42
			令和5年度	362,652	360,600				2,052
			計	1,630,284	1,307,900	0	310,300	0	12,084

関 する 調 書						
前々年度末 までの支払 義務発生額	前年度末まで の支払義務発 生（見込）額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度末ま での支払義務 発生予定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	備 考
千円 155,048	千円	千円	千円 155,048	千円	% 10.9	逓次繰越 3,820千円
129,809			129,809		9.2	逓次繰越 9,114千円
	101,346		101,346		7.2	逓次繰越 9,820千円
		125,697	125,697		8.9	
				347,287		
				247,268		
				310,796		
284,857	101,346	125,697	511,900	905,351	36.1	
174,960			174,960		10.7	逓次繰越 4,734千円
52,268			52,268		3.2	逓次繰越 8,897千円
	363,453		363,453		22.3	逓次繰越 9,394千円
		532,623	532,623		32.7	
				103,686		
				40,642		
				362,652		
227,228	363,453	532,623	1,123,304	506,980	68.9	

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法	定額法による。
・主な耐用年数	
建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、下水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、下水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、下水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和2年度末 321,902,147円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として12,934,143円を支給することとなったため、賞与引当金4,258,254円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,514,170円を支出することとなったため、法定福利費引当金833,797円を取り崩した。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業を運営していることから、それらを報告セグメントとしている。
 なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	むつ及び大畑処理区における汚水処理に関する業務
特定環境保全公共下水道事業	川内及び脇野沢処理区における汚水処理に関する業務
漁業集落排水事業	九艘泊及び寄浪・蛸田地区漁業集落における汚水処理に関する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	公共下水道 事業	特定環境保全 公共下水道 事業	漁業集落排水 事業	合 計
営業収益	86,553	35,906	1,620	124,079
営業費用	656,115	316,187	46,489	1,018,791
営業損益	△569,562	△280,281	△44,869	△894,712
経常損益	△7,264	3,963	1,805	△1,496
セグメント資産	13,902,217	4,950,620	454,000	19,306,837
セグメント負債	13,720,859	4,387,193	407,676	18,515,728
その他の項目				
他会計繰入金	490,098	205,017	26,546	721,661
減価償却費	509,277	261,318	30,453	801,048
特別利益	15,284	0	0	15,284
特別損失	3,341	657	411	4,409
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	163,337	0	0	163,337

議案第 23 号

令和 2 年度

むつ市下水道事業会計補正予算書

令和２年度 むつ市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第１条 令和２年度むつ市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 令和２年度むつ市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(４) 主要な建設改良事業			
(イ) 下水道整備事業	700,767 千円	△ 2,444 千円	698,323 千円

(収益的収入及び支出)

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第１款 下水道事業収益	1,207,340 千円	108 千円	1,207,448 千円
第２項 営業外収益	1,070,940 千円	△ 15,127 千円	1,055,813 千円
第３項 特 別 利 益	0 千円	15,235 千円	15,235 千円

支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第１款 下水道事業費用	1,207,340 千円	108 千円	1,207,448 千円
第１項 営 業 費 用	1,035,278 千円	108 千円	1,035,386 千円

(資本的収入及び支出)

第４条 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第１款 資本的収入	1,116,570 千円	△ 2,444 千円	1,114,126 千円
第３項 一般会計負担金	160,905 千円	△ 2,444 千円	158,461 千円

支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第１款 資本的支出	1,458,629 千円	△ 2,444 千円	1,456,185 千円
第１項 建設改良費	738,596 千円	△ 2,444 千円	736,152 千円

(特例的収入及び支出)

第４条の２ 地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を、21,179千円から17,199千円に補正する。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第５条 予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(１) 職員給与費	76,830 千円	1,864 千円	78,694 千円

(他会計からの補助金)

第6条 下水道事業の運営に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、
208,862千円から191,242千円に補正する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提 出

む つ 市 長 宮 下 宗 一 郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和2年度	むつ市下水道事業会計	予算実施計画		4 頁
2. 令和2年度	むつ市下水道事業	予定キャッシュ・フロー計算書		5 頁
3. 給 与 費 明 細 書				6 頁
4. 令和2年度	むつ市下水道事業	予定貸借対照表		10 頁
5. 令和2年度	むつ市下水道事業	開始貸借対照表		12 頁
6. 注 記 表				14 頁

令和２年度 むつ市下水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			1,207,340	108	1,207,448	下水道事業の経営活動全般から生ずる収益
	2 営業外収益		1,070,940	△ 15,127	1,055,813	金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 補 助 金	80,193	△ 15,176	65,017	一般会計からの営業助成金
		4 雑 収 益	2	49	51	営業外の雑収益
	3 特別利益		0	15,235	15,235	当年度の経常的収益から除外すべき利益
		1 その他特別利益	0	15,235	15,235	その他の特別利益

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,207,340	108	1,207,448	下水道事業の経営活動全般に要する費用
	1 営業費用		1,035,278	108	1,035,386	主たる営業活動に要する費用
		2 処 理 場 費	157,243	△ 2,200	155,043	処理場施設の維持管理に要する費用
		4 総 係 費	50,727	2,308	53,035	事業活動の全般に関連する費用

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,116,570	△ 2,444	1,114,126	資本的支出に充てる収入
	3 一般会計負担金		160,905	△ 2,444	158,461	
		1 一般会計負担金	160,905	△ 2,444	158,461	企業債償還金及び資本的収支財源不足分等に充てる一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,458,629	△ 2,444	1,456,185	建設改良事業等に要する支出
	1 建設改良費		738,596	△ 2,444	736,152	建設改良事業に要する支出
		1 下水道整備事業費	700,767	△ 2,444	698,323	下水道整備事業に要する支出

令和２年度 むつ市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	9,379
減価償却費	801,048
固定資産除却費	73
引当金の増減額	5,166
貸倒引当金の増減額	50
長期前受金戻入額	△ 492,562
控除対象外消費税額	1,972
受取利息	0
支払利息	131,741
未収金の増減額	△ 27,006
未払金の増減額	△ 6,846
未払消費税等の増減	3,580
小計	426,595
利息の受取額	0
利息の支払額	△ 131,741
業務活動によるキャッシュ・フロー	294,854

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 690,813
国庫補助金等による収入	238,545
一般会計からの繰入金による収入	155,043
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 297,225

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	350,000
一時借入金の返済による支出	△ 350,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	722,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 720,029
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,771

IV 資金増加額（又は減少額） 400

V 資金期首残高 0

VI 資金期末残高 400

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	(0) 6	0	23,480	17,860	41,340	13,932	55,272
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	(0) 3	0	9,968	7,705	17,673	5,749	23,422
	合 計	0	(0) 9	0	33,448	25,565	59,013	19,681	78,694
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	(0) 6	0	22,975	16,259	39,234	13,730	52,964
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	(0) 3	0	10,139	7,373	17,512	6,354	23,866
	合 計	0	(0) 9	0	33,114	23,632	56,746	20,084	76,830
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	(0) 0	0	505	1,601	2,106	202	2,308
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	(0) 0	0	△ 171	332	161	△ 605	△ 444
	合 計	0	(0) 0	0	334	1,933	2,267	△ 403	1,864

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職	扶 養	住 居	通 勤	特 殊 勤 務	寒冷地	時間外 勤 務	期 末	勤 勉	児 童
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	456	1,536	539	421		696	3,262	10,174	7,201	1,280
	補正前	396	1,614	864	399		687	1,624	10,145	6,983	920
	比 較	60	△ 78	△ 325	22	0	9	1,638	29	218	360

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	334	その他の 増 減 分	334 職員数の異動状況 補正後 補正前 増 減 (現に在職する職員数) 9 人 9 人 0 人 ○給与改定のための保留額の増減分 △ 125 千円 ○その他の増減分 459 千円	
手 当	1,933	その他の 増 減 分	1,933 管理職手当 60 千円 扶養手当 △ 78 千円 住居手当 △ 325 千円 通勤手当 22 千円 特殊勤務手当 0 千円 期末手当 29 千円 寒冷地手当 9 千円 勤勉手当 218 千円 時間外勤務手当 1,638 千円 児童手当 360 千円	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与

区 分	事 務 ・ 技 術 企 業 職
令和 3 年 1 月 1 日 現在	平 均 給 料 月 額 312,433 円
	平 均 給 与 月 額 367,174 円
	平 均 年 齢 41.1 歳
令和 2 年 1 月 1 日 現在	平 均 給 料 月 額 305,533 円
	平 均 給 与 月 額 338,265 円
	平 均 年 齢 40.5 歳

(2) 初 任 給

区 分	企 業 職	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 行 政 職
高 校 卒	150,600 円	150,600 円
大 学 卒	182,200 円	182,200 円

(3) 級別職員数 (企業職)

区 分	令和3年1月1日		区 分	令和2年1月1日	
級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
7 級		0.0	7 級		0.0
6 級	1	11.1	6 級		0.0
5 級		0.0	5 級	1	11.1
4 級	3	33.3	4 級	2	22.2
3 級	2	22.2	3 級	3	33.3
2 級	3	33.4	2 級	3	33.4
1 級		0.0	1 級		0.0
計	9	100.0	計	9	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
企 業 職	局 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		9
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	8
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		9
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	8
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0

(5) 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	(月分)	
補 正 後	(1.150) 2.150	(1.150) 2.100	(2.300) 4.250	有
補 正 前	(1.150) 2.150	(1.150) 2.150	(2.300) 4.300	有
一般会計の制度	(1.150) 2.150	(1.150) 2.100	(2.300) 4.250	有

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続 の者(月分)	2 5 年勤続 の者(月分)	3 5 年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

令和2年度 むつ市下水道事業予定貸借対照表

(令和 3 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		571,099	
ロ 建 物	3,961,901		
減価償却累計額	<u>△ 141,454</u>	3,820,447	
ハ 構 築 物	14,353,035		
減価償却累計額	<u>△ 383,432</u>	13,969,603	
ニ 機 械 及 び 装 置	881,243		
減価償却累計額	<u>△ 272,201</u>	609,042	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,411		
減価償却累計額	<u>△ 2,441</u>	5,970	
ヘ 車 両 運 搬 具	2,685		
減価償却累計額	<u>△ 283</u>	2,402	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		285,691	
有形固定資産合計			19,264,254

(2) 無形固定資産

無形固定資産合計		<u>0</u>	

固定資産合計 19,264,254

2. 流動資産

(1) 現金・預金

(2) 未収金

貸倒引当金		42,233	400
	<u>△ 50</u>	42,183	

流動資産合計 42,583

資産合計 19,306,837

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債	8,972,660	
(2) リース債務	0	
固定負債合計		8,972,660

4. 流動負債

(1) 一時借入金	0	
(2) 企業債	735,066	
(3) リース債務	0	
(4) 未払金		
イ 未払金	10,353	
ロ 未払消費税等	3,580	
未払金合計		13,933
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	4,302	
ロ 法定福利費引当金	864	
引当金合計		5,166
流動負債合計		754,165

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	9,280,500	
収益化累計額	△ 491,597	
繰延収益合計		8,788,903
負債合計		18,515,728

資 本 の 部

6. 資本金		410,392

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	266,145	
ロ 受益者負担金及び分担金	3,843	
ハ 国庫補助金	60,934	
ニ 県補助金	3,523	
ホ 一般会計負担金	36,893	
資本剰余金合計		371,338
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	9,379	
利益剰余金合計		9,379
剰余金合計		380,717
資本合計		791,109
負債資本合計		19,306,837

令和2年度 むつ市下水道事業開始貸借対照表

(令和 2 年 4 月 1 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		571,099	
ロ 建 物	3,961,901		
減価償却累計額	<u>0</u>	3,961,901	
ハ 構 築 物	13,869,660		
減価償却累計額	<u>0</u>	13,869,660	
ニ 機 械 及 び 装 置	847,989		
減価償却累計額	<u>0</u>	847,989	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,411		
減価償却累計額	<u>0</u>	8,411	
ヘ 車 両 運 搬 具	297		
減価償却累計額	<u>0</u>	297	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>115,205</u>	
有形固定資産合計			19,374,562

(2) 無形固定資産

無形固定資産合計	<u>0</u>		<u>0</u>

固 定 資 産 合 計 19,374,562

2. 流 動 資 産

(1) 現金・預金

0

(2) 未 収 金

17,199

貸倒引当金

0

17,199

流動資産合計

17,199

資 産 合 計

19,391,761

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債	8,986,749	
(2) リース債務	0	
固定負債合計	<u> </u>	8,986,749

4. 流動負債

(1) 一時借入金	0	
(2) 企業債	718,206	
(3) リース債務	0	
(4) 未払金		
イ 未払金	17,199	
ロ 未払消費税等	0	
未払金合計	<u> </u>	17,199
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	0	
ロ 法定福利費引当金	0	
引当金合計	<u> </u>	0
流動負債合計		735,405

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	8,887,877	
収益化累計額	0	
繰延収益合計	<u> </u>	8,887,877
負債合計		<u>18,610,031</u>

資 本 の 部

6. 資本金	410,392

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	266,146	
ロ 受益者負担金及び分担金	3,842	
ハ 国庫補助金	60,934	
ニ 県補助金	3,523	
ホ 一般会計負担金	36,893	
資本剰余金合計	<u> </u>	371,338
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	0	
利益剰余金合計	<u> </u>	0
剰余金合計		<u>371,338</u>
資本合計		<u>781,730</u>
負債資本合計		<u><u>19,391,761</u></u>

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法	定額法による。
・主な耐用年数	
建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、下水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、下水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、下水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和2年度末 321,902,147円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として12,934,143円を支給することとなったため、賞与引当金4,258,254円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,514,170円を支出することとなったため、法定福利費引当金833,797円を取り崩した。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業を運営していることから、それらを報告セグメントとしている。
 なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	むつ及び大畑処理区における汚水処理に関する業務
特定環境保全公共下水道事業	川内及び脇野沢処理区における汚水処理に関する業務
漁業集落排水事業	九艘泊及び寄浪・蛸田地区漁業集落における汚水処理に関する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落排水事業	合計
営業収益	86,553	35,906	1,620	124,079
営業費用	656,115	316,187	46,489	1,018,791
営業損益	△569,562	△280,281	△44,869	△894,712
経常損益	△7,264	3,963	1,805	△1,496
セグメント資産	13,902,217	4,950,620	454,000	19,306,837
セグメント負債	13,720,859	4,387,193	407,676	18,515,728
その他の項目				
他会計繰入金	490,098	205,017	26,546	721,661
減価償却費	509,277	261,318	30,453	801,048
特別利益	15,284	0	0	15,284
特別損失	3,341	657	411	4,409
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	163,337	0	0	163,337

令和 3 年度

む つ 市 一 般 会 計
予算書・予算説明書

む つ 市

世帯数	28,860	世帯

人 口	55,861	人

内 訳	{	男	27,179	人
		女	28,682	人

(令和3年2月1日現在)

目 次

令和3年度むつ市一般会計予算書

令和3年度むつ市一般会計予算	3頁
第1表歳入歳出予算	4頁
第2表継続費	6頁
第3表債務負担行為	6頁
第4表地方債	7頁

令和3年度むつ市一般会計予算に関する説明書（参考資料）

歳入歳出予算事項別明細書

総括	
（歳入）	10頁
（歳出）	11頁

歳入	
1. 市税	12頁
2. 地方譲与税	13頁
3. 地子割交付金	14頁
4. 配当割交付金	14頁
5. 株式等譲渡所得割交付金	14頁
6. 法人事業税交付金	15頁
7. 地方消費税交付金	15頁
8. 環境性能割交付金	15頁
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	15頁
10. 地方特例交付金	15頁
11. 地方交付税	16頁
12. 交通安全対策特別交付金	16頁
13. 分担金及び負担金	16頁
14. 使用料及び手数料	17頁
15. 国庫支出金	18頁
16. 県庫支出金	21頁
17. 財産収入	25頁
18. 寄附収入	26頁
19. 繰入金	27頁
20. 諸収入	28頁
21. 市債	30頁

歳出	
1. 議会費	33頁
2. 総務費	34頁
3. 民生費	48頁
4. 衛生費	56頁
5. 労働費	61頁
6. 農林水産業費	62頁
7. 商工費	69頁
8. 土木費	73頁
9. 消防費	79頁
10. 文教費	81頁
11. 公債費	91頁
12. 諸支出	91頁
13. 予備費	91頁

◇ 給与費明細書	92頁
◇ 継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書	97頁
◇ 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書	99頁
◇ 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	101頁
◇ 地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	102頁

一般会計予算書

令和３年度むつ市一般会計予算

令和３年度むつ市一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,700,000千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条 地方自治法第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表継続費」による。

（債務負担行為）

第３条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条 地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条 地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条 地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（会計年度任用職員に係る給料、職員手当等及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 市 税		4,915,350
	1. 市 民 産 税	2,456,066
	2. 固 定 資 産 税	1,635,721
	3. 軽 自 動 車 税	170,688
	4. 市 民 税	510,831
	5. 都 市 計 画 税	140,532
	6. 入 湯 税	1,512
2. 地 方 譲 与 税		227,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	40,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	142,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	45,000
3. 利 子 割 交 付 金		4,600
	1. 利 子 割 交 付 金	4,600
4. 配 当 割 交 付 金		27,000
	1. 配 当 割 交 付 金	27,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		11,933
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,933
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		22,700
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	22,700
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,200,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,200,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金		10,900
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,900
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		82,305
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	82,305
10. 地 方 特 例 交 付 金		653,041
	1. 地 方 特 例 交 付 金	42,041
	2. 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	611,000
11. 地 方 交 付 税		10,780,000
	1. 地 方 交 付 税	10,780,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,367
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,367
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		133,011
	1. 負 担 金	132,981
	2. 分 担 金	30
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		259,127
	1. 使 用 料	112,784
	2. 手 数 料	146,343
15. 国 庫 支 出 金		7,107,304
	1. 国 庫 負 担 金	4,284,023
	2. 国 庫 補 助 金	2,812,544
	3. 委 託 金	10,737
16. 県 支 出 金		2,797,157
	1. 県 負 担 金	1,475,915
	2. 県 補 助 金	1,186,087
	3. 県 委 託 金	135,155
17. 財 産 収 入		36,774
	1. 財 産 運 用 収 入	18,827
	2. 財 産 売 払 収 入	17,947
18. 寄 附 金		201,000
	1. 寄 附 金	201,000
19. 繰 入 金		1,225,798
	1. 基 金 繰 入 金	1,225,557
	2. 特 別 会 計 繰 入 金	241
20. 諸 収 入		2,440,433
	1. 市 預 金 利 子	10
	2. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1,465
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2,283,708
	4. 受 託 事 業 収 入	24,596
	5. 雑 収 入	130,654
21. 市 債		6,560,200
	1. 市 債	6,560,200
歳 入 合 計		38,700,000

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		248,094
	1. 議 会 費	248,094
2. 総 務 費		4,657,284
	1. 総 務 管 理 費	4,069,760
	2. 徴 税 費	307,316
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	152,533
	4. 選 挙 費	72,483
	5. 統 計 調 査 費	26,409
	6. 監 査 委 員 費	28,783
3. 民 生 費		9,952,888
	1. 社 会 福 祉 費	2,432,630
	2. 老 人 福 祉 費	1,309,319
	3. 児 童 福 祉 費	3,743,982
	4. 生 活 保 護 費	2,466,957
4. 衛 生 費		4,061,555
	1. 保 健 衛 生 費	2,140,031
	2. 清 掃 費	1,921,524
5. 労 働 費		16,579
	1. 労 働 諸 費	16,579
6. 農 林 水 産 業 費		596,321
	1. 農 業 費	187,129
	2. 畜 産 業 費	95,293
	3. 林 業 費	61,034
	4. 水 産 業 費	252,865
7. 商 工 費		949,333
	1. 商 工 費	949,333
8. 土 木 費		2,022,832
	1. 土 木 管 理 費	278,941
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,014,692
	3. 河 川 費	72,492
	4. 港 湾 費	130
	5. 都 市 計 画 費	509,620
	6. 住 宅 費	146,957
9. 消 防 費		2,382,088
	1. 消 防 費	2,382,088
10. 教 育 費		2,915,818
	1. 教 育 総 務 費	589,141
	2. 小 学 校 費	393,622
	3. 中 学 校 費	354,401
	4. 社 会 教 育 費	552,753
	5. 保 健 体 育 費	1,025,901
11. 公 債 費		5,977,017
	1. 公 債 費	5,977,017
12. 諸 支 出 金		4,895,191
	1. 公 営 企 業 費	4,895,191
13. 予 備 費		25,000
	1. 予 備 費	25,000
歳 出 合 計		38,700,000

第2表

継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2. 総務費	2. 徴税費	固定資産評価替え事業	42,924	令和3年度	2,400
				令和4年度	23,155
				令和5年度	17,369
8. 土木費	6. 住宅費	(仮称) 田名部まちなか団地整備事業	20,053	令和3年度	5,819
				令和4年度	4,818
				令和5年度	5,280
				令和6年度	4,136
9. 消防費	1. 消防費	情報伝達手段整備事業	784,092	令和3年度	604,417
				令和4年度	179,675

第3表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
市議会会議録作成委託料	令和4年度	2,000千円
創業融資利子補給金(令和3年度)	令和4年度	282千円
除排雪対策経費	令和3年度内	著しい降雪に伴う除排雪に要する額

第4表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
臨時財政対策	1,050,000	普通貸借	5.0%以内（ただし、 利率見直し方式による 借り入れにおいては 当該見直し後の利率）	借入先融資条件によ る
電気通信施設整備	55,800	同 上	同 上	同 上
庁舎整備	208,600	同 上	同 上	同 上
基金造成	60,000	同 上	同 上	同 上
財産管理	3,200	同 上	同 上	同 上
文化会館整備	331,500	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備	21,500	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備	4,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備	62,800	同 上	同 上	同 上
清掃施設整備	42,900	同 上	同 上	同 上
農業施設整備	1,700	同 上	同 上	同 上
畜産基盤整備	13,300	同 上	同 上	同 上
漁港整備	38,000	同 上	同 上	同 上
漁港管理	7,400	同 上	同 上	同 上
観光施設整備	2,800	同 上	同 上	同 上
商工施設整備	29,000	同 上	同 上	同 上
産業振興	24,300	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう整備	303,600	同 上	同 上	同 上
河川整備	60,300	同 上	同 上	同 上
公園施設整備	2,200	同 上	同 上	同 上
街路整備	108,500	同 上	同 上	同 上
コンパクトシティ推進	141,600	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備	69,700	同 上	同 上	同 上
消防施設整備	33,300	同 上	同 上	同 上
防災基盤整備	604,400	同 上	同 上	同 上
小学校整備	17,100	同 上	同 上	同 上
中学校整備	44,400	同 上	同 上	同 上
中学校管理	55,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備	76,500	同 上	同 上	同 上
重要文化財修復事業	32,400	同 上	同 上	同 上
学校給食施設整備	85,300	同 上	同 上	同 上
体育施設整備	53,500	同 上	同 上	同 上
医療体制整備	60,000	同 上	同 上	同 上
医療施設整備	8,800	同 上	同 上	同 上
上水道事業	218,600	同 上	同 上	同 上
借 換	2,628,200	同 上	同 上	同 上
合 計	6,560,200			

一般会計予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 市 税	4,915,350	5,748,575	△ 833,225
2. 地 方 譲 与 税	227,000	260,000	△ 33,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,600	9,100	△ 4,500
4. 配 当 割 交 付 金	27,000	30,000	△ 3,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	11,933	9,455	2,478
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	22,700	28,800	△ 6,100
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,200,000	1,300,000	△ 100,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,900	35,600	△ 24,700
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	82,305	85,467	△ 3,162
10. 地 方 特 例 交 付 金	653,041	34,529	618,512
11. 地 方 交 付 税	10,780,000	10,550,000	230,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,367	3,700	667
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	133,011	129,134	3,877
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	259,127	263,669	△ 4,542
15. 国 庫 支 出 金	7,107,304	6,493,972	613,332
16. 県 支 出 金	2,797,157	2,756,117	41,040
17. 財 産 収 入	36,774	112,156	△ 75,382
18. 寄 附 金	201,000	193,300	7,700
19. 繰 入 金	1,225,798	1,282,730	△ 56,932
20. 諸 収 入	2,440,433	2,422,296	18,137
21. 市 債	6,560,200	4,601,400	1,958,800
歳 入 合 計	38,700,000	36,350,000	2,350,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1. 議 会 費	248,094	250,128	△ 2,034				248,094	
2. 総 務 費	4,657,284	3,938,664	718,620	1,093,863	659,100	399,221	2,505,100	
3. 民 生 費	9,952,888	9,861,421	91,467	5,719,590	88,300	169,376	3,975,622 (516,300)	
4. 衛 生 費	4,061,555	4,042,394	19,161	1,313,132	42,900	145,198	2,560,325 (163,700)	
5. 労 働 費	16,579	16,881	△ 302	3,468		7,157	5,954	
6. 農 林 水 産 業 費	596,321	795,453	△ 199,132	155,690	60,400	41,389	338,842	
7. 商 工 費	949,333	753,875	195,458	185,111	56,100	258,451	449,671	
8. 土 木 費	2,022,832	1,584,325	438,507	466,873	685,900	48,187	821,872	
9. 消 防 費	2,382,088	1,817,963	564,125	394,446	637,700	527,413	822,529	
10. 教 育 費	2,915,818	3,200,558	△ 284,740	551,288	364,200	528,881	1,471,449	
11. 公 債 費	5,977,017	5,545,799	431,218		2,628,200	90,298	3,258,519	
12. 諸 支 出 金	4,895,191	4,517,539	377,652	21,000	287,400	2,065,000	2,521,791	
13. 予 備 費	25,000	25,000	0				25,000	
歳 出 合 計	38,700,000	36,350,000	2,350,000	9,904,461	5,510,200	4,280,571	19,004,768 (680,000)	

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

歳入

第1款 市税
第1項 市民税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	2,197,701	2,416,141	△ 218,440	1 現年課税分	2,179,763	個人市民税 <u>2,197,701</u> 均等割 27,068人 $94,767 \times 99.0\% = 93,819$ 繰越算出税額 $2,078 \times 18.4\% = 382$ 所得割 $2,107,014 \times 99.0\% = 2,085,944$ 繰越算出税額 $95,412 \times 18.4\% = 17,556$
				2 滞納繰越分	17,938	
2 法人	258,365	283,077	△ 24,712	1 現年課税分	257,311	法人市民税 <u>258,365</u> 均等割 1,101件 $155,772 \times 99.0\% = 154,214$ 繰越算出税額 $7,045 \times 13.5\% = 951$ 法人税割 $103,304 \times 99.8\% = 103,097$ 繰越算出税額 $957 \times 10.8\% = 103$
				2 滞納繰越分	1,054	
計	2,456,066	2,699,218	△ 243,152			

第1款 市税
第2項 固定資産税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 固定資産税	1,579,353	2,154,675	△ 575,322	1 現年課税分	1,563,957	固定資産税 <u>1,579,353</u> 土地 算出税額 $451,533 \times 98.1\% = 442,954$ 繰越算出税額 $39,428 \times 10.0\% = 3,943$ 家屋 算出税額 $901,576 \times 98.1\% = 884,446$ 繰越算出税額 $86,253 \times 13.1\% = 11,299$ 償却資産 算出税額 $236,794 \times 99.9\% = 236,557$ 繰越算出税額 $2,081 \times 7.4\% = 154$
				2 滞納繰越分	15,396	
2 国有資産等 所在市町村 交付金	56,368	54,580	1,788	1 交付金	56,368	交付金
計	1,635,721	2,209,255	△ 573,534			

第1款 市税
第3項 軽自動車税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 種別割	163,526	157,294	6,232	1 現年課税分	160,784	種別割 <u>163,526</u> 台数 21,882台 算出税額 $165,246 \times 97.3\% = 160,784$ 繰越算出税額 $12,753 \times 21.5\% = 2,742$
				2 滞納繰越分	2,742	
2 環境性能割	7,162	8,238	△ 1,076	1 環境性能割	7,162	環境性能割
計	170,688	165,532	5,156			

第1款 市税

第4項 市たばこ税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市たばこ税	510,831	510,829		1 2 現年課税分	510,831	売渡し本数見込 81,231千本
計	510,831	510,829	2			

第1款 市税

第5項 都市計画税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 都市計画税	140,532	162,203	△ 21,671	1 2 現年課税分 滞納繰越分	139,269 1,263	都市計画税 <u>140,532</u> 土地 算出税額 59,316×98.4%=58,367 繰越算出税額 4,358×11.0%=479 家屋 算出税額 82,134×98.5%=80,902 繰越算出税額 5,678×13.8%=784
計	140,532	162,203	△ 21,671			

第1款 市税

第6項 入湯税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 入湯税	1,512	1,538	△ 26	1 2 現年課税分	1,512	入湯税 <u>1,512</u> 入湯客数 10,083人×150円=1,512
計	1,512	1,538	△ 26			

第2款 地方譲与税

第1項 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油 譲与税	40,000	58,000	△ 18,000	1 地方揮発油 譲与税	40,000	交付見込額
計	40,000	58,000	△ 18,000			

第2款 地方譲与税

第2項 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 自動車重量 譲与税	142,000	157,000	△ 15,000	1 自動車重量 譲与税	142,000	交付見込額
計	142,000	157,000	△ 15,000			

第2款 地方譲与税

第3項 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 森林環境譲 与税	45,000	45,000	0	1 森林環境譲 与税	45,000	交付見込額
計	45,000	45,000	0			

第3款 利子割交付金

第1項 利子割交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子割交付 金	4,600	9,100	△ 4,500	1 利子割交付 金	4,600	交付見込額
計	4,600	9,100	△ 4,500			

第4款 配当割交付金

第1項 配当割交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 配当割交付 金	27,000	30,000	△ 3,000	1 配当割交付 金	27,000	交付見込額
計	27,000	30,000	△ 3,000			

第5款 株式等譲渡所得割交付金

第1項 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 株式等譲渡 所得割交付 金	11,933	9,455	2,478	1 株式等譲渡 所得割交付 金	11,933	交付見込額
計	11,933	9,455	2,478			

第6款 法人事業税交付金
第1項 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 法人事業税 交付金	22,700	28,800	△ 6,100	1 法人事業税 交付金	22,700	交付見込額
計	22,700	28,800	△ 6,100			

第7款 地方消費税交付金
第1項 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方消費税 交付金	1,200,000	1,300,000	△ 100,000	1 地方消費税 交付金	1,200,000	交付見込額
計	1,200,000	1,300,000	△ 100,000			

第8款 環境性能割交付金
第1項 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 環境性能割 交付金	10,900	35,600	△ 24,700	1 環境性能割 交付金	10,900	交付見込額
計	10,900	35,600	△ 24,700			

第9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金
第1項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国有提供施 設等所在市 町村助成交 付金	82,305	85,467	△ 3,162	1 国有提供施 設等所在市 町村助成交 付金	82,305	交付見込額
計	82,305	85,467	△ 3,162			

第10款 地方特例交付金
第1項 地方特例交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交 付金	42,041	34,529	7,512	1 地方特例交 付金	42,041	交付見込額
計	42,041	34,529	7,512			

第10款 地方特例交付金

第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	611,000	0	611,000	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	611,000	交付見込額
計	611,000	0	611,000			

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	10,780,000	10,550,000	230,000	1 地方交付税	10,780,000	普通交付税 <u>9,250,000</u> 特別交付税 <u>1,530,000</u>
計	10,780,000	10,550,000	230,000			

第12款 交通安全対策特別交付金

第1項 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	4,367	3,700	667	1 交通安全対策特別交付金	4,367	交付見込額
計	4,367	3,700	667			

第13款 分担金及び負担金

第1項 負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	132,970	128,930	4,040	1 社会福祉費負担金	8,239	下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金 <u>8,239</u>
				2 老人福祉費負担金	13,447	老人ホーム入所者負担金 <u>13,447</u>
				3 児童福祉費負担金	111,284	保育児童保護者負担金 <u>110,471</u> 養育医療費負担金 <u>813</u>
2 土木費負担金	11	174	△ 163	1 住宅費負担金	11	木造住宅耐震診断派遣対象者負担金 <u>11</u>
計	132,981	129,104	3,877			

第13款 分担金及び負担金
第2項 分担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 農林水産業 費分担金	30	30	0	1 農業振興費 分担金	30	農地開発事業受益者分担金
計	30	30	0			

第14款 使用料及び手数料
第1項 使用料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務使用料	3,559	3,723	△ 164	1 総務管理使 用料	3,559	行政財産目的外使用料 コミュニティセンター使用料 3,347 212
2 民生使用料	7,784	8,863	△ 1,079	1 社会福祉使 用料	5,801	総合福祉センター使用料 5,801
				2 老人福祉使 用料	1,983	老人福祉センター使用料 1,983
3 衛生使用料	14,974	15,106	△ 132	1 保健衛生使 用料	14,974	斎場使用料 埋葬場所使用料 9,974 5,000
4 農林水産業 使用料	1,165	1,479	△ 314	1 農業使用料	333	野猿公苑入苑料 法定外公共物占用料 306 27
				2 水産業使用 料	832	漁港施設占用料 832
5 商工使用料	15,460	20,087	△ 4,627	1 商工使用料	15,460	温泉使用料 夢の平成号乗船料 安渡館使用料 陶芸センター使用料 脇野沢流通センター使用料 10,625 3,182 1,046 280 327
6 土木使用料	60,324	59,729	595	1 道路使用料	4,671	道路占用料 法定外公共物占用料 準用河川占用料 4,250 420 1
				2 公園使用料	961	公園使用料 961
				3 住宅使用料	54,692	市営住宅使用料 54,692
7 教育使用料	9,518	8,751	767	1 教育総務使 用料	362	教育財産目的外使用料 362
				2 社会教育使 用料	457	公民館使用料 式番館使用料 456 1

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 保健体育使 用料	8,699	体育施設使用料 公園使用料
計	112,784	117,738	△ 4,954			8,617 82

第14款 使用料及び手数料
第2項 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務手数料	32,728	35,449	△ 2,721	1 徴税手数料	6,237	税及び税外督促手数料 税務諸証明手数料
				2 戸籍住民基 本台帳手 数料	26,491	戸籍住民基本台帳手数料
2 民生手数料	850	778	72	1 社会福祉手 数料	850	日常生活用具給付事業利用手数料 日中一時支援事業利用手数料 訪問入浴事業利用手数料 移動支援事業利用手数料
3 衛生手数料	111,971	108,314	3,657	1 保健衛生手 数料	8,716	健康診査等手数料 犬の登録等手数料 墓地公園使用許可名義変更手数料 墓地公園使用許可証再交付手数料
				2 清掃手数料	103,255	一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理業許可手数料
4 土木手数料	794	1,390	△ 596	1 土木手数料	13	住居表示台帳交付手数料 認定路線図交付手数料
				2 都市計画手 数料	781	屋外広告物許可審査手数料 開発行為許可審査手数料 都市計画図交付手数料
計	146,343	145,931	412			2 11 579 190 12

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫 負担金	4,215,567	4,214,584	983	1 社会福祉費 負担金	931,710	障害者自立支援給付費等負担金 特別障害者手当等給付費負担金 生活困窮者自立支援事業費負担金
				2 老人福祉費 負担金	68,159	介護保険料軽減分負担金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 児童福祉費 負担金	1,494,272	児童入所施設措置費等負担金 <u>397</u> 児童手当負担金 <u>384,327</u> 保育所運営費負担金 <u>973,518</u> 児童扶養手当負担金 <u>134,333</u> 養育医療費負担金 <u>1,697</u>
				4 生活保護費 負担金	1,721,426	生活保護費負担金 <u>1,719,366</u> 被保護者就労自立支援事業負担金 <u>1,763</u> 被保護者健康管理支援事業負担金 <u>297</u>
2 衛生費国庫 負担金	68,456	71,214	△ 2,758	1 保健衛生費 負担金	68,456	国民健康保険基盤安定負担金
計	4,284,023	4,285,798	△ 1,775			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	109,048	157,233	△ 48,185	1 総務管理費 補助金	109,048	地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金 <u>3,864</u> 社会保障・税番号制度カード関連事務交付金 <u>41,607</u> 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 <u>5,937</u> 社会資本整備総合交付金 <u>38,400</u> マイナポイント事業費補助金 <u>5,967</u> 半島振興広域連携促進事業費補助金 <u>13,273</u>
2 民生費国庫 補助金	248,741	152,752	95,989	1 社会福祉費 補助金	27,475	地域生活支援事業費補助金 <u>21,175</u> 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金 <u>6,300</u>
				2 児童福祉費 補助金	212,448	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 <u>3,157</u> 子ども・子育て支援交付金 <u>56,021</u> 保育所等整備交付金 <u>144,157</u> 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 <u>90</u> 子育てのための施設等利用給付交付金 <u>4,203</u> 保育対策総合支援事業費補助金 <u>1,820</u> 地域子供の未来応援交付金 <u>3,000</u>
				3 生活保護費 補助金	8,818	生活保護適正実施推進事業費補助金 <u>8,818</u>
3 衛生費国庫 補助金	15,507	11,815	3,692	1 保健衛生費 補助金	15,507	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） <u>4,758</u> 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 費補助金 <u>2,731</u> 感染症予防事業費等国庫補助金 <u>6,059</u> 母子保健衛生費国庫補助金 <u>396</u> 子ども・子育て支援交付金 <u>1,563</u>
4 農林水産業 費国庫補助 金	11,987	5,636	6,351	1 農業費補助 金	11,987	天然記念物食害対策事業費補助金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
5 土木費国庫 補助金	381,293	195,120	186,173	1 道路橋りょう費補助金	253,267	社会資本整備総合交付金 <u>253,267</u>
				2 都市計画費補助金	67,000	社会資本整備総合交付金 <u>49,000</u> 都市構造再編集中支援事業費補助金 <u>18,000</u>
				3 住宅費補助金	61,026	社会資本整備総合交付金 <u>61,026</u>
6 消防費国庫 補助金	3,800	2,864	936	1 消防費補助金	3,800	社会資本整備総合交付金
7 教育費国庫 補助金	44,852	24,513	20,339	1 教育総務費補助金	409	教育支援体制整備事業費補助金 <u>409</u>
				2 小学校費補助金	2,594	要保護児童生徒援助費補助金（児童分） <u>96</u> 特別支援教育就学奨励費補助金（児童分） <u>1,797</u> 理科教育設備整備費等補助金（児童分） <u>701</u>
				3 中学校費補助金	3,916	要保護児童生徒援助費補助金（生徒分） <u>360</u> 特別支援教育就学奨励費補助金（生徒分） <u>1,493</u> 理科教育設備整備費等補助金（生徒分） <u>354</u> へき地児童生徒援助費等補助金 <u>1,709</u>
				4 社会教育費補助金	37,904	美術工芸品保存修理事業費補助金 <u>1,854</u> 国宝重要文化財等保存整備費補助金 <u>36,050</u>
				5 保健体育費補助金	29	へき地児童生徒援助費等補助金 <u>29</u>
8 特定防衛施設 周辺整備 調整交付金	96,000	96,000	0	1 特定防衛施設 周辺整備 調整交付金	96,000	特定防衛施設周辺整備調整交付金
9 電源立地地域 対策交付金	1,500,000	1,501,238	△ 1,238	1 電源立地地域 対策交付金	1,500,000	電源立地地域対策交付金
10 地方創生推進 交付金	401,316	45,243	356,073	1 地方創生推進 交付金	52,325	地方創生推進交付金 <u>52,325</u>
				2 地方創生拠点 整備交付金	348,991	地方創生拠点整備交付金 <u>348,991</u>
商工費国庫 補助金	0	5,075	△ 5,075			廃 目
計	2,812,544	2,197,489	615,055			

第15款 国庫支出金
第3項 委託金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	874	840	34	1 総務管理費委託金	654	施設区域取得等事務委託金 <u>500</u> 自衛官募集事務費委託金 <u>154</u>
				2 戸籍住民基本台帳費委託金	220	中長期在留者住居地届出等事務委託金 <u>220</u>
2 民生費委託金	9,863	9,845	18	1 社会福祉費委託金	9,442	国民年金事務費委託金 <u>9,442</u>
				2 児童福祉費委託金	421	特別児童扶養手当事務取扱委託金 <u>421</u>
計	10,737	10,685	52			

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県負担金	3,000	2,405	595	1 総務管理費負担金	3,000	東京2020聖火リレー青森県実行委員会負担金
2 民生費県負担金	1,065,853	1,064,800	1,053	1 社会福祉費負担金	452,478	障害者自立支援給付費等負担金 <u>452,478</u>
				2 老人福祉費負担金	34,079	介護保険料軽減分負担金 <u>34,079</u>
				3 児童福祉費負担金	560,397	助産施設措置費負担金 <u>198</u> 児童手当負担金 <u>85,805</u> 保育所運営費負担金 <u>473,546</u> 養育医療費負担金 <u>848</u>
				4 生活保護費負担金	18,899	生活保護法第73条負担金 <u>18,118</u> 行旅病人負担金 <u>781</u>
3 衛生費県負担金	407,062	416,694	△ 9,632	1 保健衛生費負担金	407,062	国民健康保険基盤安定負担金 <u>265,684</u> 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 <u>141,378</u>
計	1,475,915	1,483,899	△ 7,984			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県補助金	106	3,175	△ 3,069	1 総務管理費補助金	106	土地利用規制等対策費交付金
2 民生費県補助金	162,874	169,127	△ 6,253	1 社会福祉費補助金	47,920	地域生活支援事業費補助金 <u>10,585</u> 民生委員協議会補助金 <u>8,664</u> 重度心身障害者医療費助成事業費補助金 <u>28,500</u> 自立支援医療事務取扱交付金 <u>171</u>
				2 老人福祉費補助金	4,136	老人クラブ運営費補助金 <u>2,501</u> 低所得者利用者負担対策事業費補助金 <u>1,142</u> 介護従事者確保対策事業費補助金 <u>493</u>
				3 児童福祉費補助金	110,818	ひとり親家庭等医療費補助金 <u>19,618</u> 子ども・子育て支援交付金（青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金） <u>56,021</u> 保育料軽減事業費補助金 <u>2,094</u> 子育てのための施設等利用給付交付金 <u>2,101</u> 乳幼児はつらつ育成事業費補助金 <u>30,074</u> 保育対策総合支援事業費補助金 <u>910</u>
3 衛生費県補助金	14,009	13,553	456	1 保健衛生費補助金	14,009	健康増進保健事業費補助金 <u>4,895</u> 青森県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金 <u>2,725</u> 青森県浄化槽整備費補助金 <u>2,379</u> 青森県自殺対策強化事業費補助金 <u>410</u> 青森県ハイリスク妊産婦アクセス支援事業費補助金 <u>450</u> 風しん抗体検査事業費補助金 <u>132</u> 子ども・子育て支援交付金 <u>1,563</u> 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金 <u>1,455</u> 集団健康教育事業 <u>1,120</u> 健やか隊員育成事業 <u>335</u>
4 労働費県補助金	2,448	2,448	0	1 労働諸費補助金	2,448	青森県移住支援事業費補助金
5 農林水産業費県補助金	136,651	182,968	△ 46,317	1 農業費補助金	56,248	農業委員会設置費等補助金 <u>1,446</u> 機構集積支援事業費補助金 <u>1,995</u> 農業振興費補助金 <u>40,066</u> 農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金 <u>2</u> 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 <u>1,860</u> 農業次世代人材投資事業費補助金 <u>17,625</u> 多面的機能支払交付金 <u>157</u> 多面的機能支払推進交付金 <u>27</u> 環境保全型農業直接支払交付金 <u>672</u> 産地パワーアップ事業費補助金 <u>18,973</u> 特産果樹産地育成・ブランド確立事業費補助金 <u>750</u> 地籍調査事業費補助金 <u>7,887</u> 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金 <u>1,766</u> 鳥獣被害対策事業 <u>1,766</u> 機構集積協力金交付事業費補助金 <u>1,000</u> 農地利用最適化交付金事業費補助金 <u>2,088</u>
				2 林業費補助金	5,103	民有林野造林補助金 <u>2,803</u> 小規模治山事業費補助金 <u>2,300</u>
				3 水産業費補助金	75,300	青森県トド漁業被害防止対策事業費補助金 <u>100</u> 漁村再生交付金 <u>60,000</u> 青森県水産多面的機能発揮対策交付金 <u>200</u> 水産物供給基盤機能保全事業費補助金 <u>15,000</u>

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
6 商工費県補助金	2,496	5,629	△ 3,133	1 商工費補助金	2,496	青森県消費者行政強化事業費補助金 <u>1,454</u> 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金 <u>1,042</u> むつ市のうまい！ステップアップ事業 1,042
7 土木費県補助金	376	48	328	1 土木管理費補助金	285	青森県住宅耐震診断推進事業費補助金 <u>34</u> 青森県住宅耐震改修促進支援事業費補助金 <u>251</u>
				2 都市計画費補助金	91	景観形成対策交付金 <u>91</u>
8 消防費県補助金	10,618	5,856	4,762	1 消防費補助金	10,618	要配慮者等屋内退避施設維持管理事業補助金 <u>6,657</u> 原子力防災対策事業費補助金 <u>3,961</u>
9 教育費県補助金	3,614	4,950	△ 1,336	1 教育総務費補助金	224	青森県部活動指導員配置事業費補助金 <u>224</u>
				2 社会教育費補助金	3,090	放課後子ども教室補助金 <u>3,090</u>
				3 保健体育費補助金	300	国民スポーツ大会会場地市町村競技拠点化推進事業費補助金 <u>300</u>
10 電源立地地域対策等交付金	170,150	172,328	△ 2,178	1 電源立地地域対策交付金	155,900	電源立地地域対策交付金 <u>155,900</u>
				2 広報・調査等交付金	14,250	広報・調査等交付金 <u>14,250</u>
11 青森県核燃料物質等取扱税交付金	317,745	318,510	△ 765	1 青森県核燃料物質等取扱税交付金	317,745	青森県核燃料物質等取扱税交付金
12 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	365,000	272,000	93,000	1 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	365,000	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金
計	1,186,087	1,150,592	35,495			

第16款 県支出金
第3項 県委託金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県委託金	130,355	115,653	14,702	1 総務管理費委託金	1,460	県民だより配布事務費委託金 <u>822</u> 県議会だより配布事務費委託金 <u>548</u> 権限委譲委託金（特定非営利活動促進法関連分） <u>90</u>
				2 徴税费委託金	83,085	県民税徴収事務費委託金 <u>83,085</u>
				3 戸籍住民基本台帳費委託金	59	人口動態調査費委託金 <u>59</u>
				4 選挙費委託金	42,012	在外選挙人名簿登録事務費委託金 <u>2</u> 衆議院議員総選挙費委託金 <u>41,890</u> 衆議院議員総選挙啓発推進事業費委託金 <u>85</u> 衆議院議員総選挙開票速報事務費委託金 <u>35</u>
				5 統計調査費委託金	3,739	統計調査費委託金 <u>3,739</u> 諸統計調査費委託金 3,719 統計調査員確保対策事業費委託金 20
2 民生費県委託金	138	96	42	1 社会福祉費委託金	138	特別弔慰金支給事務費市町村委託金 <u>89</u> 公害防止条例施行事務費交付金 <u>49</u>
3 農林水産業費県委託金	1,069	1,306	△ 237	1 農業費委託金	642	権限移譲委託金（鳥獣保護分） <u>642</u>
				2 水産業費委託金	427	海面漁業月別漁獲数量調査事務費委託金 <u>427</u>
4 商工費県委託金	3,361	3,345	16	1 商工費委託金	3,361	下北半島国定公園清掃作業委託金 <u>847</u> 水道施設管理委託金 <u>2,486</u> 権限委譲委託金（中小企業等協同組合法関連分） <u>10</u> 権限委譲委託金（商工会議所法関連分） <u>2</u> 権限委譲委託金（商工会法関連分） <u>16</u>
5 土木費県委託金	204	116	88	1 都市計画費委託金	204	権限移譲委託金（都市計画法分） <u>77</u> 権限移譲委託金（屋外広告物法分） <u>127</u>
6 消防費県委託金	28	47	△ 19	1 消防費委託金	28	権限移譲委託金（液化石油ガス分）
教育費県委託金	0	1,063	△ 1,063			廃 目
計	135,155	121,626	13,529			

第17款 財産収入
第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財産貸付収入	18,643	18,500	143	1 不動産貸付収入	18,573	土地建物貸付収入 <u>18,573</u> JR大湊駅構内用地転賃料 106 東北電力(株)外敷地等貸付料 2,699 本庁舎自動販売機用地貸付料 2,849 本庁舎コンビニエンスストア用地貸付料 6,300 教員住宅入居料 2,490 旧本庁舎跡地貸付料 3,656 川内林野貸付料 473
				2 動産貸付収入	70	市有牛貸付収入 <u>70</u>
2 利子及び配当金	184	369	△ 185	1 利子及び配当金	113	配当金 <u>113</u>
				2 関根浜沿岸漁業振興基金運用収入	9	関根浜沿岸漁業振興基金運用利子収入 <u>9</u>
				3 土地開発基金運用収入	1	土地開発基金運用利子収入 <u>1</u>
				4 公共施設整備基金運用収入	1	公共施設整備基金運用利子収入 <u>1</u>
				5 減債基金運用収入	1	減債基金運用利子収入 <u>1</u>
				6 育英基金運用収入	1	育英基金運用利子収入 <u>1</u>
				7 大畑町沿岸漁業振興基金運用収入	1	大畑町沿岸漁業振興基金運用利子収入 <u>1</u>
				8 水川目酪農振興基金運用収入	7	水川目酪農振興基金運用利子収入 <u>7</u>
				9 地域振興基金運用収入	30	地域振興基金運用利子収入 <u>30</u>
				10 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金運用収入	3	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金運用利子収入 <u>3</u>
				11 子ども夢育成基金運用収入	1	子ども夢育成基金運用利子収入 <u>1</u>

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				12 ふるさと納 税寄附金基 金運用収入	1	ふるさと納税寄附金基金運用利子収入 1
				13 太陽の恵み 基金運用収 入	1	太陽の恵み基金運用利子収入 1
				14 過疎地域自 立促進基金 運用収入	2	過疎地域自立促進基金運用利子収入 2
				15 地域基盤安 定化基金運 用収入	1	地域基盤安定化基金運用利子収入 1
				16 新希望のま ち基金運用 収入	10	新希望のまち基金運用利子収入 10
				17 財政調整基 金運用収入	1	財政調整基金運用利子収入 1
計	18,827	18,869	△ 42			

第17款 財産収入

第2項 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不動産売払 収入	78	79,297	△ 79,219	1 土地売払収 入	78	市有地売払収入
2 生産物売払 収入	17,869	13,990	3,879	1 生産物売払 収入	17,869	立木売払収入 16,705 陶器売払収入 500 貝殻売払収入 2 素材売払収入 662
計	17,947	93,287	△ 75,340			

第18款 寄附金

第1項 寄附金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附 金	201,000	193,300	7,700	1 ふるさと納 税寄附金	200,000	ふるさと納税寄附金 200,000

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	1,000	まち・ひと・しごと創生寄附金 <u>1,000</u>
計	201,000	193,300	7,700			

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	1,073	1,073	0	1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	1,073	関根浜沿岸漁業振興基金繰入金
2 育英基金繰 入金	38,160	39,960	△ 1,800	1 育英基金繰 入金	38,160	育英基金繰入金
3 子ども夢育 成基金繰入 金	5,024	5,024	0	1 子ども夢育 成基金繰入 金	5,024	子ども夢育成基金繰入金
4 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	66,600	66,600	0	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	66,600	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金
5 太陽の恵み 基金繰入金	650	650	0	1 太陽の恵み 基金繰入金	650	太陽の恵み基金繰入金
6 地域振興基 金繰入金	477,049	477,178	△ 129	1 地域振興基 金繰入金	477,049	地域振興基金繰入金
7 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	200,001	190,007	9,994	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	200,001	ふるさと納税寄附金基金繰入金
8 新希望のま ち基金繰入 金	299,000	30,000	269,000	1 新希望のま ち基金繰入 金	299,000	新希望のまち基金繰入金
9 減債基金繰 入金	50,000	150,000	△ 100,000	1 減債基金繰 入金	50,000	減債基金繰入金
10 地域基盤安 定化基金繰 入金	88,000	0	88,000	1 地域基盤安 定化基金繰 入金	88,000	地域基盤安定化基金繰入金
大畑町沿岸 漁業振興基 金繰入金	0	2,680	△ 2,680			廃 目

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
過疎地域自立促進基金繰入金	0	50,000	△ 50,000			廃 目
公共施設整備基金繰入金	0	269,317	△ 269,317			廃 目
計	1,225,557	1,282,489	△ 56,932			

第19款 繰入金

第2項 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	241	241	0	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	241	後期高齢者医療特別会計繰入金
計	241	241	0			

第20款 諸収入

第1項 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市預金利子	10	10	0	1 市預金利子	10	金融機関預金利子
計	10	10	0			

第20款 諸収入

第2項 延滞金加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 延滞金	1,465	1,488	△ 23	1 延滞金	1,465	諸税等延滞金
計	1,465	1,488	△ 23			

第20款 諸収入
第3項 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務貸付金 元金収入	9,532	9,532	0	1 総務貸付金 元金収入	9,532	地域総合整備資金貸付金元金収入
2 農業貸付金 元利収入	12,329	24,471	△ 12,142	1 農業貸付金 元金収入	12,323	ニホンザル被害対策市町村等連絡会議貸付金 元金収入 <u>2,000</u> 水川目地区酪農振興資金貸付金元金収入 <u>8,323</u> 脇野沢農業振興公社貸付金元金収入 <u>2,000</u>
				2 農業貸付金 利子収入	6	脇野沢農業振興公社貸付金利子収入 <u>6</u>
3 商工貸付金 元金収入	217,150	217,150	0	1 商工貸付金 元金収入	217,150	中小企業融資特別保証制度原資預託金元金収入 <u>216,000</u> 青森県多重債務者等経済生活再生事業特別支援 制度預託金元金収入 <u>1,150</u>
4 教育貸付金 元金収入	44,697	40,018	4,679	1 教育貸付金 元金収入	44,697	奨学金貸付金元金収入 <u>44,622</u> 緊急支援金貸付金元金収入 <u>75</u>
5 一部事務組 合貸付金元 金収入	2,000,000	2,000,000	0	1 一部事務組 合貸付金元 金収入	2,000,000	一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入
計	2,283,708	2,291,171	△ 7,463			

第20款 諸収入
第4項 受託事業収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費受託 事業収入	5,610	5,392	218	1 総務管理費 受託事業収 入	5,610	電子計算業務受託事業収入 <u>4,816</u> 情報ネットワーク管理業務受託事業収入 <u>794</u>
2 衛生費受託 事業収入	7,482	8,576	△ 1,094	1 保健衛生費 受託事業収 入	7,482	後期高齢者健康診査業務受託事業収入
3 農林水産業 費受託事業 収入	3,783	2,496	1,287	1 畜産業費受 託事業収入	1,750	草地畜産基盤整備事業受託事業収入 <u>1,750</u>
				2 林業費受託 事業収入	2,033	森林整備センター造林受託事業収入 <u>2,033</u>
4 商工費受託 事業収入	646	620	26	1 商工費受託 事業収入	646	下北地域消費生活相談体制町村受託事業収入
5 教育費受託 事業収入	7,075	6,475	600	1 教育総務費 受託事業収 入	4,750	教育研修センター受託事業収入 <u>4,750</u>

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2 保健体育費 受託事業収入	2,325	給食提供業務受託事業収入 <u>2,325</u>
計	24,596	23,559	1,037			

第20款 諸収入
第5項 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 年金委託金	197	213	△ 16	1 農業者年金 委託金	197	農業者年金業務費委託金
2 納付金	3,311	3,048	263	1 雇用保険料 納付金	1,824	会計年度任用職員雇用保険料納付金 <u>1,824</u>
				2 日本スポー ツ振興セン ター納付金	1,487	日本スポーツ振興センター納付金 <u>1,487</u>
3 返還金	6,327	5,100	1,227	1 返還金	6,327	生活保護費返還徴収金
4 雑入	120,819	97,707	23,112	1 雑入	120,819	青森県市町村振興協会研修助成金 <u>1,993</u> むつ小川原産業活性化センター助成金 <u>1,147</u> むつ小川原地域・産業振興財団助成金 <u>1,902</u> 広報紙・ホームページバナー広告収入 <u>1,860</u> 光ファイバケーブル賃貸料 <u>13,493</u> 外出支援サービス事業利用料 <u>3,693</u> 宝くじ収益金市町村交付金 <u>17,363</u> 青森県後期高齢者医療広域連合職員分負担金 <u>5,156</u> コミュニティ助成事業費助成金 <u>17,200</u> 信用保証料負担金返戻金 <u>5,484</u> 光熱水費外 <u>51,528</u>
計	130,654	106,068	24,586			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,525,900	2,468,100	57,800	1 総務管理債	2,523,400	臨時財政対策債 <u>1,050,000</u> 電気通信施設整備債 <u>53,300</u> 庁舎整備債 <u>208,600</u> 基金造成債 <u>60,000</u> 財産管理債 <u>3,200</u> 文化会館整備債 <u>331,500</u> 借換債 <u>816,800</u>

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2 徴税債	2,500	電気通信施設整備債 <u>2,500</u>
2 民生債	88,300	61,200	27,100	1 社会福祉債	21,500	社会福祉施設整備債 <u>21,500</u>
				2 老人福祉債	4,000	老人福祉施設整備債 <u>4,000</u>
				3 児童福祉債	62,800	児童福祉施設整備債 <u>62,800</u>
3 衛生債	42,900	0	42,900	1 清掃債	42,900	清掃施設整備債 <u>42,900</u>
4 農林水産業 債	86,300	209,000	△ 122,700	1 農業債	1,700	農業施設整備債 <u>1,700</u>
				2 畜産業債	13,300	畜産基盤整備債 <u>13,300</u>
				3 水産業債	71,300	漁港整備債 <u>38,000</u> 漁港管理債 <u>7,400</u> 借換債 <u>25,900</u>
5 商工債	56,100	48,600	7,500	1 商工債	56,100	観光施設整備債 <u>2,800</u> 商工施設整備債 <u>29,000</u> 産業振興債 <u>24,300</u>
6 土木債	895,900	710,700	185,200	1 道路橋りょう債	378,600	道路橋りょう整備債 <u>303,600</u> 借換債 <u>75,000</u>
				2 河川債	80,000	河川整備債 <u>60,300</u> 借換債 <u>19,700</u>
				3 都市計画債	252,300	公園施設整備債 <u>2,200</u> 街路整備債 <u>108,500</u> コンパクトシティ推進債 <u>141,600</u>
				4 住宅債	185,000	公営住宅整備債 <u>69,700</u> 借換債 <u>115,300</u>
7 消防債	1,003,200	220,300	782,900	1 消防債	1,003,200	消防施設整備債 <u>33,300</u> 防災基盤整備債 <u>604,400</u> 借換債 <u>365,500</u>
8 教育債	1,574,200	808,300	765,900	1 小学校債	1,166,600	小学校整備債 <u>17,100</u> 借換債 <u>1,149,500</u>
				2 中学校債	120,100	中学校整備債 <u>44,400</u> 中学校管理債 <u>55,000</u> 借換債 <u>20,700</u>

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 社会教育債	108,900	社会教育施設整備債 重要文化財修復事業債 <u>76,500</u> <u>32,400</u>
				4 保健体育債	178,600	学校給食施設整備債 体育施設整備債 借換債 <u>85,300</u> <u>53,500</u> <u>39,800</u>
9 公営企業債	287,400	75,200	212,200	1 公営企業債	287,400	医療体制整備債 医療施設整備債 上水道事業債 <u>60,000</u> <u>8,800</u> <u>218,600</u>
計	6,560,200	4,601,400	1,958,800			

(単位 千円)

歳入合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
	38,700,000	36,350,000	2,350,000	

歳出

第1款 議会費
第1項 議会費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 議会費	248, 094	250, 128	△ 2, 034				248, 094	1 報酬	90, 744	給与費 一般職6人 議員報酬及び手当等 議会活動費 費用弁償 議長交際費 議会運営費 普通旅費 全国議長会等負担金 会議録作成業務委託料 車両運転業務委託料 その他事務費	54, 909
								2 給料	26, 473		149, 943
								3 職員手当 等	44, 505		14, 232 12, 932 1, 300
								4 共済費	43, 130		29, 010 3, 807
								7 報償費	36		1, 377 6, 499
								8 旅費	16, 739		4, 445 12, 882
								9 交際費	1, 300		
								10 需用費	2, 350		
								11 役務費	2, 973		
								12 委託料	15, 216		
								13 使用料及 び賃借料	3, 191		
								17 備品購入 費	40		
								18 負担金補助及び交 付金	1, 377		
								26 公課費	20		
計	248, 094	250, 128	△ 2, 034				248, 094				

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 一般管理 費	1, 046, 463	1, 158, 878	△ 112, 415	1, 446		6, 956	1, 038, 061	1 報酬	50	給与費 特別職3人 一般職116人	963, 344
								2 給料	441, 301	市制施行記念事業費（式 典・表彰式）	1, 112
								3 職員手当 等	243, 952	秘書業務費	12, 389
								4 共済費	280, 359	秘書業務費 市長交際費 全国市長会等負担金	9, 572 1, 700 1, 117
								7 報償費	770	車両運転業務委託料	5, 611
								8 旅費	3, 484	下北文化会館使用料	9, 000
								9 交際費	1, 700	下北地域広域行政事務組 合負担金 議会費 総務費	55, 007 2, 312 52, 695
								10 需用費	2, 004		
								11 役務費	70		
								12 委託料	5, 611		
								13 使用料及 び賃借料	11, 038		
								18 負担金補 助及び交 付金	56, 124		
2 企画費	944, 211	224, 366	719, 845	371, 326	331, 500	111, 215	130, 170	1 報酬	16, 855	下北総合開発期成同盟会 他各種負担金	3, 146
								3 職員手当 等	842	鯛島塾むらおこし会議運 営費補助金	90
								7 報償費	72, 595	4 研究機関支援事業費	142
								8 旅費	7, 372	国際交流推進事業費	8, 551
								10 需用費	2, 593	総合経営計画推進事業費	1, 003
								11 役務費	1, 460	総合戦略推進事業費	596
								12 委託料	74, 570	下北圏域定住自立圏推進 事業費	538
								13 使用料及 び賃借料	2, 369	しもきた恋パーク負担金	500
								14 工事請負 費	667, 982	青森明の星短期大学「下 北キャンパス」運営費補 助金	5, 000
								18 負担金補 助及び交 付金	74, 594	キョウイク（教育・共育 ・今日行く！）拠点によ るまちづくり事業費	10, 912
										会津若松市姉妹都市交流 事業費	3, 679

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							27 繰出金	22,979	東京２０２０オリンピック 聖火リレー事業費 <u>7,593</u> むつ下北未来創生キャン パス整備事業費 <u>697,982</u> （仮称）イルカ×地域づ くりを目指した観光コー ディネーター育成・定着 事業費 <u>11,400</u> 廃止路線代替バス運行費 補助金 <u>6,559</u> デマンド型乗合タクシー 運行事業費 <u>542</u> 離島航路運航維持事業費 補助金 <u>17,535</u> 下北地域公共交通総合連 携協議会負担金 <u>200</u> 公共交通活性化対策費 <u>192</u> 高齢者無料乗車証事業費 <u>13,260</u> 下北ジオパーク推進事業 費 <u>29,047</u> 企業版ふるさと納税関連 費 <u>313</u> ふるさと納税関連費 <u>99,466</u> AIR in MutsuKawauchi （滞在型地域連携アート プロジェクト川内） <u>2,380</u> 公共用地取得事業特別会 計繰出金 <u>22,979</u> その他事務費 <u>606</u>	
3 調整費	1,146	1,022	124				1,146	8 旅費	1,076	調整費
								10 需用費	70	
4 原子力広 報調査費	13,347	13,314	33	13,168			179	8 旅費	4,132	原子力施設等見学会開催 事業費 <u>7,641</u>
								10 需用費	165	広報事業費 <u>1,725</u>
								11 役務費	405	研修等調査事業費 <u>3,873</u>
								12 委託料	8,341	要請活動等事務費 <u>108</u>
								18 負担金補 助及び交 付金	304	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
5 再生可能 エネルギー 一推進費	6,811	4,747	2,064	3,864		351	2,596	7 報償費	168	太陽の恵み基金事業費 351
								8 旅費	845	電気自動車等維持管理費 2,350
								10 需用費	1,643	燧岳周辺地域地熱開発事業費 4,010
								12 委託料	2,985	その他事務費 100
								13 使用料及び賃借料	719	
								18 負担金補助及び交付金	450	
								24 積立金	1	
6 文書管理 費	54,573	57,037	△ 2,464			53	54,520	1 報酬	72	固定資産評価審査委員会費 57
								7 報償費	600	文書管理費 49,296
								8 旅費	39	通信運搬費 42,537
								10 需用費	7,552	印刷機等借上料 1,317
								11 役務費	43,036	その他文書管理費 5,442
								12 委託料	1,628	法規関係事務費 5,166
								13 使用料及び賃借料	1,646	情報公開及び個人情報保護制度運営費 54
7 人事管理 費	171,897	220,253	△ 48,356	1,577		6,174	164,146	1 報酬	71,659	産業医費 360
								3 職員手当等	7,994	安全衛生管理費 5,969
								4 共済費	58,781	職員研修費 20,806
								8 旅費	12,448	会計年度任用職員管理費 80,991
								10 需用費	197	共済組合等負担金 58,781
								11 役務費	1,040	退職手当組合特別負担金 26,000
								12 委託料	7,601	共済組合追加費用 32,560
								13 使用料及び賃借料	7,421	その他負担金 221
										その他人事管理費 4,990

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								17 備品購入 費	72	
								18 負担金補助及び交付金	4,684	
8 財政管理費	374	333	41				374	10 需用費	124	財政管理費
								13 使用料及び賃借料	210	
								18 負担金補助及び交付金	40	
9 財産管理費	10,605	15,575	△ 4,970			684	9,921	8 旅費	43	財産管理費 公有財産保険料 その他財産管理費 省エネ法関連事業費
								10 需用費	172	
								11 役務費	6,630	
								12 委託料	439	
								13 使用料及び賃借料	3,280	
								15 原材料費	23	
								18 負担金補助及び交付金	18	
10 契約管理費	1,358	1,324	34				1,358	10 需用費	737	契約管理費
								12 委託料	528	
								13 使用料及び賃借料	93	
11 工事検査費	5	94	△ 89				5	10 需用費	5	工事検査費
12 会計管理費	4,823	5,293	△ 470			11	4,812	10 需用費	902	指定金融機関派出所派遣料 その他会計管理費
								11 役務費	1,538	
								12 委託料	2,383	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
13 庁舎管理 費	211,712	192,586	19,126		79,100	9,788	122,824	2 給料	4,708	本庁舎管理費 電話交換員報酬等 燃料費 電気料 水道料 修繕料 電話料 管理関係業務委託料 その他管理費 車庫管理費 本庁舎電気室電源改修工 事費 議会棟LED化改修工事費 本庁舎非常用放送設備更 新事業費 24,561 3,695 2,045 2,934 498 706 260 13,724 699 褒川地区支障木伐倒処理 事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
16 脇野沢庁 舎管理費	16,845	17,212	△ 367			223	16,622	2 給料	3,126	脇野沢庁舎管理費	16,807
								3 職員手当 等	643	自動車運転手会計年度 任用職員給与費	3,769
								10 需用費	5,173	燃料費	1,715
								11 役務費	320	電気料	2,625
								12 委託料	7,400	上下水道料	318
								13 使用料及 び賃借料	169	修繕料	230
								15 原材料費	14	電話料	282
										管理関係業務委託料 その他管理費	7,373 495
		その他庁舎管理費	38								
17 車両管理 費	54,803	66,300	△ 11,497				54,803	2 給料	4,688	本庁舎自動車運転手会計 年度任用職員給与費	6,566
								3 職員手当 等	1,878	公用自動車購入費	12,791
								10 需用費	28,159	車両燃料費	9,742
								11 役務費	6,406	車両修繕費	12,665
								13 使用料及 び賃借料	130	自賠責保険料	947
								17 備品購入 費	12,152	自動車共済分担金	3,685
								18 負担金補 助及び交 付金	160	重量税	1,126
								26 公課費	1,230	その他車両管理費	7,281
18 広報費	50,366	49,001	1,365	1,812	6,400	3,649	38,505	1 報酬	1,539	広報費	547
								3 職員手当 等	180	記者クラブ会計年度任用 職員給与費	1,789
								8 旅費	70	広報紙発行費	25,125
								10 需用費	23,133	ホームページシステム保 守業務委託料	596
								11 役務費	494	エフエムむつ放送業務委 託料	12,223
								12 委託料	23,095	エフエムむつ中継局運営 費補助金	1,008
								13 使用料及 び賃借料	361	エフエムむつインターネ ットサイマル放送事業費 補助金	456

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								18 負担金補助及び交付金	1,494	ホームページシステム更新事業費 8.622
19 コミュニティ推進費	16,071	23,131	△ 7,060	640		5,700	9,731	10 需用費	4	地域コミュニティ保全事業費 10.371
								11 役務費	1,130	コミュニティ助成事業費 5.700
								13 使用料及び賃借料	300	
								18 負担金補助及び交付金	14,637	
20 経営改善費	30,681	39,100	△ 8,419	26,492			4,189	1 報酬	3,973	社会保障・税番号制度対応事業費 20.525
								3 職員手当等	346	行政改革推進事業費 3.175
								4 共済費	672	マイナポイント支援事業費 5.967
								8 旅費	89	Withコロナの環境整備事業費 1.014
								10 需用費	887	
								11 役務費	360	
								12 委託料	1,301	
								13 使用料及び賃借料	2,336	
								17 備品購入費	192	
								18 負担金補助及び交付金	20,525	
21 市民連携推進費	3,856	4,478	△ 622	850		300	2,706	7 報償費	65	市民協働まちづくり事業費 501
								8 旅費	824	F A A V O しもきた活用型まちづくり補助金事業費 600
								10 需用費	241	むつサテライトキャンパス事業費 1.412
								12 委託料	684	オール青森雇用創出連携プロジェクト事業費 1.337
								13 使用料及び賃借料	233	その他事務費 6
								18 負担金補助及び交付金	1,809	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
22 情報管理 費	319,821	313,717	6,104	5,280	46,900	19,103	248,538	8 旅費	40	システム管理運営事業費	127,363
										帳票印刷製本費	6,000
								10 需用費	8,386	電子機器等保守委託料	72,142
										電子機器等使用料	42,064
										その他運営費	7,157
								11 役務費	7,975	ネットワーク管理運営事業費	71,653
								12 委託料	194,109	通信料	7,597
										機器等保守委託料	47,486
										電柱等使用料（光ケーブル）	10,694
								13 使用料及び賃借料	52,758	工事請負費	1,000
14 工事請負費	1,000	社会保障・税番号制度対応事業費	21,461								
17 備品購入費	46,676	サーバ整備事業費	1,716								
18 負担金補助及び交付金	8,877	住民情報システム等機器更新事業費	34,760								
		職員用パソコン更新事業費	33,432								
		仮想サーバ改修事業費	10,582								
		メールフィルタ機器更新事業費	3,542								
		ネットワーク機器更新事業費	8,304								
		職員用ファイルサーバ更新事業費	2,552								
		ロードバランサ機器更新事業費	2,838								
		L G W A N用FM更新事業費	1,618								
23 コミュニ ティセン ター管理 費	101,181	7,051	94,130			302	100,879	10 需用費	3,089	コミュニティセンター管理費	9,860
								11 役務費	279	文化会館管理費	91,321
								12 委託料	97,667		
								13 使用料及び賃借料	146		
24 市民相談 費	1,322	1,011	311				1,322	7 報償費	336	市民の声データベースシステム保守業務委託料	434
								8 旅費	94	グッドネイバープロジェクト補助金	300
								10 需用費	28	その他市民相談費	588
								12 委託料	434		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								18 負担金補助及び交付金	430	
25 諸費	189	194	△ 5	154			35	8 旅費	16	自衛官募集事務費
								10 需用費	109	
								13 使用料及び賃借料	49	
								18 負担金補助及び交付金	15	
26 男女共同 参画費	140	196	△ 56				140	1 報酬	78	男女共同参画推進委員会 費
								8 旅費	62	
27 川内地区 応急対策 費	1,000	1,000	0				1,000	10 需用費	600	川内地区応急対策費
								12 委託料	300	
								15 原材料費	100	
28 大畑地区 応急対策 費	1,000	1,000	0				1,000	10 需用費	500	大畑地区応急対策費
								12 委託料	500	
29 脇野沢地区 応急対策 費	1,000	1,000	0				1,000	10 需用費	600	脇野沢地区応急対策費
								14 工事請負費	400	
30 財政調整 基金費	50,001	50,000	1			1	50,000	24 積立金	50,001	財政調整基金積立て
31 土地開発 基金費	1	1	0			1		24 積立金	1	土地開発基金利子積立て
32 減債基金 費	1	1	0			1		24 積立金	1	減債基金利子積立て
33 公共施設 整備基金 費	1	1	0			1		24 積立金	1	公共施設整備基金利子積 立て
34 地域振興 基金費	282,030	245,176	36,854	282,000		30		24 積立金	282,030	地域振興基金積立て

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源			内 訳 一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
35 特定防衛 施設周辺 整備調整 交付金事 業基金費	66,003	66,017	△ 14	66,000		3		24 積立金	66,003	特定防衛施設周辺整備調 整交付金事業基金積立て
36 ふるさと 納税寄附 金基金費	200,001	190,007	9,994			200,001		24 積立金	200,001	ふるさと納税寄附金基金 積立て
37 地域基盤 安定化基 金費	1	1	0			1		24 積立金	1	地域基盤安定化基金利子 積立て
38 過疎地域 自立促進 基金費	60,002	10	59,992		60,000	2		24 積立金	60,002	過疎地域自立促進基金積 立て
39 庁舎建設 費	172,834	290,152	△ 117,318	38,400	129,500		4,934	8 旅費	172	大畑庁舎移転事業費
								10 需用費	50	
								13 使用料及 び賃借料	82	
								14 工事請負 費	166,030	
								21 補償補て ん及び賠 償金	6,500	
40 新希望の まち基金 費	130,010	36	129,974	130,000		10		24 積立金	130,010	新希望のまち基金積立て
地方創生 関連交付 金事業費	0	38,707	△ 38,707							廃 目
計	4,069,760	3,339,442	730,318	943,009	656,600	364,934	2,105,217			

第2款 総務費
第2項 徴税費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳				節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説	明
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 税務総務 費	278,012	282,051	△ 4,039	58,096	2,500	3,481	213,935	2 給料	124,284	給与費 一般職37人 市民税等課税費 固定資産税課税費 地方税ポータルネットワ ークシステム運用費 固定資産業務支援G I S 保守業務委託料 家屋評価システム運用事 業費 固定資産評価替え事業費 軽自動車システム改修事 業費	<u>249,329</u> <u>9,847</u> <u>1,158</u> <u>5,975</u> <u>4,351</u> <u>1,486</u> <u>2,400</u> <u>3,466</u>
								3 職員手当 等	67,945		
								4 共済費	57,100		
								10 需用費	2,258		
								11 役務費	222		
								12 委託料	15,832		
								13 使用料及 び賃借料	8,765		
								18 負担金補 助及び交 付金	1,606		
2 市税等徴 収費	29,304	48,275	△ 18,971	24,989		4,315		8 旅費	178	納税貯蓄組合補助金 納税貯蓄組合連合会補助 金 市税等還付金 滞納管理システム維持管 理事業費 コンビニエンスストア収 納事業費 青森県市町村税滞納整理 機構負担金 その他市税等徴収費	<u>5,108</u> <u>365</u> <u>15,500</u> <u>2,981</u> <u>2,681</u> <u>1,310</u> <u>1,359</u>
								10 需用費	584		
								11 役務費	3,013		
								12 委託料	2,191		
								13 使用料及 び賃借料	693		
								18 負担金補 助及び交 付金	7,145		
								22 償還金利 子及び割 引料	15,500		
計	307,316	330,326	△ 23,010	83,085	2,500	7,796	213,935				

第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

第3項 戸籍住民基本台帳費				本 年 度 の 財 源 内 訳				節		(単位 千円)	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民 基本台帳 費	152,533	142,093	10,440	22,018		26,491	104,024	1 報酬	30,079	給与費 一般職14人	93,581
								2 給料	48,745	戸籍住民基本台帳事務事業費	3,704
								3 職員手当等	29,898	戸籍総合システム関係費	8,382
								4 共済費	22,571	窓口サービス専門員関係費	25,127
								8 旅費	772	社会保障・税番号制度対応事業費	20,947
								10 需用費	3,502	戸籍システム副本全件送信作業業務委託事業費	396
								11 役務費	1,051	戸籍システム符号取得関連業務事業費	396
								12 委託料	6,482		
								13 使用料及び賃借料	7,425		
								17 備品購入費	1,997		
								18 負担金補助及び交付金	11		
計	152,533	142,093	10,440	22,018		26,491	104,024				

第2款 総務費

第4項 選挙費

(単位 千円)

第4項 選挙費				本年度の財源内訳			節		説明		
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 選挙管理 委員会費	30,342	34,204	△ 3,862	2			30,340	1 報酬	1,944	給与費 一般職4人 選挙管理委員費 委員会運営費	27,950 2,278 114
								2 給料	14,705		
								3 職員手当 等	7,482		
								4 共済費	5,763		
								8 旅費	334		
								10 需用費	57		
								18 負担金補 助及び交 付金	57		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 明るい選 挙推進費	131	155	△ 24				131	8 旅費	115	選挙啓発推進費
								10 需用費	16	
3 衆議院議 員総選挙 費	42,010	0	42,010	42,010				1 報酬	18,057	選挙執行管理費
								2 給料	2,088	
								3 職員手当 等	32	
								7 報償費	503	
								8 旅費	1,375	
								10 需用費	2,459	
								11 役務費	3,579	
								12 委託料	10,250	
								13 使用料及 び賃借料	3,667	
計	72,483	34,359	38,124	42,012			30,471			

第2款 総務費

第5項 統計調査費

(単位 千円)

第3表 統計調査費

（単位：千円）

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 統計調査 総務費	22,690	21,908	782	20			22,670	2 給料	11,541	給与費 一般職3人 統計調査員確保対策費	22,670
								3 職員手当 等	5,958		20
								4 共済費	5,171		
								10 需用費	20		
2 諸統計調 査費	3,719	653	3,066	3,719				1 報酬	2,819	諸統計調査費	
								3 職員手当 等	424		
								7 報償費	24		
								8 旅費	137		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
								10 需用費	187	
								11 役務費	96	
								13 使用料及 び賃借料	32	
国勢調査 費	0	29,689	△ 29,689							廃 目
計	26,409	52,250	△ 25,841	3,739			22,670			

第2款 総務費

第6項 監査委員費

(単位 千円)

第12次 監査委員費											
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 監査委員 費	28,783	40,194	△ 11,411				28,783	1 報酬	2,190	給与費 一般職3人	25,497
								2 給料	12,851	監査委員費	2,742
								3 職員手当 等	6,739	事務局費	544
								4 共済費	5,907		
								8 旅費	641		
								10 需用費	372		
								11 役務費	4		
								18 負担金補助及び交付金	79		
計	28,783	40,194	△ 11,411				28,783				

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳			節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	289, 257	334, 078	△ 44, 821	19, 370		4, 613	265, 274	1 報酬	1, 047	給与費 一般職27人191, 324
								2 給料	99, 120	民生委員推薦会委員費185
								3 職員手当 等	49, 076	民生委員児童委員協議 会活動費補助金11, 492
								4 共済費	43, 128	社会福祉協議会補助金74, 793
								8 旅費	392	社会福祉法人指導監査 専門員費620
								10 需用費	195	福祉バス管理運行費6, 109
								11 役務費	492	戦傷者及び戦没者遺族へ の援護事業費138
								12 委託料	9, 433	地域福祉計画中間評価・ 見直し事業費4, 573
								18 負担金補 助及び交 付金	86, 333	その他社会福祉総務費23
								26 公課費	41	
2 障害福祉 費	2, 044, 834	1, 981, 362	63, 472	1, 439, 794		850	604, 190 (81, 005)	1 報酬	3, 773	障害者自立支援給付費等1, 809, 915
								3 職員手当 等	378	障害福祉サービス費1, 500, 000
								7 報償費	265	療養介護医療給付費10, 667
								8 旅費	375	補装具給付費18, 000
								10 需用費	708	更生・育成医療給付費151, 248
								11 役務費	3, 578	障害児通所支援事業費130, 000
								12 委託料	24, 142	地域生活支援事業費61, 370
								13 使用料及 び賃借料	3, 354	相談支援事業費9, 681
								18 負担金補 助及び交 付金	91, 671	コミュニケーション支 援事業費2, 334
								19 扶助費	1, 916, 590	日常生活用具給付事業 費19, 905
										移動支援事業費621
										地域活動支援センター 事業運営費補助金14, 200
										訪問入浴事業費7, 850
										日中一時支援事業費2, 655
										社会参加促進事業費外 理解促進研修等事業費846
										手話奉仕員養成研修事 業費520
										成年後見制度利用支援 事業費2, 236
										重度心身障害者医療費助 成事業費522
										特別障害者手当等給付費57, 000
										ふれあいの家指定管理料29, 238
										下北地域広域行政事務組 合負担金2, 840
										その他障害福祉費76, 495
										7, 976

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
3 国民年金 費	325	317	8	325				8 旅費	163	国民年金事務費	
								10 需用費	159		
								18 負担金補助及び交付金	3		
4 民生社会 費	1,468	1,495	△ 27				1,468	7 報償費	252	青少年育成事業費	1,296
								8 旅費	199	大畑町青少年健全育成協議会	172
								10 需用費	10		
								18 負担金補助及び交付金	1,007		
5 交通安全 対策費	11,138	14,026	△ 2,888			2,658	8,480	1 報酬	6,154	交通整理員費	5,713
								8 旅費	114	交通安全対策費	4,175
								10 需用費	1,495	交通安全関連団体補助金	1,250
								11 役務費	28		
								14 工事請負費	2,090		
								18 負担金補助及び交付金	1,250		
								26 公課費	7		
6 交通広場 管理費	1,436	1,325	111			1,436		10 需用費	293	交通広場管理費	
								11 役務費	54		
								12 委託料	1,089		
7 公害対策 費	3,468	3,942	△ 474	49			3,419	10 需用費	67	市内水質等検査委託費	1,884
								12 委託料	3,397	騒音・振動対策事業費	1,513
								18 負担金補助及び交付金	4	その他公害対策費	71

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
8 総合福祉 センター 管理費	45,735	42,638	3,097		21,500	6,345	17,890 (3,046)	10 需用費	13,115	総合福祉センター管理費
								11 役務費	73	
								12 委託料	10,923	
								13 使用料及 び賃借料	37	
								14 工事請負 費	21,587	
9 障害支援 区分認定 審査会費	19,046	20,696	△ 1,650			8,239	10,807	1 報酬	4,595	給与費 一般職2人 障害支援区分認定審査会 事務費
								2 給料	6,986	
								3 職員手当 等	3,620	
								4 共済費	3,239	
								8 旅費	242	
								10 需用費	215	
								11 役務費	41	
								13 使用料及 び賃借料	108	
10 生活困窮 者自立支 援費	15,923	9,644	6,279	9,540			6,383	1 報酬	1,794	生活困窮者自立相談支援 事業費 生活困窮者住居確保給付 金 生活困窮者就労準備支援 等事業費
								3 職員手当 等	205	
								8 旅費	45	
								10 需用費	60	
								12 委託料	9,600	
								17 備品購入 費	190	
								18 負担金補 助及び交 付金	6	
								19 扶助費	4,023	
計	2,432,630	2,409,523	23,107	1,469,078	21,500	24,141	917,911 (84,051)			

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳				節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説	明
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 老人福祉 総務費	1,289,014	1,296,567	△ 7,553	106,374		25,096	1,157,544 (176,851)	1 報酬	173	給与費 一般職13人	83,689
								2 給料	44,880	老人保護措置事業費	95,519
								3 職員手当 等	20,488	敬老事業費	10,975
								4 共済費	18,321	長寿祝記念品贈呈事業費	858
								7 報償費	1,317	老人福祉事業費	35,495
								8 旅費	161	外出支援サービス事業 費	18,365
								10 需用費	1,378	訪問理美容サービス事 業費	232
								11 役務費	73	軽度生活援助ホームヘル プサービス事業費	1,492
								12 委託料	46,563	高齢者等除雪サービス 事業費	7,059
								13 使用料及 び賃借料	74	緊急通報体制等整備事 業費	3,420
								17 備品購入 費	528	低所得者利用者負担対 策事業費	1,523
								18 負担金補 助及び交 付金	3,893	生きがい活動支援通所 事業費	3,044
								19 扶助費	97,204	福祉タクシー利用助成 事業費	360
								22 償還金利 子及び割 引料	44	老人クラブ運営費等補助 金	3,751
								27 繰出金	1,053,917	避難行動要支援者支援事 業費	586
										介護保険施設管理費	1,577
										市民後見人活動支援事業 費	135
										市民後見人養成講座事業 費	852
										見守り I o T 電球整備事 業費	1,624
										介護保険特別会計繰出金	1,053,917
										その他老人福祉総務費	36
2 老人憩の 家管理費	9,962	9,331	631			41	9,921	2 給料	5,556	老人憩の家管理費	
								3 職員手当 等	886		
								10 需用費	1,635		
								11 役務費	91		
								12 委託料	1,748		
								13 使用料及 び賃借料	46		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 老人福祉 センター 管理費	10,343	6,244	4,099		4,000	2,004	4,339	10 需用費	1,939	老人福祉センター管理費
								11 役務費	667	
								12 委託料	3,447	
								13 使用料及 び賃借料	248	
								14 工事請負 費	4,042	
計	1,309,319	1,312,142	△ 2,823	106,374	4,000	27,141	1,171,804 (176,851)			

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳			節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	406,847	413,619	△ 6,772	160,855		813	245,179 (12,307)	1 報酬	19,469	給与費 一般職23人134,497
								2 給料	70,277	放課後児童健全育成事業 費129,709
								3 職員手当 等	35,030	保育コンシェルジュ事業 費2,233
								4 共済費	31,018	ファミリーサポートセン ター事業費2,914
								7 報償費	185	ひとり親家庭等医療費給 付事業費40,428
								8 旅費	1,632	乳幼児等医療費給付事業 費73,208
								10 需用費	1,205	未熟児養育医療費給付事 業費4,212
								11 役務費	900	シナジス費用助成事業費50
								12 委託料	131,085	母子家庭等自立支援教育 訓練給付金事業費120
								13 使用料及 び賃借料	12	むつ市子ども・子育て会 議事業費222
								17 備品購入 費	710	婦人相談員活動強化事業 費2,091
								18 負担金補 助及び交 付金	168	児童虐待防止対策支援事 業費4,477
								19 扶助費	115,156	助産施設入所措置費795 生後4ヶ月までの全戸訪 問事業費1,478

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	
				国 県 支出金	地方債	その他				
										養育支援訪問事業費 99 各種団体補助金 118 子育てメイト会 88 母子寡婦福祉会 30 子ども貧困対策計画策定事業費 6,184 医療的ケア児保育支援事業費 3,962 その他児童福祉総務費 50
2 児童手当 措置費	558,081	582,595	△ 24,514	470,132			87,949 (14,680)	1 報酬	1,519	児童手当 555,940 3歳未満被用者 88,080 3歳未満非被用者 17,595 3歳以上1子・2子 267,610 3歳以上3子以降 62,535 中学生 112,850 特例給付 7,270
								3 職員手当 等	173	
								8 旅費	45	
								10 需用費	140	児童手当支給事務費 2,141
								11 役務費	264	
								19 扶助費	555,940	
3 児童扶養 手当措置 費	406,604	401,217	5,387	134,754			271,850 (45,963)	7 報償費	35	児童扶養手当 403,000
								10 需用費	479	児童扶養手当支給事務費 1,810
								12 委託料	2,456	児童扶養手当システム改 修事業費 1,373
								13 使用料及 び賃借料	634	特別児童扶養手当事務費 421
								19 扶助費	403,000	
4 少年セン ター費	2,558	1,503	1,055				2,558	7 報償費	1,103	少年センター運営事業費
								8 旅費	1,407	
								18 負担金補 助及び交 付金	48	
5 保育所総 務費	703	9,960	△ 9,257				703	10 需用費	303	保育運営費負担金の利用 料納付書等配付業務委託 料 400
								12 委託料	400	その他保育所総務費 303

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
6 保育所費	2,361,918	2,154,895	207,023	1,630,615	62,800	110,471	558,032 (88,582)	12 委託料	29,041	法人立保育園運営費 1,255,014
								18 負担金補助及び交付金	245,453	幼稚園・認定こども園施設型給付費 822,407
								19 扶助費	2,087,424	広域入所委託運営費 1,595
										地域子育て支援拠点事業費 24,810
										延長保育事業費 3,000
										預かり保育事業費 14,376
										病児保育事業費 4,308
										子育てのための施設等利用給付費 8,408
										むつ市民間保育所施設整備費補助金 228,000
7 キッズパーク管理費	7,271	8,726	△ 1,455			483	6,788	1 報酬	1,579	ムチュ☆らんど運営事業費
								3 職員手当等	173	
								8 旅費	63	
								10 需用費	1,832	
								11 役務費	422	
								12 委託料	2,873	
								13 使用料及び賃借料	101	
								14 工事請負費	62	
								17 備品購入費	166	
計	3,743,982	3,572,515	171,467	2,396,356	62,800	111,767	1,173,059 (161,532)			

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

第3款 民生費
第4項 生活保護費

(単位 千円)

第4項 生活保護費										(単位：千円)	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				国 県 支出金	地方債	その他		区 分	金 額		
1 生活保護 総務費	174,467	183,539	△ 9,072	10,298			164,169	1 報酬	11,097	給与費 一般職25人	151,650
								2 給料	75,746	被保護者就労支援事業費	2,033
								3 職員手当 等	41,556	被保護者健康管理支援事 業費	396
								4 共済費	35,514	嘱託医費	1,111
								8 旅費	773	生活保護適正実施推進事 業費	10,270
								10 需用費	1,304	その他生活保護総務費	9,007
								11 役務費	2,466		
								12 委託料	3,451		
								13 使用料及 び賃借料	1,779		
								19 扶助費	781		
2 扶助費	2,292,490	2,383,702	△ 91,212	1,737,484		6,327	548,679 (93,866)	19 扶助費	2,292,490	生活保護費	2,292,490
										生活扶助費	808,160
										住宅扶助費	250,320
										教育扶助費	6,550
										介護扶助費	90,470
										医療扶助費	1,048,170
										生業扶助費	6,800
										葬祭扶助費	7,540
										施設事務費	73,070
										就労自立給付金	210
										進学準備給付金	1,200
計	2,466,957	2,567,241	△ 100,284	1,747,782		6,327	712,848 (93,866)				

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 保健衛生 総務費	1,002,961	998,132	4,829	456,140			546,821 (39,028)	2 給料	197,084	給与費 一般職54人	377,593
								3 職員手当 等	97,570	保健情報システム保守管 理事業費	3,353
								4 共済費	84,739	保健情報システム整備事 業費	1,632
								10 需用費	2,306	骨髓移植ドナー支援助成 金事業費	210
								11 役務費	212	医師確保対策事業負担金	1,210
								12 委託料	11,802	衛生管理応援事業費	759
								13 使用料及 び賃借料	509	感染症発生施設等消毒作 業支援事業費	1,000
								17 備品購入 費	238	下北医療センター負担金	43,459
								18 負担金補 助及び交 付金	46,230	国民健康保険特別会計繰 出金	562,271
								27 繰出金	562,271	その他保健衛生総務費 健康づくり推進 予防・医療	11,474 1,875 9,599
2 健康増進 費	98,246	92,732	5,514	49,369		6,902	41,975 (4,417)	1 報酬	3,603	集団健康教育事業費	2,442
								7 報償費	3,234	健康相談事業費	153
								8 旅費	779	健康診査費 健康増進健康診査費 健康診査保健指導費	86,849 86,750 99
								10 需用費	5,865	訪問指導費	155
								11 役務費	6,181	健康づくり事業費 健康マイレージ事業費 健やか隊員育成事業費 すこやかサポート事業 所認定事業費	2,573 1,561 599 84
								12 委託料	76,344	健康ウォーキング事業 費	329
								13 使用料及 び賃借料	1,208	食の健康づくり事業費	507
								18 負担金補 助及び交 付金	1,032	食生活改善推進員協議会 活動事業費	1,169
										食育推進会議事業費	194
										歯の健康づくり事業費	258
										こころの健康づくり事業 費	582
										喫煙対策事業費	28
										保健協力員育成事業費	3,001
										その他健康増進費	335

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 老人医療 給付費	744,669	755,695	△ 11,026	141,378		7,723	595,568 (101,758)	10 需用費	721	後期高齢者医療事務費 11,333
								11 役務費	4	青森県後期高齢者医療広 域連合療養給付費負担金 522,242
								12 委託料	10,608	青森県後期高齢者医療広 域連合事務共通経費負担 金 22,589
								18 負担金補 助及び交 付金	544,831	後期高齢者医療特別会計 繰出金 188,505
								27 繰出金	188,505	
4 予防費	161,458	148,283	13,175	68,269			93,189 (15,454)	1 報酬	2,780	定期Ａ類予防接種事業費 94,684
								3 職員手当 等	225	定期Ｂ類予防接種事業費 51,488
								8 旅費	64	任意予防接種事業費 13,009
								10 需用費	7,680	その他予防費 2,277
								11 役務費	1,303	
								12 委託料	85,255	
								13 使用料及 び賃借料	27	
								18 負担金補 助及び交 付金	64,124	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
5 母子衛生 費	69,112	74,679	△ 5,567	26,094			43,018 (3,043)	1 報酬	12,564	妊婦委託健康診査費	39,931
								3 職員手当 等	997	乳児委託健康診査費	3,397
								7 報償費	320	乳幼児健康診査事業費	6,308
								8 旅費	575	乳幼児発達支援事業費 ことばの教室費 遊びの教室費	5,691 4,493 1,198
								10 需用費	1,603	不妊治療費助成事業費	2,400
								11 役務費	257	ハイリスク妊産婦アクセ ス支援助成金交付事業費	900
								12 委託料	45,070	産前産後サポート事業費	813
								13 使用料及 び賃借料	729	子育て支援アプリ運営事 業費	528
								17 備品購入 費	842	にっこりっこ新生児特別 定額給付金事業費	2,007
								18 負担金補 助及び交 付金	5,300	Smile Kids Office にっ こりっこ運営事業費	4,689
19 扶助費	855	その他母子衛生費	2,448								
6 環境衛生 費	2,153	2,742	△ 589			1,799	354	10 需用費	190	害虫駆除事業費	466
								11 役務費	117	環境衛生事業費	465
								12 委託料	1,500	犬の登録事務及び狂犬病 予防事業費	1,222
								13 使用料及 び賃借料	264		
								17 備品購入 費	82		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
7 斎場管理 費	40,178	45,275	△ 5,097			9,992	30,186	2 給料	2,026	斎場管理費 <u>29,043</u> 斎場改修事業費 <u>11,135</u>
								3 職員手当 等	609	
								10 需用費	8,188	
								11 役務費	459	
								12 委託料	16,666	
								13 使用料及 び賃借料	430	
								14 工事請負 費	11,515	
								15 原材料費	68	
								17 備品購入 費	217	
8 墓地公園 管理費	6,941	6,715	226			5,015	1,926	10 需用費	822	墓地公園管理費
								11 役務費	82	
								12 委託料	5,703	
								13 使用料及 び賃借料	279	
								15 原材料費	55	
9 環境整備 費	14,313	5,764	8,549	7,137			7,176	10 需用費	12	浄化槽設置整備助成事業 費
								18 負担金補 助及び交 付金	14,301	
計	2,140,031	2,130,017	10,014	748,387		31,431	1,360,213 (163,700)			

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

第4款 衛生費
第2項 清掃費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳			節				
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 清掃総務 費	43,669	48,516	△ 4,847			3	43,666	2 給料	21,883	給与費 一般職6人 公衆トイレ管理費 委託料	
								3 職員手当 等	9,798		41,057
								4 共済費	9,726		2,612
								10 需用費	710		
								11 役務費	270		
								12			
								委託料	1,282		
2 じん芥処 理費	1,877,855	1,863,861	13,994	564,745	42,900	113,764	1,156,446	1 報酬	104	廃棄物減量等推進審議会 費 市指定ごみ袋関連費 資源ごみ回収事業費 ごみ収集運搬事業費 不法投棄対策事業費 最終処分場維持管理費 清掃センター維持管理費 環境調査事業費 下北地域広域行政事務 組合負担金 じん芥処理費 し尿処理費 その他じん芥処理費	
								2 給料	93		169
								8 旅費	65		60,439
								10 需用費	14,258		16,236
								11 役務費	987		276,106
								12 委託料	382,124		86
								13 使用料及 び賃借料	66		63,095
								14 工事請負 費	7,288		514
								15 原材料費	286		2,478
								18 負担金補 助及び交 付金	1,472,428		1,456,203
								26 公課費	156		1,048,140
											408,063
											2,529
計	1,921,524	1,912,377	9,147	564,745	42,900	113,767	1,200,112				

第5款 労働費
第1項 労働諸費

(単位 千円)

第1項 労働諸費				本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 労働諸費	16,579	15,082	1,497	3,468		7,157	5,954	2 給料	132	高齢者職業能力開発事業費 9,203
								7 報償費	245	むつ市シルバー人材センター補助金 9,153
								8 旅費	292	青森県シルバー人材センター連合会賛助会費 50
								10 需用費	244	労働対策事業費 132 むつ下北地区雇用対策協議会負担金 132
								12 委託料	2,429	Uターン就職等推進事業費 4,111
								13 使用料及び賃借料	702	新規高卒者市内定着支援事業費 1,197
								18 負担金補助及び交付金	12,535	旧勤労青少年ホーム管理費 1,936
勤労青少年ホーム運営費	0	1,799	△ 1,799							廃 目
計	16,579	16,881	△ 302	3,468		7,157	5,954			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	18,982	19,308	△ 326	3,952		204	14,826	1 報酬	13,332	農業委員会委員費 15,838
								7 報償費	5	農業委員会運営費 582
								8 旅費	3,240	農政対策事業費 200
								10 需用費	405	農地対策事業費 2,362
								12 委託料	1,543	
								18 負担金補助及び交付金	457	
2 農業総務費	61,635	91,050	△ 29,415				61,635	2 給料	34,092	給与費 一般職11人 61,024
								3 職員手当等	15,870	農村公園管理費 610
								4 共済費	11,302	その他農業総務費 1
								10 需用費	115	
								11 役務費	7	
								12 委託料	248	
								18 負担金補助及び交付金	1	
								3 農業振興費	48,967	54,014
3 職員手当等	200	機構集積協力金交付事業費 1,000								
8 旅費	79	農業次世代人材投資事業費 17,625								
10 需用費	46	脇野沢農業振興公社運営事業費補助金 4,969								
18 負担金補助及び交付金	46,932	農地中間管理事業費 1,965								
										むつ市産にんにくブランドカアップ事業費 1,000
										むつ市産地パワーアップ事業費補助金 18,973
										特産果樹産地育成・ブランド確立事業費 1,500
										その他農業振興費 75

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 農地費	8,833	17,196	△ 8,363	856	1,700	27	6,250	10 需用費	226	農道水路維持管理費 <u>2,141</u>
								11 役務費	291	多面的機能支払交付金 <u>210</u>
								12 委託料	2,781	多面的機能支払推進交付金 <u>28</u>
								13 使用料及び賃借料	3	土地改良施設維持管理事業費補助金 <u>1,365</u>
								15 原材料費	940	飲雑用水施設管理費 <u>2,072</u>
								18 負担金補助及び交付金	4,592	ため池等整備事業費 <u>1,980</u>
										環境保全型農業直接支払交付金 <u>896</u>
									その他農地費 <u>141</u>	
5 地籍調査 事業費	11,340	9,967	1,373	7,887			3,453	1 報酬	1,527	地籍調査事業費
								3 職員手当等	173	
								8 旅費	222	
								10 需用費	816	
								11 役務費	107	
								12 委託料	8,446	
								13 使用料及び賃借料	13	
								18 負担金補助及び交付金	36	
6 鳥獣対策 費	37,372	35,865	1,507	14,395		2,306	20,671	1 報酬	15,368	野猿公苑管理事業費 <u>4,429</u>
								3 職員手当等	1,770	天然記念物ニホンザル・カモシカ食害対策事業費 <u>17,981</u>
								7 報償費	100	鳥獣害総合対策事業費 <u>8,929</u>
								8 旅費	673	下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議事業費 <u>2,500</u>
								10 需用費	3,584	鳥獣被害対策事業費 <u>3,533</u>
								11 役務費	1,025	
								12 委託料	4,469	
								13 使用料及び賃借料	35	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								15 原材料費	5,108	
								17 備品購入 費	2,673	
								18 負担金補 助及び交 付金	527	
								20 貸付金	2,000	
								26 公課費	40	
計	187,129	227,400	△ 40,271	67,800	1,700	4,502	113,127			

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

第2項 畜産委員											（単位 円）
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 畜産総務費	20,862	19,240	1,622				20,862	1 報酬	20	給与費 一般職4人	20,832
								2 給料	11,518	市有牛貸付事業運営審議 委員会開催費	30
								3 職員手当等	5,368		
								4 共済費	3,946		
								8 旅費	10		
2 畜産振興費	36,554	31,253	5,301		13,300	10,150	13,104	7 報償費	18	鯛島の館等指定管理料	8,246
								10 需用費	239	畜産共進会開催事業費	102
								11 役務費	186	市有牛貸付事業費	1,827
								12 委託料	25,509	水川目酪農振興基金積立 て	8,330
								13 使用料及び賃借料	15	酪農研修センター維持管 理費	756
								17 備品購入費	1,800	草地畜産基盤整備事業費	16,811
								18 負担金補助及び交付金	457	その他畜産振興費	482
								24 積立金	8,330		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
3 牧野等管理費	37,877	36,714	1,163			17	37,860	10 需用費	776	むつ地区牧野等管理費	<u>33,496</u>
								12 委託料	33,013	川内地区牧野等管理費	<u>485</u>
										脇野沢地区牧野等管理費	<u>2,475</u>
								13 使用料及び賃借料	3,888	堆肥センター運営費	<u>42</u>
								15 原材料費	200	金谷沢牧野内水路補修事業費	<u>449</u>
										その他牧野等管理費	<u>930</u>
計	95,293	87,207	8,086		13,300	10,167	71,826				

第6款 農林水産業費
第3項 林業費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 林業総務費	15,390	14,133	1,257			7,605	7,785	1 報酬	1,710	部分林看守人費	78
								2 給料	62	牛の首保安林等管理費	161
										分収造林売払事業費	7,258
								3 職員手当等	202	森林GIS運用事業費	401
								7 報償費	78	森林経営管理事業費	7,223
										その他林業総務費	269
								8 旅費	45		
								10 需用費	25		
								12 委託料	5,669		
								13 使用料及び賃借料	94		
18 負担金補助及び交付金	247										
22 償還金利子及び割引料	7,258										
2 林業振興費	26,792	5,921	20,871				26,792	2 給料	174	大安寺やすらぎの森管理費	178
								3 職員手当等	4	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	40
								12 委託料	3,372	森林公園管理事業費	3,372
										森林環境譲与税基金積立て	23,202

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
								18 負担金補助及び交付金	40	
								24 積立金	23,202	
3 造林費	17,852	16,832	1,020	5,103		10,795	1,954	1 報酬	3,378	直営造林事業費 <u>5,878</u>
								3 職員手当等	356	直営造林治山事業費 <u>4,631</u>
								8 旅費	22	森林整備センター造林事業費 <u>2,033</u>
								10 需用費	367	市有林管理事業費 <u>4,361</u>
								12 委託料	8,558	漁師の森整備事業費 <u>292</u>
								14 工事請負費	4,631	市民の森整備事業費 <u>657</u>
								18 負担金補助及び交付金	540	
4 林道費	1,000	3,299	△ 2,299			1,000		12 委託料	1,000	林道管理費
計	61,034	40,185	20,849	5,103		19,400	36,531			

第6款 農林水産業費

第4項 水産業費

(単位 千円)

第1項 水産関係										
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 水産総務費	49,617	50,858	△ 1,241	427			49,190	1 報酬	404	給与費 一般職6人49,090
								2 給料	23,745	海面漁業月別漁獲数量調査事務費427
								3 職員手当等	14,082	その他事務費100
								4 共済費	11,263	
								10 需用費	23	
								18 負担金補助及び交付金	100	
2 水産振興費	70,471	43,219	27,252	7,360		6,483	56,628	1 報酬	157	トド漁業被害防止対策事業費150
								2 給料	99	ナマコみまもり事業費180

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	3	漁業共済掛金等補助金	7,412
								8 旅費	149	漁村広場施設管理費	448
								10 需用費	480	川内地区淡水魚増養殖施設管理費	214
								11 役務費	21	各種種苗放流支援事業費	1,975
								12 委託料	3,019	ナマコ資源増殖推進事業費	3,380
								13 使用料及び賃借料	267	関根浜沿岸漁業振興対策事業費	1,073
								18 負担金補助及び交付金	26,965	新規漁業就業者確保支援事業費	100
								24 積立金	5	海岸漂着物対策推進事業費	2,820
								27 繰出金	39,306	大畑漁港朝市開催事業費	3,671
										陸上養殖IoT推進事業費	5,000
										ホタテガイ養殖残渣除塩乾燥ヤード整備事業費	2,725
										魚市場事業特別会計繰出金	39,306
										その他水産振興費	2,017
3 漁港管理費	18,388	155,695	△ 137,307		7,400	837	10,151	2 給料	306	漁港管理費	3,519
								8 旅費	80	大畑漁港環境施設管理費	3,294
								10 需用費	1,795	漁港簡易標識灯管理事業費	869
								11 役務費	97	漁港照明灯ＬＥＤ化改修事業費	8,327
								12 委託料	3,054	漁港管理事務費	2,379
								13 使用料及び賃借料	1,201		
								14 工事請負費	9,196		
								18 負担金補助及び交付金	2,659		
4 漁港施設整備費	33,500	114,500	△ 81,000	15,000	18,200		300	12 委託料	2,000	水産物供給基盤機能保全事業負担金(大畑漁港)	1,000
								14 工事請負費	18,500	水産物供給基盤機能保全事業負担金(正津川漁港)	4,000
								18 負担金補助及び交付金	13,000	水産物供給基盤機能保全事業負担金(脇野沢漁港)	1,000

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
										漁港施設機能強化事業負担金（檜川漁港） 3,000 漁港施設機能強化事業負担金（大畑漁港） 3,000 漁港施設機能強化事業負担金（脇野沢漁港） 1,000 むつ地区水産物供給基盤機能保全事業費 20,500
5 関根漁港 施設整備 費	80,889	76,389	4,500	60,000	19,800		1,089	10 需用費	389	漁村再生交付金事業費
								12 委託料	1,800	
								14 工事請負 費	78,700	
計	252,865	440,661	△ 187,796	82,787	45,400	7,320	117,358			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 商工総務 費	155,502	137,415	18,087				155,502	2 給料	76,141	給与費 一般職22人	
								3 職員手当 等	44,449		
								4 共済費	34,912		
2 商工振興 費	256,979	253,807	3,172	658		221,740	34,581	7 報償費	252	商工振興対策費	5,932
										商店街街路灯管理費	4,970
								8 旅費	286	J R大湊駅構内用地借 上料関連費	161
										その他商工振興対策費	801
								10 需用費	5,493	商工団体助成費	12,518
										むつ商工会議所補助金	7,718
								11 役務費	57	むつ市川内町商工会補 助金	1,710
										大畑町商工会補助金	1,890
								12 委託料	687	県中小企業団体中央会 負担金	1,000
										県たばこ販売協同組合 むつ支部負担金	200
								13 使用料及 び賃借料	346	中小企業金融対策費	232,605
										中小企業融資特別保証 制度原資預託金	216,000
								18 負担金補 助及び交 付金	33,858	むつ市中小企業制度資 金等信用保証料負担金	12,687
								20 貸付金	216,000	むつ市中小企業融資特 別保証制度（特別枠） 負担金	3,918
										わきのさわ・かさまいま つり開催事業費	540
										企業誘致推進事業費	1,023
		アグリビジネス推進事業 費	500								
		商店街活性化事業費	400								
		創業支援事業費	1,094								
		地域企業連携強化事業費	2,367								
3 観光費	165,853	220,750	△ 54,897	3,333	2,800	23,755	135,965	1 報酬	3,274	観光事務費	77
										観光PR事業費	554
								2 給料	6,224	観光関連団体負担金・補 助金	10,184
								3 職員手当 等	1,036	観光施設管理費（むつ） 早掛レイクサイドヒル キャンプ場指定管理料	16,943
								7 報償費	943	恐山休憩所	7,260
								8 旅費	1,822	観光道路	4,361
										その他管理費	115
				需用費	24,862		5,207				

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
								11 役務費	3,083	観光施設管理費（川内） ふれあい温泉かわうち 野平高原交流センター まちの駅かわうち 陶芸センター 川内川溪谷遊歩道 道の駅かわうち湖 その他管理費	33,375 14,429 1,880 1,011 895 511 8,096 6,553
								12 委託料	73,158		
								13 使用料及 び賃借料	2,499		
								14 工事請負 費	10,834	観光施設管理費（大畑） 薬研温泉露天風呂・奥 薬研修景公園指定管理 料	18,652 7,650
								15 原材料費	98	薬研野営場管理委託料 奥薬研修景公園レスト ハウス改修事業費 その他管理費	2,922 2,893 5,187
								18 負担金補 助及び交 付金	38,020		
										観光施設管理費（脇野沢） リフレッシュセンター 鱈の里指定管理料 流通センター管理費 愛宕山公園遊歩道改修 事業費 その他管理費	18,003 8,117 1,527 6,500 1,859
										釜臥山展望台管理費 施設管理業務委託料 その他管理費	10,729 8,216 2,513
										観光施設管理費（報酬等）	3,780
										下北半島国定公園維持管 理費	969
										日本夜景サミット&全国 名月サミットinむつ開催 事業費	6,109
										マイクロツーリズム推進 事業費	4,400
										クルーズ客船歓迎事業費	1,600
										地域の誇り発掘・発信プ ロジェクト事業費 『be proud of ∞』	900
										夢の平成号運航事業及び 利活用整備事業費	4,641
										脇野沢温泉維持管理事業 費	13,994
										Satoyama推進事業費	2,534
										鯛島灯台一般公開事業費	310
										下北ジオパークによる観 光地域づくり（しもきた DMO）推進事業費	18,099

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
4 消費者行政推進費	6,093	5,809	284	1,454		1,796	2,843	1 報酬	3,541	むつ市消費生活センター 運営費 青森県多重債務者等経済 生活再生事業特別支援制 度預託金 特殊詐欺等被害防止機器 設置助成金	<u>4,410</u> <u>1,150</u> <u>533</u>
								3 職員手当等	410		
								8 旅費	241		
								10 需用費	180		
								11 役務費	63		
								18 負担金補助及び交付金	508		
								20 貸付金	1,150		
5 むつ来さ まい館等 管理費	246,815	72,454	174,361	150,000	29,000	108	67,707	10 需用費	700	むつ来さまい館等指定管 理料 むつ来さまい館使用料 むつ来さまい館等改修事 業費 その他管理費	<u>55,300</u> <u>1,277</u> <u>188,738</u> <u>1,500</u>
								12 委託料	58,476		
								13 使用料及び賃借料	1,277		
								14 工事請負費	186,362		
6 産業振興 費	81,274	24,857	56,417	29,666	24,300	8,690	18,618	7 報償費	55	「むつ市のうまいは日本一！」 推進プロジェクト事業費 下北物産協会補助金 地域特産品活用促進事業 費 むつ市のうまい！ステッ プアップ事業費 下北圏域地場産品販路拡 大事業費 むつ市魅力発掘・ブラン ド化構築事業費 むつ市のうまい直送便「 Mーロジ」事業費 その他産業振興費	<u>11,495</u> <u>4,230</u> <u>5,007</u> <u>1,564</u> <u>1,027</u> <u>5,600</u> <u>51,216</u> <u>1,135</u>
								8 旅費	2,942		
								10 需用費	3,099		
								11 役務費	846		
								12 委託料	10,277		
								13 使用料及び賃借料	1,107		
								17 備品購入費	114		
								18 負担金補助及び交付金	62,834		
7 北の防人 管理費	36,817	38,783	△ 1,966			2,362	34,455	2 給料	8,681	北の防人管理事業費 北の防人施設整備事業費 北の防人大湊交流事業費	<u>35,351</u> <u>570</u> <u>896</u>
								3 職員手当等	1,830		
								7 報償費	200		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								8 旅費	144	
								10 需用費	6,257	
								11 役務費	1,252	
								12 委託料	17,644	
								13 使用料及 び賃借料	211	
								15 原材料費	28	
								17 備品購入 費	570	
計	949,333	753,875	195,458	185,111	56,100	258,451	449,671			

第8款 土木費
第1項 土木管理費

(単位 千円)

第1項 土木管理費				本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	185,581	190,854	△ 5,273			4,001	181,580	2 給料	90,474	給与費 一般職27人 土木関連事務費	<u>185,178</u> <u>403</u>
								3 職員手当等	53,251		
								4 共済費	41,453		
								8 旅費	77		
								10 需用費	317		
								13 使用料及び賃借料	9		
2 建築総務費	93,360	94,541	△ 1,181	855		10,554	81,951	2 給料	43,152	給与費 一般職13人 建築関連事務費 建築物耐震化支援事業費 官民連携推進事業費	<u>91,003</u> <u>1,016</u> <u>1,151</u> <u>190</u>
								3 職員手当等	27,004		
								4 共済費	20,847		
								8 旅費	274		
								10 需用費	519		
								12 委託料	147		
								17 備品購入費	336		
								18 負担金補助及び交付金	1,081		
計	278,941	285,395	△ 6,454	855		14,555	263,531				

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

第2項 道路橋りょう費											(単位 千円)	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他						
1 道路橋り ょう総務 費	49,370	48,725	645				49,370	10 需用費	20,138	道路関係負担金	341	
								11 役務費	14	道路台帳整備事業費	2,500	
								12 委託料	28,565	土木関連施設管理費	3,111	
								14 工事請負 費	312	街路灯維持費	43,418	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
								18 負担金補助及び交付金	341		
2 土木維持費	553,347	573,460	△ 20,113	52,340	85,300		415,707	1 報酬	768	道路維持工事費	77,040
								3 職員手当等	26	道路等維持補修費	121,017
										私道等整備補助金	15,000
								7 報償費	625	除排雪委託料	250,000
								8 旅費	63	その他除排雪経費	53,769
										除排雪機械購入費	36,521
								10 需用費	41,453		
								11 役務費	2,561		
								12 委託料	383,458		
								13 使用料及び賃借料	238		
								14 工事請負費	53,290		
								15 原材料費	13,674		
								17 備品購入費	36,510		
								18 負担金補助及び交付金	18,900		
21 補償補てん及び賠償金	1,600										
26 公課費	181										
3 用地管理費	683	719	△ 36			683		10 需用費	36	現地測量委託料	450
								11 役務費	1	道路用地等借上料	196
										その他用地管理費	37
								12 委託料	450		
13 使用料及び賃借料	196										
4 道路新設改良費	405,292	239,371	165,921	152,102	218,300	14,000	20,890	8 旅費	87	道路整備事業費	245,070
								12 委託料	23,300	橋梁長寿命化修繕事業費	160,222
								13 使用料及び賃借料	150		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								14 工事請負費	306,509	
								21 補償補てん及び賠償金	75,246	
5 特定交通安全施設整備費	6,000	6,000	0				6,000	12 委託料	800	交通安全施設維持補修費 1,300
								14 工事請負費	4,700	交通安全施設整備工事費 4,700
								15 原材料費	500	
計	1,014,692	868,275	146,417	204,442	303,600	14,683	491,967			

第8款 土木費
第3項 河川費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳			節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 河川総務費	20,011	20,336	△ 325		10,900		9,111	10 需用費	740	河川維持管理費 6,812
								11 役務費	16	田名部川公衆トイレ管理費 1,699
								12 委託料	7,370	急傾斜地整備事業負担金 11,500
								15 原材料費	137	
								18 負担金補助及び交付金	11,748	
2 河川改修費	52,481	62,740	△ 10,259		49,400		3,081	14 工事請負費	52,041	排水路整備事業費 52,041
								15 原材料費	440	田名部川環境整備事業費 440
計	72,492	83,076	△ 10,584		60,300		12,192			

第8款 土木費
第4項 港湾費

(単位 千円)

第4次 港湾費				本年度の財源内訳						節		説明
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 県 支出金	地方債	その他						
1 港湾総務費	130	205	△ 75				130	18 負担金補助及び交付金	130	港湾関係負担金		
計	130	205	△ 75				130					

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

第3項 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費	2,561	1,657	904	295		781	1,485	1 報酬	130	都市計画審議会費 <u>200</u> 都市計画関連事務費 <u>2,361</u>
								8 旅費	346	
								10 需用費	1,520	
								11 役務費	84	
								12 委託料	265	
								18 負担金補助及び交付金	216	
2 公園管理 費	26,507	23,261	3,246		2,200	1,243	23,064	2 給料	1,648	公園管理費 <u>21,388</u> 公園施設最適化推進事業 費 <u>5,119</u>
								3 職員手当等	324	
								10 需用費	4,844	
								11 役務費	867	
								12 委託料	14,390	
								13 使用料及び賃借料	860	
								14 工事請負費	2,637	
								15 原材料費	90	
								17 備品購入費	847	
3 駅前広場 管理費	5,656	5,535	121			108	5,548	10 需用費	1,215	駅前広場管理費
								12 委託料	4,419	
								15 原材料費	22	
4 かわうち まりん びーち管 理費	5,706	5,640	66			108	5,598	10 需用費	523	かわうちまりんびーち管 理費
								12 委託料	5,001	
								13 使用料及び賃借料	132	
								15 原材料費	50	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
5 街路整備 費	158,314	38,010	120,304	44,000	108,500		5,814	11 役務費	11	横迎町中央2号線整備事業費	
								12 委託料	500		
								14 工事請負 費	88,000		
								16 公有財産 購入費	16,687		
								21 補償補て ん及び賠 償金	53,116		
6 コンパクト シティ 推進費	307,933	60,000	247,933	156,825	141,600		9,508	11 役務費	402	コンパクトシティ推進整備事業費	266,433
								12 委託料	31,000	空き家等利活用推進事業費	1,500
								14 工事請負 費	258,963	田名部まちなか地区都市再生整備計画事業費	40,000
								16 公有財産 購入費	6,068		
								18 負担金補 助及び交 付金	11,500		
7 景観費	2,943	0	2,943			20	2,923	7 報償費	20	みどりと景観創造事業費	
								8 旅費	7		
								10 需用費	180		
								12 委託料	2,736		
大湊地区 居住誘導 区域整備 費	0	1	△ 1							廃 目	
計	509,620	134,104	375,516	201,120	252,300	2,260	53,940				

第8款 土木費
第6項 住宅費

(単位 千円)

第6項 住宅費				本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 住宅管理 費	20,665	12,549	8,116	3,976		16,689		1 報酬	82	市営住宅維持管理費 <u>12,294</u> 公営住宅等長寿命化計画 改訂事業費 <u>8,371</u>
								10 需用費	9,252	
								11 役務費	371	
								12 委託料	10,895	
								15 原材料費 費	20	
								18 負担金補助及び交付金	45	
2 市営住宅 建設費	126,292	200,721	△ 74,429	56,480	69,700		112	8 旅費	336	緑町団地整備事業費 <u>72,748</u> （仮称）田名部まちなか 団地整備事業費 <u>53,544</u>
								10 需用費	105	
								11 役務費	33	
								12 委託料	9,257	
								14 工事請負 費	69,091	
								16 公有財産 購入費	46,939	
								17 備品購入 費	81	
								21 補償補てん及び賠償金	450	
計	146,957	213,270	△ 66,313	60,456	69,700	16,689	112			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

第1項 消防費										
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				国 県 支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1 常備消防費	1,603,558	1,626,421	△ 22,863	380,000		500,698	722,860	18 負担金補助及び交付金	1,603,558	下北地域広域行政事務組合 負担金 1,603,558 消防本部費 266,935 むつ消防署費 470,017 大畑消防署費 245,683 大湊消防署費 263,610 川内消防分署費 193,855 脇野沢消防分署費 163,458
2 非常備消防費	88,971	91,454	△ 2,483				88,971	12 委託料	88,971	下北地域広域行政事務組合 (非常備消防事務委託料)
3 水防対策費	128	128	0			128		10 需用費	128	水防対策費
4 防災対策費	651,051	56,586	594,465	14,446	604,400	26,437	5,768	1 報酬	182	防災対策費 19,355
								7 報償費	235	地域防災計画関連費 1,433
								8 旅費	902	防災無線管理費 12,252
								10 需用費	10,485	むつ市自主防災組織設立 助成事業費 900
								11 役務費	2,052	災害時用備蓄品整備事業 費 972
								12 委託料	35,902	むつ市総合防災訓練費 756
								13 使用料及び賃借料	2,728	コミュニティ助成事業費 1,500
								14 工事請負費	591,712	むつ市防災ハザードマッ プ作成事業費 8,179
								17 備品購入費	700	消防団協力事業費 44
								18 負担金補助及び交付金	6,153	むつ市津波防災地域づく り推進計画関連費 73
5 消防施設整備費	38,380	43,374	△ 4,994		33,300	150	4,930	8 旅費	141	自主防災組織感染症対策 資機材給付事業費 1,170
								10 需用費	288	情報伝達手段整備事業費 604,417
								11 役務費	78	防火水槽整備費 3,150
								12 委託料	1,448	消防屯所整備費 188
								14 工事請負費	3,000	消防団車両整備事業費 33,594
								15 原材料費	50	消防広報車整備事業費 1,448

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
								17 備品購入 費	33,334	
								26 公課費	41	
計	2,382,088	1,817,963	564,125	394,446	637,700	527,413	822,529			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

第1項 教育総務費																					
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明											
				特 定 財 源				区 分	金 額												
				国 県 支出金	地方債	その他															
1 教育委員会費	2,701	2,737	△ 36				2,701	1 報酬	2,184	教育委員会関係費											
								8 旅費	463												
								10 需用費	40												
								13 使用料及び賃借料	11												
								18 負担金補助及び交付金	3												
2 事務局費	257,422	271,612	△ 14,190	11,000		2,295	244,127	1 報酬	6,065	給与費 特別職1人 一般職20人 教育一般管理費 教育委員会事務評価事業費 まさかり高校医学部進学・特進コース事業費 下北Project（学びのイノベーション）事業費	<u>217,623</u> <u>11,958</u> <u>57</u> <u>5,784</u> <u>22,000</u>										
								2 給料	84,887												
								3 職員手当等	46,850												
								4 共済費	86,584												
								7 報償費	297												
								8 旅費	1,529												
								9 交際費	220												
								10 需用費	188												
								11 役務費	2,631												
								12 委託料	5,813												
								13 使用料及び賃借料	114												
								18 負担金補助及び交付金	22,244												
								3 義務教育振興費	151,549			154,048	△ 2,499	224		74,349	76,976	1 報酬	76,882	小中一貫教育推進事業費 学校教育指導費 生徒指導推進事業費 学力向上推進事業費 学校教育指導費 特別支援教育事業費 スクールサポーター配置事業費 ジュニア大使派遣事業費	<u>20,293</u> <u>13,444</u> 187 11,193 2,064 <u>868</u> <u>47,624</u> <u>7,394</u>
																		3 職員手当等	7,461		
7 報償費	579																				
8 旅費	11,146																				
10 需用費	30,737																				

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
								11 役務費	222	外国語指導助手派遣事業費 23,730
								12 委託料	8,349	子ども夢育成基金事業費 大会派遣補助金 10,049
								13 使用料及び賃借料	1,609	中学生夢はぐくむ体験 入学事業費 5,000
								17 備品購入費	50	子ども夢育成基金積立 て 24
								18 負担金補助及び交付金	9,489	教師用教科書・指導書購 入事業費 5,025
								24 積立金	5,025	こども議会事業費 21,333
										「健康の未来」を変える 授業プロジェクト事業費 34
										新聞を活用した学習への 支援事業費 77
										2,932
										ジオパーク体験活動推進 事業費 2,000
										キャリア教育推進事業費 834
										小学生文化スポーツ活動 ・中学生部活動推進事業 費 512
										中華民国陽明國民中学校 との友好交流事業費 425
4 教育研修 センター 費	29,490	27,194	2,296			4,750	24,740	1 報酬	11,596	給与費 一般職1人 10,385
								2 給料	6,471	教育相談関係費 13,709
								3 職員手当 等	4,756	各種講座事業費 295
								4 共済費	2,580	その他管理運営費 5,101
								7 報償費	192	
								8 旅費	626	
								10 需用費	1,155	
								11 役務費	170	
								12 委託料	1,879	
								13 使用料及び賃借料	60	
								18 負担金補助及び交付金	5	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
5 学務管理 費	147,483	144,548	2,935	4,155		84,008	59,320	1 報酬	665	奨学金貸付事業費	83,194
								8 旅費	1,741	新入学児童健康診断費	729
								10 需用費	549	要保護児童生徒援助費	912
								11 役務費	33	準要保護児童生徒援助費	49,244
								12 委託料	1,886	特別支援教育就学奨励費	7,110
								13 使用料及 び賃借料	60	医療的ケア児童生徒就学 支援事業費	1,230
								18 負担金補助及び交付金	2,500	コミュニティ・スクール 事業費	2,452
								19 扶助費	57,266	次代を担うプラチナ人財 育成プロジェクト（未来 人材育成奨学金プロジェ クト）	2,500
								20 貸付金	38,160	その他学務管理費	112
								24 積立金	44,623		
6 教員住宅 管理費	496	414	82			496		10 需用費	408	教員住宅管理費	
								11 役務費	88		
計	589,141	600,553	△ 11,412	15,379		165,898	407,864				

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

第2章 小学校区員											（単位：円）
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 小学校管理費	384,904	323,616	61,288	94,000	17,100	143	273,661	2 給料	48,935	給与費 一般職5人	33,713
								3 職員手当 等	13,724	学校管理運営費	226,950
								4 共済費	7,920	スクールバス運行管理費	37,576
								7 報償費	523	小学校校務用パソコン等 購入費	66
								8 旅費	365	GIGAスクール端末整備事 業費	30,050
								10 需用費	124,283		
								11 役務費	9,308		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
								12 委託料	93,305	小学校整備事業費 市立関根小学校体育館 通路屋根改修工事 PCB含有設備交換工事 市立大平小学校一階ト イレ改修工事 消防設備更新工事	<u>22,896</u> 4,947 5,310 1,639 11,000
								14 工事請負 費	28,986		
								15 原材料費	1,320	二枚橋小学校閉校式典費	<u>580</u>
								17 備品購入 費	31,220	学校情報通信環境管理運 営事業費	<u>26,768</u>
								18 負担金補 助及び交 付金	580	小学校維持修繕事業費	<u>6,305</u>
2 小学校教 育振興費	8,718	9,378	△ 660	701		7,315	702	10 需用費	437	教材備品・学校図書購入 費	<u>7,315</u>
								17 備品購入 費	8,281	理科教育設備整備費	<u>1,403</u>
計	393,622	332,994	60,628	94,701	17,100	7,458	274,363				

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

第3表 中学校費											（単位：円）
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 中学校管理費	347,818	288,371	59,447	83,131	99,400		165,287	2 給料	46,990	給与費 一般職6人	46,657
								3 職員手当等	15,172	学校管理運営費	169,008
								4 共済費	11,196	スクールバス運行管理費	61,640
								7 報償費	503	中学校整備事業費 市立大畑中学校屋上防水改修工事設計業務委託	48,816 2,405
								8 旅費	320	市立田名部中学校室内タンク・高架水槽更新工事設計業務委託	2,170
								10 需用費	92,261	PCB含有電気設備交換工事	4,000
								11 役務費	6,711	市立田名部中学校室内タンク・高架水槽更新工事 消防設備更新工事	34,331 5,910
								12 委託料	105,998	学校情報通信環境管理運営費	19,413
								13 使用料及び賃借料	20,617	中学校維持修繕事業費	2,284
								14 工事請負費	46,525		
								15 原材料費	795		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
								17 備品購入 費	654		
								26 公課費	76		
2 中学校教 育振興費	6,583	6,364	219	354		5,874	355	10 需用費	600	教材備品・学校図書購入 費 理科教育設備整備費	5,874 709
								17 備品購入 費	5,983		
計	354,401	294,735	59,666	83,485	99,400	5,874	165,642				

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

				本 年 度 の 財 源 内 訳			節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	48,573	64,469	△ 15,896	3,090			45,483	1 報酬	5,207	給与費 一般職5人30,372
								2 給料	14,887	社会教育委員費742
								3 職員手当 等	9,075	社会教育指導員費2,065
								4 共済費	6,940	海と森ふれあい体験館指 定管理料6,025
								7 報償費	4,332	成人式開催事業費416
								8 旅費	1,274	放課後子ども教室推進事 業費4,635
								10 需用費	561	芸術鑑賞教室開催事業費579
								11 役務費	133	その他社会教育事業費3,739
								12 委託料	6,043	
								17 備品購入 費	110	
								18 負担金補助及び交 付金	11	
2 公民館費	124,622	127,982	△ 3,360	29,500	24,300	480	70,342	1 報酬	11,241	給与費 一般職4人31,083
								2 給料	19,330	中央公民館非常勤特別職 配置費743
								3 職員手当 等	9,596	社会教育指導員費1,937
								4 共済費	7,259	公民館管理運営費51,311

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
								7 報償費	1,462	分館・地区公民館費 <u>3,699</u>
								8 旅費	1,205	青少年教育事業費 <u>810</u>
								10 需用費	14,110	婦人教育事業費 <u>173</u>
								11 役務費	1,515	成人教育事業費 <u>504</u>
								12 委託料	29,426	むつ市民大学事業費 <u>1,007</u>
								13 使用料及 び賃借料	896	中央公民館改修事業費 <u>27,082</u> 照明器具LED化工事費 <u>27,082</u>
								14 工事請負 費	27,082	むつ市公民館特定建築物 定期報告書作成業務委託 費 <u>5,192</u>
								15 原材料費	71	その他負担金等 <u>1,081</u>
								16 公有財産 購入費	96	
								17 備品購入 費	95	
								18 負担金補 助及び交 付金	1,081	
								26 公課費	157	
3 図書館費	192,386	151,752	40,634	56,500	49,500	10,197	76,189	1 報酬	24,136	給与費 <u>48,621</u> 一般職7人
								2 給料	24,215	図書館協議会委員費 <u>265</u>
								3 職員手当 等	15,601	図書館奉仕員費 <u>23,307</u>
								4 共済費	11,348	図書館管理費 <u>37,433</u>
								7 報償費	292	図書館運営費 <u>16,987</u>
								8 旅費	622	図書館を活用した社会教 育推進事業費 <u>348</u>
								10 需用費	14,978	図書館改修事業費 <u>30,019</u> 照明器具LED化工事費 <u>30,019</u>
								11 役務費	658	図書館空調整備改修工事 <u>10,293</u> 図書館設備修繕事業費 <u>1,360</u>
								12 委託料	23,477	人と本をつなげるまちづ くり事業費 <u>23,753</u>
								13 使用料及 び賃借料	6,947	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
								14 工事請負費	41,672		
								15 原材料費	18		
								17 備品購入費	28,368		
								18 負担金補助及び交付金	36		
								26 公課費	18		
4 文化振興費	98,984	35,022	63,962	37,904	32,400		28,680	1 報酬	527	文化財保護審議会委員費	742
								2 給料	9,448	埋蔵文化財発掘調査事業費	2,383
								3 職員手当等	1,273	文化財調査費	841
								7 報償費	400	文化財収蔵庫管理費	5,924
								8 旅費	1,903	二枚橋 2 遺跡出土品保存修理事業費	3,710
								10 需用費	3,180	重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費	72,655
								11 役務費	474	文化財保存管理費	436
								12 委託料	19,335	北の防人大湊式番館活用等事業費	333
								13 使用料及び賃借料	660	田名部館遺跡本発掘調査事業費	11,770
								14 工事請負費	61,605	その他文化振興費	190
								15 原材料費	48		
								17 備品購入費	40		
								18 負担金補助及び交付金	91		
5 下北自然の家管理費	88,188	84,707	3,481	70,000	2,700		15,488	12 委託料	85,402	下北自然の家指定管理料	85,402
								13 使用料及び賃借料	76	下北自然の家施設改修事業費	2,710
								14 工事請負費	2,710	その他管理運営費	76
計	552,753	463,932	88,821	196,994	108,900	10,677	236,182				

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 保健体育 総務費	61,605	63,302	△ 1,697	300			61,305	1 報酬	572	給与費 一般職6人 スポーツ推進委員費 各種団体負担金及び補助 金 スポーツ推進審議会費 スポーツ環境整備事業費 国民スポーツ大会準備事 業費 その他保健体育事務費	42,271
								2 給料	20,019		867
								3 職員手当 等	12,303		14,055
								4 共済費	9,949		181
								7 報償費	496		2,595
								8 旅費	1,673		575
								10 需用費	958		1,061
								11 役務費	83		
								12 委託料	264		
								13 使用料及 び賃借料	774		
								18 負担金補助及び交付金	14,481		
								26 公課費	33		
2 学校保健 費	31,917	33,689	△ 1,772	29		1,687	30,201	10 需用費	2,527	健康診断委託事業費	7,970
								11 役務費	653	学校医委託事業費	15,762
								12 委託料	23,732	学校災害共済給付事業費	3,454
								13 使用料及 び賃借料	1,030	学校保健会負担金	155
								17 備品購入 費	166	学校災害入院補償事業費	200
								18 負担金補助及び交付金	3,609	その他学校保健費	4,376
								21 補償補てん及び賠償金	200		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
3 学校給食 費	261,681	222,169	39,512	30,400	85,300	2,325	143,656	2 給料	56,106	学校給食管理費	160,669
								3 職員手当 等	8,431	学校給食施設管理費	2,613
								8 旅費	1,352	学校給食設備整備事業費	6,353
								10 需用費	23,554	(仮称)むつ市防災食育 センター建設事業費	92,046
								11 役務費	3,720		
								12 委託料	163,493		
								17 備品購入 費	4,960		
								18 負担金補 助及び交 付金	40		
								26 公課費	25		
4 体育施設 管理費	424,538	413,129	11,409	38,000	47,600	234,304	104,634	7 報償費	70	むつ運動公園・むつ市釜 臥山スキー場指定管理料	65,332
								10 需用費	3,287	大畑中央公園指定管理料	46,375
								11 役務費	198	ふれあいスポーツパーク 管理費	12,867
								12 委託料	128,388	スキー場施設費	6,616
								13 使用料及 び賃借料	1,405	浜奥内海水浴適地開設事 業費	1,174
								14 工事請負 費	288,232	おおみなと臨海公園管理 費	1,240
								15 原材料費	119	むつ市釜臥山スキー場整 備事業費	258,000
								17 備品購入 費	2,789	ふれあいスポーツパーク 整備事業費	10,661
								18 負担金補 助及び交 付金	50	むつ運動公園改修事業費	7,392
										その他体育施設管理費	14,881
5 体育館管 理費	9,580	7,335	2,245			996	8,584	10 需用費	3,237	川内体育館管理費	5,953
								11 役務費	435	大畑体育館管理費	3,627
								12 委託料	5,748		
								13 使用料及 び賃借料	160		

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
6 ウェルネ スパーク 管理費	125,393	115,944	9,449	92,000	5,900	1,765	25,728	12 委託料	116,879	ウェルネスパーク指定管 理料 <u>116,879</u>
								14 工事請負 費	8,514	
7 防災緑地 ・大平マ リーナ管 理費	11,191	10,849	342				11,191	10 需用費	568	防災緑地・大平マリーナ 管理費
								12 委託料	10,623	
8 むつ市総 合アリー ナ管理費	99,996	79,554	20,442			97,897	2,099	8 旅費	473	むつ市総合アリーナ管理 費
								10 需用費	31,880	
								11 役務費	500	
								12 委託料	66,528	
								13 使用料及 び賃借料	615	
体育館整 備費	0	562,373	△ 562,373							廃 目
計	1,025,901	1,508,344	△ 482,443	160,729	138,800	338,974	387,398			

第11款 公債費
第1項 公債費

(単位 千円)

第1項 公債費										(単位：円)	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 元金	5, 828, 126	5, 385, 508	442, 618		2, 628, 200	90, 298	3, 109, 628	22 償還金 利子及 び割引 料	5, 828, 126	長期債償還金	
2 利子	148, 891	160, 291	△ 11, 400				148, 891	22 償還金 利子及 び割引 料	148, 891	長期債利子 一時借入金利子	
										146, 391 2, 500	
計	5, 977, 017	5, 545, 799	431, 218		2, 628, 200	90, 298	3, 258, 519				

第12款 諸支出金
第1項 公営企業費

(単位 千円)

第1項 公営企業費				本年度の財源内訳				節		説明	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 公営企業 費	4,895,191	4,517,539	377,652	21,000	287,400	2,065,000	2,521,791	18 負担金補助及び交付金	2,676,591	水道事業会計負担金	220,830
										水道事業会計出資金	218,600
								20 貸付金	2,000,000	下水道事業会計負担金	733,426
								23 投資及び出資金	218,600	下北医療センター負担金	1,722,335
										むつ総合病院	1,351,070
										川内診療所	86,846
										大畑診療所	180,448
										脇野沢診療所	43,276
										むつリハビリテーション病院	60,695
										下北医療センター貸付金	2,000,000
計	4,895,191	4,517,539	377,652	21,000	287,400	2,065,000	2,521,791				

第13款 予備費
第1項 予備費

(単位 千円)

第1項 予備費										(単位：千円)	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 予備費	25,000	25,000	0				25,000				
計	25,000	25,000	0				25,000				

(単位 千円)

歳出合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	
				特 定 財 源					
				国 県 支出金	地方債	その他			
	38,700,000	36,350,000	2,350,000	9,904,461	5,510,200	4,280,571	19,004,768 (680,000)		

(注) 括弧内の金額は、引上げ分の地方消費税交付金相当分です。

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
本年度	長 等	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		4	0	33,678	238	10,777	356	45,049	13,983	59,032	
	議 員	22	90,744	0	0	29,039	0	119,783	30,160	149,943	
	その他の特別職	1,420	49,890	0	0	0	0	49,890	0	49,890	
	計	1,446	140,634	33,678	238	39,816	356	214,722	44,143	258,865	
前年度	長 等	4	0	33,678	238	10,947	356	45,219	16,513	61,732	
	議 員	22	90,744	0	0	29,039	0	119,783	31,776	151,559	
	その他の特別職	1,053	55,971	0	0	0	0	55,971	0	55,971	
	計	1,079	146,715	33,678	238	39,986	356	220,973	48,289	269,262	
比 較	長 等	0	0	0	0	△ 170	0	△ 170	△ 2,530	△ 2,700	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,616	△ 1,616	
	その他の特別職	367	△ 6,081	0	0	0	0	△ 6,081	0	△ 6,081	
	計	367	△ 6,081	0	0	△ 170	0	△ 6,251	△ 4,146	△ 10,397	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(614) 447	354,334	1,816,908	951,488	3,122,730	869,714	3,992,444	
前 年 度	(571) 452	422,632	1,803,481	958,534	3,184,647	986,041	4,170,688	
比 較	(43) △ 5	△ 68,298	13,427	△ 7,046	△ 61,917	△ 116,327	△ 178,244	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	本年度	43,421	23,850	1,518	37,108	414,683	256,821	27,565	30,466	91,276	24,780
	前年度	45,720	24,575	1,746	38,175	409,116	257,779	28,216	31,000	98,777	23,430
	比 較	△ 2,299	△ 725	△ 228	△ 1,067	5,567	△ 958	△ 651	△ 534	△ 7,501	1,350

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(23) 447	1,644,286	886,526	2,530,812	776,710	3,307,522	
前 年 度	(14) 452	1,646,389	909,535	2,555,924	893,960	3,449,884	
比 較	(9) △ 5	△ 2,103	△ 23,009	△ 25,112	△ 117,250	△ 142,362	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	本年度	43,421	19,328	1,518	37,108	360,397	256,821	27,565	30,466	85,122	24,780
	前年度	45,720	20,096	1,746	38,175	368,965	257,779	28,216	31,000	94,408	23,430
	比 較	△ 2,299	△ 768	△ 228	△ 1,067	△ 8,568	△ 958	△ 651	△ 534	△ 9,286	1,350

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(591) 0	354,334	172,622	64,962	591,918	93,004	684,922	
前 年 度	(557) 0	422,632	157,092	48,999	628,723	92,081	720,804	
比 較	(34) 0	△ 68,298	15,530	15,963	△ 36,805	923	△ 35,882	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	0	4,522	0	0	54,286	0	0	0	6,154	0
	前年度	0	4,479	0	0	40,151	0	0	0	4,369	0
	比 較	0	43	0	0	14,135	0	0	0	1,785	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	△ 68,298	会 計 年 度 任 用 職員制度に伴う 増 減 分	△ 68,298	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 本年度 392 人 前年度 408 人 比較 △ 16 人	
給 料	13,427	昇 給 に 伴 う 増 加 分	6,471	昇給期 昇給対象 昇給分 1月 445人 6,471千円	
		会 計 年 度 任 用 職員制度に伴う 増 減 分	15,530	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 本年度 199 人 前年度 149 人 比較 50 人	
		その他の増減分	△ 8,574	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員以外の職員 会計年度任用職員以外の職員 (再任用短時間職員) 本年度 447 人 本年度 23 人 前年度 452 人 前年度 14 人 比較 △ 5 人 比較 9 人	
職 員 手当等	△ 7,046	制度改正に伴う 増 減 分	10,180	・ 会計年度任用職員以外の職員 期末手当 695 勤勉手当 7,211 時間外勤務手当 2,274	
		会 計 年 度 任 用 職員制度に伴う 増 減 分	15,963	・ 会計年度任用職員 通勤手当 43 期末手当 14,135 時間外勤務手当 1,785	
		その他の増減分	△ 33,189	・ 会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 2,299 通勤手当 △ 768 特殊勤務手当 △ 228 管理職手当 △ 1,067 期末手当 △ 9,263 勤勉手当 △ 8,169 寒冷地手当 △ 651 住居手当 △ 534 時間外勤務手当 △ 11,560 児童手当 1,350	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職 (一)	医療職 (二)	教育職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	294,850	336,040	312,667	400,588	351,892
	平均給与月額 (円)	339,587	384,412	348,897	456,306	373,686
	平均年齢 (歳)	41.3	44.5	41.1	49.8	56.5
令和2年1月1日現在	平均給料月額 (円)	299,235	341,800	319,632	399,075	350,658
	平均給与月額 (円)	342,446	368,691	339,366	453,605	369,089
	平均年齢 (歳)	40.4	47.8	41.8	49.3	55.5

イ 初 任 給

区 分	一般行政職 (円)	医療職（一） (円)	医療職（二） (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600				147,900
大 学 卒	182,200	188,400	212,600	204,000	

(国の制度)

区 分	一般行政職 (円)	医療職（一） (円)	医療職（二） (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600				147,900
大 学 卒	182,200	188,400	212,600		

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医療職（１）			医療職（２）			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7 級	22	5.5	5 級	4	66.7	5 級	3	17.6	3 級	1	12.5	5 級	10	83.3
	6 級	17	4.3	4 級			4 級	7	41.3	2 級	1	12.5	4 級	2	16.7
	5 級	55	13.8	3 級			3 級	3	17.6	1 級	6	75.0	3 級		
	4 級	54	13.6	2 級	2	33.3	2 級	4	23.5				2 級		
	3 級	86	21.7	1 級			1 級						1 級		
	2 級	117	29.5												
	1 級	46	11.6												
	計	397	100.0	計	6	100.0	計	17	100.0	計	8	100.0	計	12	100.0
区 分	一般行政職			医療職（１）			医療職（２）			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年 1月1日 現 在	7 級	19	4.8	5 級	3	60.0	5 級	4	19.0	3 級	1	12.5	5 級	10	83.3
	6 級	21	5.3	4 級	1	20.0	4 級	10	47.7	2 級	1	12.5	4 級	2	16.7
	5 級	49	12.3	3 級			3 級	2	9.5	1 級	6	75.0	3 級		
	4 級	56	14.1	2 級	1	20.0	2 級	5	23.8				2 級		
	3 級	84	21.1	1 級			1 級						1 級		
	2 級	114	28.6												
	1 級	55	13.8												
	計	398	100.0	計	5	100.0	計	21	100.0	計	8	100.0	計	12	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一 般 行 政 職	部 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

エ 昇 給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	技能労務職
本年度	職 員 数 (A) (人)		447	403	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		445	402	10
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	41	36	5
		3号給 (人)	21	19	1
		4号給 (人)	383	347	4
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)		99.6	99.8	90.9
前年度	職 員 数 (A) (人)		452	406	12
	昇給に係る職員数 (B) (人)		450	404	12
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	49	39	6
		3号給 (人)	16	15	
		4号給 (人)	385	350	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)		99.6	99.5	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有	
前 年 度	(1.150) 2.150	(1.150) 2.150	(2.300) 4.300	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算) ・ 職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) ・ 職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一 般 行 政 職
給料総額に対する比率（％）	0.1	0.1
支給対象職員の比率（％） （令和3年1月1日現在）	6.3	6.9
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 （見込）額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 ま で の 支出予定額	翌 年 度 以降支出 予 定 額	継 続 費 の 総額に対す る進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国県支出金	地方債	その他								
2. 総務費	2. 徴税費	固定資産評価替え事業		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			3	2,400				2,400		2,400	2,400		5.6		
			4	23,155				23,155				23,155	53.9		
			5	17,369				17,369				17,369	40.5		
			計	42,924				42,924		2,400	2,400	40,524	100.0		
8. 土木費	2. 道路橋りょう事業	橋梁長寿命化修繕事業	2	57,466	33,187	23,000		1,279						0.0	
			3	64,289	35,188	27,600		1,501		121,755	121,755			47.0	
			4	137,485	75,345	59,000		3,140				137,485	53.0		
			計	259,240	143,720	109,600		5,920		121,755	121,755	137,485	100.0		
			8. 土木費	6. 住宅費	(仮称)田名部まちなか団地整備事業	3	5,819	2,909	2,900		10		5,819	5,819	
4	4,818	2,409				2,400		9				4,818	24.0		
5	5,280	2,640				2,600		40				5,280	26.3		
6	4,136	2,068				2,000		68				4,136	20.7		
計	20,053	10,026				9,900		127		5,819	5,819	14,234	100.0		
9. 消防費	1. 消防費	情報伝達手段整備事業	3	604,417		604,400		17		604,417	604,417		77.1		
			4	179,675		179,600		75				179,675	22.9		
			計	784,092		784,000		92		604,417	604,417	179,675	100.0		

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 ま で の 支出予定額	翌 年 度 以降支出 予 定 額	継 続 費 の 総額に対す る 進 捗 率
			年 度	年割額	左の財源内訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国県支出金	地方債	その他							
10. 教 育 費	4. 社 会 教 育 費	重要文化財旧大湊水源 地水道施設修理事業		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
			2	17,529	8,764	7,800		965		7,403		7,403		4.5
			3	71,990	35,995	32,300		3,695		82,116	82,116		50.3	
			4	73,767	36,883	33,100		3,784				73,767	45.2	
			計	163,286	81,642	73,200		8,444		7,403	82,116	89,519	73,767	100.0
10. 教 育 費	5. 保 健 体 育 費	むつ市釜臥山スキー場整備事業	2	32,000		1,900	30,000	100	32,000		32,000		11.0	
			3	258,000		22,800	234,000	1,200		258,000	258,000		89.0	
			計	290,000		24,700	264,000	1,300		32,000	258,000	290,000		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源
市議会会議録作成委託料 (議会事務局)	2,000			令和4年度	限度額に 同じ				2,000
むつ市心身障害者ふれあいの家指定管理料 (障がい福祉課)	8,464			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ				8,464
放課後児童健全育成事業業務委託料 (子ども家庭課)	329,352			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ	186,754			142,598
むつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント広場指定管理料 (産業雇用政策課)	276,500			令和3年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				276,500
創業融資利子補給金(令和3年度) (産業雇用政策課)	282			令和4年度	限度額に 同じ				282
中小企業経営安定化支援(特別枠)事業利子補給金 (産業雇用政策課)	18,122			令和3年度 から令和12 年度まで	限度額に 同じ				18,122
脇野沢瀬野牧野外2施設、むつ市宮瀬野畜舎外2施設、むつ市わきのさわ鯛島の館、むつ市脇野沢体験農園、むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里指定管理料 (生産者支援課、観光戦略課)	93,456			令和3年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				93,456
むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場指定管理料 (観光戦略課)	35,745	令和元年度 から令和2 年度まで	14,298	令和3年度 から令和5 年度まで	21,447				21,447
むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場指定管理料 (消費税率引上げに伴う増額分) (観光戦略課)	500	令和元年度 から令和2 年度まで	167	令和3年度 から令和5 年度まで	333				333
むつ市奥薬研修景公園、むつ市宮薬研温泉露天風呂指定管理料 (観光戦略課)	23,040			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ				23,040
(仮称)田名部まちなか団地整備事業 (まちづくり推進課)	2,392,993	令和2年度	0	令和3年度 から令和20 年度まで	限度額に 同じ	1,314,920	880,000	198,073	0
除排雪対策経費 (土木維持課)	著しい降雪に伴う除排 雪に要する額			令和3年度	限度額に 同じ				
街路灯LED化事業費 (土木維持課)	207,000	平成29年度 から令和2 年度まで	92,777	令和3年度 から令和7 年度まで	114,223				114,223
むつ市海と森ふれあい体験館指定管理料 (生涯学習課)	18,075			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ				18,075
むつ市下北自然の家指定管理料 (生涯学習課)	252,844	令和2年度	84,388	令和3年度 から令和4 年度まで	168,456	140,000			28,456
むつ市下北自然の家指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (生涯学習課)	2,979			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ				2,979

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
大畑中央公園指定管理料 (市民スポーツ課)	136,215	令和2年度	45,405	令和3年度 から令和4 年度まで	90,810	80,000			10,810
大畑中央公園指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (市民スポーツ課)	2,125			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ				2,125
むつ運動公園、むつ市釜臥山ス キー場指定管理料 (市民スポーツ課)	195,552	令和2年度	65,184	令和3年度 から令和4 年度まで	130,368				130,368
むつ運動公園、むつ市釜臥山ス キー場指定管理料 (人件費の見直しによる増額分) (市民スポーツ課)	375			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ				375
下北医療センターむつ総合病院負 担金 (財務課)	2,684,889	平成30年度 から令和2 年度まで	334,889	令和3年度 から令和19 年度まで	2,350,000				2,350,000

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	36,839,555	36,842,409	6,560,200	5,823,522	37,579,087
(1)総務	18,585,523	18,029,116	2,525,900	2,525,910	18,029,106
(2)民生	448,630	472,685	88,300	40,509	520,476
(3)衛生	682,737	608,730	42,900	73,221	578,409
(4)農林水産業	1,532,030	1,535,941	86,300	213,652	1,408,589
(5)商工	50,192	87,861	56,100	10,631	133,330
(6)土木	4,612,645	4,572,309	710,900	472,901	4,810,308
(7)公営住宅	1,274,886	1,349,774	185,000	232,793	1,301,981
(8)消防	1,696,704	1,620,843	1,003,200	468,002	2,156,041
(9)教育	7,033,414	7,348,966	1,574,200	1,688,678	7,234,488
(10)公営企業	922,794	1,216,184	287,400	97,225	1,406,359
※参考普通債のうち					
(11)辺地対策					
(12)過疎対策	2,433,300	2,742,556	342,500	243,549	2,841,507
2. 災害復旧債	11,935	7,339		4,603	2,736
(1)公共施設	4,360	2,640		1,720	920
(2)衛生					
(3)農林水産業					
(4)土木	4,999	2,978		2,025	953
(5)商工					
(6)教育	2,576	1,721		858	863
合 計	36,851,490	36,849,748	6,560,200	5,828,125	37,581,823

地方消費税交付金が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

歳入	地方消費税交付金（社会保障財源分）	680,000
歳出	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	10,086,514

(社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費)

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	社会保障 財源化分の 地方消費税 交付金	その他
社会 保健 衛生	自立支援医療費(更生医療)給付事業	150,000	112,500			6,415	31,085
	重度心身障害者医療費助成事業	57,000	28,500			4,876	23,624
	障害児通所支援事業	130,000	97,500			5,560	26,940
	障害福祉サービス事業	1,500,000	1,125,000			64,154	310,846
	むつ市総合福祉センター管理運営費	24,148			6,345	3,046	14,757
	老人保護措置事業	95,519			13,447	14,041	68,031
	児童手当支給事業	555,940	470,132			14,680	71,128
	児童扶養手当支給事業(扶助費)	403,000	134,333			45,963	222,704
	ひとり親家庭等医療費給付事業	39,237	19,618			3,356	16,263
	放課後児童健全育成事業	126,606	74,284			8,951	43,371
	法人立保育園運営費	1,255,014	857,944		110,471	49,030	237,569
	幼稚園・認定こども園施設型給付費	822,407	591,214			39,552	191,641
	生活保護事業(扶助費)	2,292,490	1,737,484		6,327	93,866	454,813
	小計	7,451,361	5,248,509		136,590	353,490	1,712,772
	介護保険特別会計繰出金	1,053,917	102,238			162,810	788,869
社会 保 険	国民健康保険特別会計繰出金	562,271	334,140			39,028	189,103
	後期高齢者医療給付費等	743,671	141,378		7,482	101,758	493,053
	小計	2,359,859	577,756		7,482	303,596	1,471,025
保 健 衛 生	妊婦委託健康診査	39,787	22,000			3,043	14,744
	健診事業	76,905	44,187		6,902	4,417	21,399
	予防接種事業	158,602	68,269			15,454	74,879
	小計	275,294	134,456		6,902	22,914	111,022
合 計		10,086,514	5,960,721		150,974	680,000	3,294,819

令和3年度

むつ市国民健康保険特別会計
予算書・予算説明書

む つ 市

目 次

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算書

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算	3頁
第1表 歳入歳出予算	4頁

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

総 括

(歳 入)	8頁
(歳 出)	8頁

歳 入

1. 国 民 健 康 保 険 税	9頁
2. 使 用 料 及 び 手 数 料	9頁
3. 国 庫 支 出 金	10頁
4. 県 支 出 金	10頁
5. 財 産 収 入	11頁
6. 繰 入 金	11頁
7. 繰 越 金	11頁
8. 諸 収 入	12頁

歳 出

1. 総 務 費	13頁
2. 保 険 給 付 費	14頁
3. 国民健康保険事業費納付金	15頁
4. 共 同 事 業 拠 出 金	16頁
5. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	16頁
6. 保 健 事 業 費	17頁
7. 基 金 積 立 金	18頁
8. 公 債 費	19頁
9. 諸 支 出 金	19頁
10. 予 備 費	19頁

◇給与費明細書	20頁

国民健康保険特別会計予算書

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,998,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		1,116,176
	1. 国 民 健 康 保 険 税	1,116,176
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		907
	1. 手 数 料	907
3. 国 庫 支 出 金		1
	1. 国 庫 補 助 金	1
4. 県 支 出 金		4,314,439
	1. 県 負 担 金 ・ 補 助 金	4,314,438
	2. 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
5. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
6. 繰 入 金		562,272
	1. 他 会 計 繰 入 金	562,271
	2. 基 金 繰 入 金	1
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		4,516
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2,501
	2. 貸 付 金 元 金 収 入	1
	3. 雑 入	2,014
歳 入 合 計		5,998,313

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		24,778
	1. 総 務 管 理 費	22,718
	2. 運 営 協 議 会 費	1,486
	3. 趣 旨 普 及 費	574
2. 保 険 給 付 費		4,191,783
	1. 療 養 諸 費	3,570,684
	2. 高 額 療 養 費	602,597
	3. 移 送 費	2
	4. 出 産 育 児 諸 費	12,000
	5. 葬 祭 諸 費	6,500
3. 国民健康保険事業費納付金		1,564,283
	1. 医 療 給 付 費 分	1,017,294
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	359,382
	3. 介 護 納 付 金 分	187,607
4. 共 同 事 業 拠 出 金		2
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	2
5. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6. 保 健 事 業 費		69,909
	1. 特 定 健 康 診 査 事 業 費	42,172
	2. 保 健 事 業 費	27,737
7. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
8. 公 債 費		211
	1. 公 債 費	211
9. 諸 支 出 金		137,345
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,001
	2. 繰 出 金	107,344
10. 予 備 費		10,000
	1. 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		5,998,313

国民健康保険特別会計 予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国 民 健 康 保 険 税	1,116,176	1,192,636	△ 76,460
2. 使 用 料 及 び 手 数 料	907	937	△ 30
3. 国 庫 支 出 金	1	1	0
4. 県 支 出 金	4,314,439	4,464,206	△ 149,767
5. 財 産 収 入	1	1	0
6. 繰 入 金	562,272	568,165	△ 5,893
7. 繰 越 金	1	1	0
8. 諸 収 入	4,516	4,652	△ 136
歳 入 合 計	5,998,313	6,230,599	△ 232,286

(歳 出)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総 務 費	24,778	24,236	542			24,778	
2. 保 険 給 付 費	4,191,783	4,344,380	△ 152,597	4,173,283		8,000	10,500
3. 国民健康保険事業費納付金	1,564,283	1,660,826	△ 96,543	2		529,493	1,034,788
4. 共 同 事 業 拠 出 金	2	2	0				2
5. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	1	0	1			
6. 保 健 事 業 費	69,909	75,090	△ 5,181	33,810			36,099
7. 基 金 積 立 金	1	1	0				1
8. 公 債 費	211	211	0			2	209
9. 諸 支 出 金	137,345	115,852	21,493	107,344			30,001
10. 予 備 費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	5,998,313	6,230,599	△ 232,286	4,314,440		562,273	1,121,600

歳入

第1款 国民健康保険税

第1項 国民健康保険税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	1,115,691	1,191,784	△ 76,093	1 医療給付費分現年課税分	705,531	一般被保険者国民健康保険税 医療給付費分現年課税分 $758,635千円 \times 93\% = 705,531$ 後期高齢者支援金分現年課税分 $282,616千円 \times 93\% = 262,833$ 介護納付金分現年課税分 $112,235千円 \times 93\% = 104,379$ 医療給付費分滞納繰越分 $277,775千円 \times 10\% = 27,777$ 後期高齢者支援金分滞納繰越分 $97,213千円 \times 10\% = 9,721$ 介護納付金分滞納繰越分 $54,507千円 \times 10\% = 5,450$ <u>1,115,691</u>
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	262,833	
				3 介護納付金分現年課税分	104,379	
				4 医療給付費分滞納繰越分	27,777	
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	9,721	
				6 介護納付金分滞納繰越分	5,450	
2 退職被保険者等国民健康保険税	485	852	△ 367	1 医療給付費分現年課税分	1	退職被保険者等国民健康保険税 医療給付費分滞納繰越分 $2,892千円 \times 10\% = 289$ 後期高齢者支援金分滞納繰越分 $939千円 \times 10\% = 93$ 介護納付金分滞納繰越分 $1,009千円 \times 10\% = 100$ <u>485</u>
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	1	
				3 介護納付金分現年課税分	1	
				4 医療給付費分滞納繰越分	289	
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	93	
				6 介護納付金分滞納繰越分	100	
計	1,116,176	1,192,636	△ 76,460			

第2款 使用料及び手数料

第1項 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 督促手数料	907	937	△ 30	1 督促手数料	907	国民健康保険税督促手数料
計	907	937	△ 30			

第3款 国庫支出金
第1項 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 災害時特例 補助金	1	1	0	1 災害時特例 補助金	1	災害時特例補助金
計	1	1	0			

第4款 県支出金
第1項 県負担金・補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等交付金	4,314,438	4,464,205	△ 149,767	1 普通交付分	4,173,283	保険給付費等交付金(普通交付分)
				2 特別交付分	141,155	保険給付費等交付金(特別交付分) 141,155 保険者努力支援分 23,310 特別調整交付金分 107,344 都道府県繰入金 1 特定健康診査等負担金 10,500
計	4,314,438	4,464,205	△ 149,767			

第4款 県支出金
第2項 財政安定化基金交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政安定化 基金交付金	1	1	0	1 財政安定化 基金交付金	1	財政安定化基金交付金
計	1	1	0			

第5款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配 当金	1	1	0	1 財政調整基 金運用収入	1	財政調整基金運用利子収入
計	1	1	0			

第6款 繰入金

第1項 他会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰 入金	562,271	568,164	△ 5,893	1 保険基盤安 定繰入金(保 険税軽減分)	308,608	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) <u>308,608</u>
						保険基盤安定繰入金(保険者支援分) <u>136,913</u>
				2 保険基盤安 定繰入金(保 険者支援分)	136,913	事務費繰入金 <u>24,778</u>
						出産育児一時金等繰入金 <u>8,000</u>
				3 事務費繰入 金	24,778	財政安定化支援事業繰入金 <u>83,972</u>
				4 出産育児一 時金等繰入 金	8,000	
				5 財政安定化 支援事業繰 入金	83,972	
計	562,271	568,164	△ 5,893			

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基 金繰入金	1	1	0	1 財政調整基 金繰入金	1	財政調整基金繰入金
計	1	1	0			

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 その他繰越 金	1	1	0	1 その他繰越 金	1	その他前年度繰越金
計	1	1	0			

第8款 諸収入

第1項 延滞金加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険 者延滞金	2,500	2,500	0	1 一般被保険 者延滞金	2,500	一般被保険者延滞金
2 退職被保険 者等延滞金	1	1	0	1 退職被保険 者等延滞金	1	退職被保険者等延滞金
計	2,501	2,501	0			

第8款 諸収入

第2項 貸付金元金収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 出産資金貸 付金元金収 入	1	1	0	1 出産資金貸 付金元金収 入	1	出産資金貸付金元金収入
計	1	1	0			

第8款 諸収入

第3項 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険 者第三者納 付金	1,500	1,500	0	1 一般被保険 者第三者納 付金	1,500	一般被保険者第三者納付金
2 退職被保険 者等第三者 納付金	1	1	0	1 退職被保険 者等第三者 納付金	1	退職被保険者等第三者納付金
3 一般被保険 者返納金	501	501	0	1 一般被保険 者返納金	501	一般被保険者返納金 現年度分 501 過年度分 1
4 退職被保険 者等返納金	2	2	0	1 退職被保険 者等返納金	2	退職被保険者等返納金 現年度分 2 過年度分 1
5 雑入	10	146	△ 136	1 雑入	10	雑入
計	2,014	2,150	△ 136			

(単位 千円)

歳入合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較			
	5,998,313	6,230,599	△ 232,286			

第1款 総務費
第1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 一般管理 費	19,393	19,266	127			19,393		1 報酬	3,952	一般管理費 報酬・職員手当等 旅費 その他一般管理費	19,393 5,091 352 13,950
								3 職員手当 等	433		
								4 共済費	706		
								8 旅費	352		
								10 需用費	1,385		
								11 役務費	3,050		
								12 委託料	9,247		
								18 負担金補 助及び交 付金	268		
2 連合会負 担金	3,325	2,699	626			3,325		18 負担金補 助及び交 付金	3,325	国民健康保険団体連合会負担金	
計	22,718	21,965	753			22,718					

第2項 運営協議会費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 運営協議 会費	1,486	1,663	△ 177			1,486		1 報酬	624	国民健康保険運営協議会 委員報酬 12人
								8 旅費	862	運営協議会旅費
計	1,486	1,663	△ 177			1,486				

第1款 総務費

第3項 趣旨普及費

(単位 千円)

第5項 趣旨普及費											(単位：千円)
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 趣旨普及 費	574	608	△ 34			574		7 報償費	126	趣旨普及費 健康優良家庭表彰費 その他趣旨普及費	574
								10 需用費	448		136 438
計	574	608	△ 34			574					

第2款 保険給付費

第1項 療養諸費

(単位 千円)

療養給費											(単位：千円)
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 一般被保 険者療養 給付費	3,537,769	3,706,477	△ 168,708	3,537,769				18 負担金補 助及び交 付金	3,537,769	一般被保険者療養給付費 保険者負担経費	
2 退職被保 険者等療 養給付費	1	1,000	△ 999	1				18 負担金補 助及び交 付金	1	退職被保険者等療養給付費 保険者負担経費	
3 一般被保 険者療養 費	13,166	13,434	△ 268	13,166				18 負担金補 助及び交 付金	13,166	一般被保険者療養費 保険者負担経費	
4 退職被保 険者等療 養費	1	20	△ 19	1				18 負担金補 助及び交 付金	1	退職被保険者等療養費 保険者負担経費	
5 審査支払 手数料	19,747	19,954	△ 207	19,747				11 役務費	19,747	診療報酬明細書審査支払手数料	
計	3,570,684	3,740,885	△ 170,201	3,570,684							

第2款 保険給付費

第2項 高額療養費

(単位 千円)

第2項 高額療養費											(単位:円)
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 一般被保 険者高額 療養費	601,595	581,092	20,503	601,595				18 負担金補 助及び交 付金	601,595	一般被保険者高額療養費 保険者負担経費	
2 退職被保 険者等高 額療養費	1	200	△ 199	1				18 負担金補 助及び交 付金	1	退職被保険者等高額療養費 保険者負担経費	
3 一般被保 険者高額 介護合算 療養費	1,000	1,000	0	1,000				18 負担金補 助及び交 付金	1,000	一般被保険者高額介護合算療養費 保険者負担経費	
4 退職被保 険者等高 額介護合 算療養費	1	1	0	1				18 負担金補 助及び交 付金	1	退職被保険者等高額介護合算療養費 保険者負担経費	
計	602,597	582,293	20,304	602,597							

第2款 保険給付費
第3項 移送費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般被保 険者移送 費	1	1	0	1				18 負担金補 助及び交 付金	1	一般被保険者移送費
2 退職被保 険者等移 送費	1	1	0	1				18 負担金補 助及び交 付金	1	退職被保険者等移送費
計	2	2	0	2						

第2款 保険給付費
第4項 出産育児諸費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 出産育児一時金	12,000	14,700	△ 2,700			8,000	4,000	18 負担金補助及び交付金	12,000	出産育児一時金
計	12,000	14,700	△ 2,700			8,000	4,000			

第2款 保険給付費
第5項 葬祭諸費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 葬祭費	6,500	6,500	0				6,500	18 負担金補助及び交付金	6,500	葬祭費
計	6,500	6,500	0				6,500			

第3款 国民健康保険事業納付金
第1項 医療給付費分

(単位 千円)

第1項 医療給付費分											（単位：円）
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者医療給付費分	1,017,004	1,143,836	△ 126,832	2		377,517	639,485	18 負担金補助及び交付金	1,017,004	一般被保険者医療給付費分	
2 退職被保険者等医療給付費分	290	630	△ 340				290	18 負担金補助及び交付金	290	退職被保険者等医療給付費分	
計	1,017,294	1,144,466	△ 127,172	2		377,517	639,775				

第3款 国民健康保険事業費納付金
第2項 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般被保 険者後期 高齢者支 援金等分	359,288	374,908	△ 15,620			111,435	247,853	18 負担金補 助及び交 付金	359,288	一般被保険者後期高齢者支援金等分
2 退職被保 険者等後 期高齢者 支援金等 分	94	202	△ 108				94	18 負担金補 助及び交 付金	94	退職被保険者等後期高齢者支援金等分
計	359,382	375,110	△ 15,728			111,435	247,947			

第3款 国民健康保険事業費納付金
第3項 介護納付金分

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
介護納付金分	187,607	141,250	46,357			40,541	147,066	18 負担金補助及び交付金	187,607	介護納付金分
計	187,607	141,250	46,357			40,541	147,066			

第4款 共同事業拠出金
第1項 共同事業拠出金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 その他共同事業拠出金	2	2	0				2	18 負担金補助及び交付金	2	退職者医療共同事業拠出金
計	2	2	0				2			

第5款 財政安定化基金拠出金
第1項 財政安定化基金拠出金

(単位 千円)

財政安定化基金拠出金										
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 財政安定化基金拠出金	1	1	0	1				18 負担金補助及び交付金	1	財政安定化基金拠出金
計	1	1	0	1						

第6款 保健事業費
第1項 特定健康診査事業費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 特定健康 診査事業 費	39,883	44,306	△ 4,423	30,000			9,883	1 報酬	818	特定健康診査事業費
								8 旅費	28	
								10 需用費	1,549	
								11 役務費	2,468	
								12 委託料	35,020	
2 特定保健 指導事業 費	2,289	2,892	△ 603	1,977			312	1 報酬	299	特定保健指導事業費
								7 報償費	45	
								8 旅費	35	
								10 需用費	232	
								12 委託料	1,678	
計	42,172	47,198	△ 5,026	31,977			10,195			

第6款 保健事業費
第2項 保健事業費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健事業 費	27,737	27,892	△ 155	1,833			25,904	1 報酬	7,134	保健事業費 医療費適正化事業費 健康づくり推進事業費 医療費通知事業費 半日ドック事業費 脳ドック事業費 出産資金貸付事業費 ジェネリック差額通知事 業費
								3 職員手当 等	819	
								4 共済費	1,259	
								7 報償費	543	
								8 旅費	50	
								10 需用費	595	
								12 委託料	17,113	
								13 使用料及 び賃借料	152	
								17 備品購入 費	71	
								20 貸付金	1	
計	27,737	27,892	△ 155	1,833			25,904			

第7款 基金積立金
第1項 基金積立金

(単位 千円)

第1項 基金積立金										(単位：千円)
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 基金積立 金	1	1	0				1	24 積立金	1	財政調整基金利子積立金
計	1	1	0				1			

第8款 公債費
第1項 公債費

(単位 千円)

第1項 公債費				本年度の財源内訳					節		説明
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 利子	211	211	0			2	209	22 償還金利 子及び割 引料	211	一時借入金利子	
計	211	211	0			2	209				

第9款 諸支出金
第1項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

第1項 償還金及び還付加算金										(単位：千円)
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者保険 税還付金	5,000	5,000	0				5,000	22 償還金利 子及び割 引料	5,000	一般被保険者国民健康保険税 還付金
2 退職被保険者等保 険税還付 金	1	200	△ 199				1	22 償還金利 子及び割 引料	1	退職被保険者等国民健康保険税 還付金
3 償還金	25,000	10,000	15,000				25,000	22 償還金利 子及び割 引料	25,000	県支出金等精算償還金
計	30,001	15,200	14,801				30,001			

第9款 諸支出金
第2項 繰出金

(単位 千円)

第2項 繰出金				(単位 千円)						
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 直営診療施設勘定繰出金	107,344	100,652	6,692	107,344				27 繰出金	107,344	直営診療施設勘定繰出金
計	107,344	100,652	6,692	107,344						

第10款 予備費
第1項 予備費

(単位 千円)

第1項 予備費				本年度の財源内訳			節		(単位 千円)	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 予備費	10,000	10,000	0				10,000			
計	10,000	10,000	0				10,000			

(単位 千円)

								(単位 千円)
歳出合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
	5,998,313	6,230,599	△ 232,286	4,314,440		562,273	1,121,600	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
本年度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	12	624	0	0	0	0	624	0	624	
	計	12	624	0	0	0	0	624	0	624	
前年度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	12	715	0	0	0	0	715	0	715	
	計	12	715	0	0	0	0	715	0	715	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	△ 91	0	0	0	0	△ 91	0	△ 91	
	計	0	△ 91	0	0	0	0	△ 91	0	△ 91	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(18) 0	12,203	0	1,252	13,455	1,965	15,420	
前 年 度	(7) 0	11,210	0	777	11,987	1,947	13,934	
比 較	(7) 0	993	0	475	1,468	18	1,486	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	0	0	0	0	1,252	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	777	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	475	0	0	0	0	0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(18) 0	12,203	0	1,252	13,455	1,965	15,420	
前 年 度	(7) 0	11,210	0	777	11,987	1,947	13,934	
比 較	(7) 0	993	0	475	1,468	18	1,486	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	0	0	0	0	1,252	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	777	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	475	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	993	会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	993	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 本年度 18 人 前年度 7 人 比較 11 人	
職 員 手当等	475	会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	475	・ 会計年度任用職員 期末手当 475	

令和3年度

むつ市後期高齢者医療特別会計
予算書・予算説明書

む つ 市

目 次

令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算書

令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算	3 頁
第1表 歳入歳出予算	4 頁

令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

総 括

(歳 入)	6 頁
(歳 出)	6 頁

歳 入

1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	7 頁
2. 手 数 料	7 頁
3. 繰 入 金	7 頁
4. 繰 越 金	7 頁
5. 諸 収 入	8 頁

歳 出

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	9 頁
2. 諸 支 出 金	9 頁

後期高齢者医療特別会計予算書

令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 618,488 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		421,191
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	421,191
2. 手 数 料		220
	1. 手 数 料	220
3. 繰 入 金		188,505
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	188,505
4. 繰 越 金		8,020
	1. 繰 越 金	8,020
5. 諸 収 入		552
	1. 延 滞 金	1
	2. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	3. 雑 入	1
歳 入 合 計		618,488

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金		617,697
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	617,697
2. 諸 支 出 金		791
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	2. 繰 出 金	241
歳 出 合 計		618,488

後期高齢者医療特別会計予算 に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	421,191	384,532	36,659
2. 手 数 料	220	220	0
3. 繰 入 金	188,505	203,275	△ 14,770
4. 繰 越 金	8,020	6,020	2,000
5. 諸 収 入	552	552	0
歳 入 合 計	618,488	594,599	23,889

(歳 出)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	617,697	593,808	23,889			617,697	
2. 諸 支 出 金	791	791	0			791	
歳 出 合 計	618,488	594,599	23,889			618,488	

歳入

第1款 後期高齢者医療保険料

第1項 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保 険料	315,924	277,011	38,913	1 特別徴収 保険料	315,924	特別徴収保険料 $315,924 \times 100\% = 315,924$
2 普通徴収保 険料	105,267	107,521	Δ 2,254	1 普通徴収現 年分保険料	103,887	普通徴収保険料 現年度保険料 $105,308 \times 98.65\% = 103,887$ 滞納繰越分保険料 $2,759 \times 50.00\% = 1,380$
				2 普通徴収滞 納繰越分保 険料	1,380	
計	421,191	384,532	36,659			

第2款 手数料

第1項 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 督促手数料	220	220	0	1 督促手数料	220	督促手数料
計	220	220	0			

第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険基盤安 定繰入金	188,505	203,275	Δ 14,770	1 保険基盤安 定繰入金	188,505	保険基盤安定負担金繰入金
計	188,505	203,275	Δ 14,770			

第4款 繰越金

第1項 繰越金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	8,020	6,020	2,000	1 繰越金	8,020	前年度繰越金 保険料分 8,000 督促手数料分 20
計	8,020	6,020	2,000			

第5款 諸収入
第1項 延滞金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	保険料延滞金
計	1	1	0			

第5款 諸収入

第2項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料還付金	500	500	0	1 保険料還付金	500	保険料還付金
2 還付加算金	50	50	0	1 還付加算金	50	保険料還付加算金
計	550	550	0			

第5款 諸収入

第3項 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	1	1	0			

(単位 千円)

歳入合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較			
	618,488	594,599	23,889			

歳出

第1款 後期高齢者医療広域連合納付金

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位：千円)										
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度の財源内訳			一般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	617,697	593,808	23,889			617,697		18 負担金補助 及び交付金	617,697	保険料納付金 429,191 保険基盤安定負担金 188,505 延滞金 1
計	617,697	593,808	23,889			617,697				

第2款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

第1項 償還金及び還付加算金				補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 説
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保険料還付金	500	500	0			500		22 償還金利子 及び割引料	500	保険料還付金
2 還付加算金	50	50	0			50		22 償還金利子 及び割引料	50	保険料還付加算金
計	550	550	0			550				

第2款 諸支出金

第2項 繰出金

(単位 千円)

第2項 繰出金											(単位: 円)
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰 出金	241	241	0			241		27 繰出金	241	督促手数料 雑入 240 1	
計	241	241	0			241					

(単位 千円)

歳出合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	
				特 定 財 源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	618,488	594,599	23,889			618,488		

議案第27号

令和3年度

むつ市介護保険特別会計

予算書・予算説明書

む つ 市

目 次

令和3年度むつ市介護保険特別会計予算書

令和3年度むつ市介護保険特別会計予算	3頁
第1表 歳入歳出予算	4頁

令和3年度むつ市介護保険特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

総 括	
（歳 入）.....	8頁
（歳 出）.....	8頁

歳 入	
1. 保 険 料	9頁
2. 分担金及び負担金	9頁
3. 使用料及び手数料	9頁
4. 国庫支出金	9頁
5. 支払基金交付金	10頁
6. 県 支 出 金	11頁
7. 財 産 収 入	11頁
8. 繰 入 金	12頁
9. 諸 収 入	13頁

歳 出	
1. 総 務 費	14頁
2. 保 険 給 付 費	16頁
3. 地 域 支 援 事 業 費	19頁
4. 財政安定化基金拠出金	22頁
5. 基 金 積 立 金	22頁
6. 公 債 費	22頁
7. 諸 支 出 金	22頁
8. 予 備 費	23頁

◇給与費明細書	24頁

介護保険特別会計予算書

令和3年度むつ市介護保険特別会計予算

令和3年度むつ市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,690,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,296,182
	1 介 護 保 険 料	1,296,182
2 分 担 金 及 び 負 担 金		25,346
	1 負 担 金	25,346
3 使 用 料 及 び 手 数 料		200
	1 手 数 料	200
4 国 庫 支 出 金		1,628,638
	1 国 庫 負 担 金	1,147,305
	2 国 庫 補 助 金	481,333
5 支 払 基 金 交 付 金		1,741,292
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,741,292
6 県 支 出 金		943,032
	1 県 負 担 金	900,160
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	2
	3 県 補 助 金	42,870
7 財 産 収 入		5
	1 財 産 運 用 収 入	5
8 繰 入 金		1,055,489
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,053,917
	2 基 金 繰 入 金	1,572
9 諸 収 入		13
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	10
	2 雑 入	3
歳 入 合 計		6,690,197

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		105,987
	1 総 務 管 理 費	1,008
	2 介 護 認 定 審 査 会 費	104,777
	3 計 画 策 定 委 員 会 費	202
2 保 険 給 付 費		6,299,897
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,705,818
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	95,505
	3 そ の 他 諸 費	6,236
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	168,649
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	307,876
	6 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	15,813
3 地 域 支 援 事 業 費		275,068
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	130,360
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	18,352
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	125,732
	4 そ の 他 諸 費	624
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 基 金 積 立 金		5
	1 基 金 積 立 金	5
6 公 債 費		1,381
	1 公 債 費	1,381
7 諸 支 出 金		1,258
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,258
8 予 備 費		6,600
	1 予 備 費	6,600
歳 出 合 計		6,690,197

介護保険特別会計 予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 保 険 料	1,296,182	1,226,315	69,867
2 分 担 金 及 び 負 担 金	25,346	26,406	△ 1,060
3 使 用 料 及 び 手 数 料	200	200	0
4 国 庫 支 出 金	1,628,638	1,610,996	17,642
5 支 払 基 金 交 付 金	1,741,292	1,723,017	18,275
6 県 支 出 金	943,032	931,533	11,499
7 財 産 収 入	5	21	△ 16
8 繰 入 金	1,055,489	1,099,750	△ 44,261
9 諸 収 入	13	13	0
歳 入 合 計	6,690,197	6,618,251	71,946

(歳 出)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 庫 金 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	105,987	110,366	△4,379			105,987	
2 保 険 給 付 費	6,299,897	6,219,923	79,974	2,423,882		2,619,076	1,256,939
3 地域支援事業費	275,068	278,970	△3,902	147,788		88,892	38,388
4 財政安定化基金 拠 出 金	1	1	0				1
5 基 金 積 立 金	5	21	△16			5	
6 公 債 費	1,381	1,364	17			213	1,168
7 諸 支 出 金	1,258	1,006	252				1,258
8 予 備 費	6,600	6,600	0			6,600	
歳 出 合 計	6,690,197	6,618,251	71,946	2,571,670		2,820,773	1,297,754

歳 入

第1款 保険料

第1項 介護保険料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者 保険料	1,296,182	1,226,315	69,867	1 現年賦課分特別徴収保険料	1,209,364	第1号被保険者保険料 現年賦課分特別徴収保険料 $1,209,364 \times 100\% = 1,209,364$ <u>1,209,364</u>
				2 現年賦課分普通徴収保険料	84,323	現年賦課分普通徴収保険料 $95,173 \times 88.6\% = 84,323$ <u>84,323</u>
				3 滞納繰越分	2,495	滞納繰越分 $22,690 \times 11.0\% = 2,495$ <u>2,495</u>
計	1,296,182	1,226,315	69,867			

第2款 分担金及び負担金

第1項 負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 認定審査会負担金	25,346	26,406	△1,060	1 認定審査会共同設置負担金	25,346	関係町村共同設置負担金
計	25,346	26,406	△1,060			

第3款 使用料及び手数料

第1項 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 督促手数料	200	200	0	1 督促手数料	200	督促手数料
計	200	200	0			

第4款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,147,305	1,132,731	14,574	1 現年度分	1,147,305	介護給付費負担金
計	1,147,305	1,132,731	14,574			

第4款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	376,415	384,157	△7,742	1 現年度分	376,415	普通調整交付金
2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	37,334	40,406	△3,072	1 現年度分	37,334	地域支援事業交付金
3 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	48,406	45,171	3,235	1 現年度分	48,406	地域支援事業交付金
4 保険者機能強化推進交付金	9,740	8,531	1,209	1 現年度分	9,740	保険者機能強化推進交付金
5 介護保険保険者努力支援交付金	9,438	0	9,438	1 現年度分	9,438	介護保険保険者努力支援交付金
計	481,333	478,265	3,068			

第5款 支払基金交付金
第1項 支払基金交付金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	1,700,972	1,679,379	21,593	1 現年度分	1,700,972	介護給付費交付金
2 地域支援事業支援交付金	40,320	43,638	△3,318	1 現年度分	40,320	地域支援事業支援交付金
計	1,741,292	1,723,017	18,275			

第6款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	900,160	888,743	11,417	1 現年度分	900,160	介護給付費負担金
計	900,160	888,743	11,417			

第6款 県支出金

第2項 財政安定化基金支出金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 交付金	1	1	0	1 交付金	1	財政安定化基金交付金
2 貸付金	1	1	0	1 貸付金	1	財政安定化基金貸付金
計	2	2	0			

第6款 県支出金

第3項 県補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	18,667	20,203	△1,536	1 現年度分	18,667	地域支援事業交付金
2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	24,203	22,585	1,618	1 現年度分	24,203	地域支援事業交付金
計	42,870	42,788	82			

第7款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	5	21	△16	1 財政調整基金運用収入	5	財政調整基金運用利子収入
計	5	21	△16			

第8款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	787,487	777,490	9,997	1 現年度分	787,487	介護給付費繰入金
2 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	18,667	20,203	△1,536	1 現年度分	18,667	地域支援事業繰入金
3 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	24,203	22,585	1,618	1 現年度分	24,203	地域支援事業繰入金
4 その他一般会計繰入金	223,560	216,824	6,736	1 事務費繰入金	7,810	事務費繰入金
				2 要介護認定等繰入金	79,431	要介護認定等繰入金
				3 介護保険料軽減負担分繰入金	136,319	介護保険料軽減負担分繰入金
計	1,053,917	1,037,102	16,815			

第8款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,572	62,648	△61,076	1 財政調整基金繰入金	1,572	財政調整基金繰入金
計	1,572	62,648	△61,076			

第9款 諸収入

第1項 延滞金加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者 延滞金	10	10	0	1 第1号被保険者 延滞金	10	第1号被保険者延滞金
計	10	10	0			

第9款 諸収入

第2項 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第三者納付金	1	1	0	1 第三者納付金	1	第三者行為納付金
2 返納金	1	1	0	1 返納金	1	不当利得等返納金
3 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	3	3	0			

(単位 千円)

歳入合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	
	6,690,197	6,618,251	71,946	

歳 出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

第1項 総務局経費										
目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,008	1,420	△412			1,008		10 需用費	436	一般管理費 766 需用費 436 委託料 330 その他一般管理費 242
								11 役務費	242	
								12 委託料	330	
計	1,008	1,420	△412			1,008				

第1款 総務費

第2項 介護認定審査会費

(単位 千円)

第2項 介護認定審査会費

（単位：円）

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
1 介護認定審査会費	67,648	69,957	△2,309			67,648		1 報酬	15,499	給与費 5人 <u>37,448</u>	
								2 給料	16,888	下北圏域介護認定審査会費 <u>16,779</u>	
								3 職員手当等	11,805	報酬 35人 13,990 費用弁償 2,789	
								4 共済費	9,198	その他介護認定審査会費 <u>13,421</u>	
								8 旅費	2,813		
								10 需用費	487		
								11 役務費	598		
								12 委託料	5,311		
								13 使用料及び賃借料	5,048		
								18 負担金補助及び交付金	1		

第1款 総務費

第2項 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
2 認定調査等 費	37,129	34,037	3,092			37,129		1 報酬	15,788	訪問調査員費 報酬 16人 費用弁償 その他認定調査等費	<u>15,702</u>
								3 職員手当等	205		14,000
											1,702
								4 共済費	321		
								8 旅費	1,747		
								10 需用費	309		
								11 役務費	18,530		
								12 委託料	228		
							18 負担金補助 及び交付金	1		<u>21,427</u>	
計	104,777	103,994	783			104,777					

第1款 総務費

第3項 計画策定委員会費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 計画策定委 員会費	202	4,952	△4,750			202		1 報酬	130	計画策定委員会費 報酬 20人 費用弁償	<u>202</u> 130 72
								8 旅費	72		
計	202	4,952	△4,750			202					

第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他				
1 居宅介護 サービス給 付費	2,567,839	2,535,286	32,553	987,976		1,067,537	512,326	18 負担金補助 及び交付金	2,567,839	保険者負担経費
2 特例居宅介 護サービス 給付費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
3 地域密着型 介護サービ ス給付費	804,118	793,923	10,195	309,385		334,299	160,434	18 負担金補助 及び交付金	804,118	保険者負担経費
4 特例地域密 着型介護サ ービス給付 費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
5 施設介護サ ービス給付 費	1,972,371	1,947,315	25,056	758,868		819,981	393,522	18 負担金補助 及び交付金	1,972,371	保険者負担経費
6 特例施設介 護サービス 給付費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
7 居宅介護福 祉用具購入 費	6,929	6,848	81	2,666		2,882	1,381	18 負担金補助 及び交付金	6,929	保険者負担経費
8 居宅介護住 宅改修費	11,150	11,028	122	4,290		4,635	2,225	18 負担金補助 及び交付金	11,150	保険者負担経費
9 居宅介護サ ービス計画 給付費	343,407	339,036	4,371	132,126		142,766	68,515	18 負担金補助 及び交付金	343,407	保険者負担経費
10 特例居宅介 護サービス 計画給付費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
計	5,705,818	5,633,440	72,378	2,195,311		2,372,100	1,138,407			

第2款 保険給付費

第2項 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他				
1 介護予防サ ービス給付 費	69,613	68,736	877	26,784		28,941	13,888	18 負担金補助 及び交付金	69,613	保険者負担経費
2 特例介護予 防サービス 給付費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
3 地域密着型 介護予防サ ービス給付 費	4,913	4,858	55	1,891		2,043	979	18 負担金補助 及び交付金	4,913	保険者負担経費
4 特例地域密 着型介護予 防サービス 給付費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
5 介護予防福 祉用具購入 費	1,448	1,406	42	558		602	288	18 負担金補助 及び交付金	1,448	保険者負担経費
6 介護予防住 宅改修費	6,299	6,189	110	2,423		2,619	1,257	18 負担金補助 及び交付金	6,299	保険者負担経費
7 介護予防サ ービス計画 給付費	13,229	13,049	180	5,089		5,500	2,640	18 負担金補助 及び交付金	13,229	保険者負担経費
8 特例介護予 防サービス 計画給付費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
計	95,505	94,241	1,264	36,745		39,705	19,055			

第2款 保険給付費

第3項 その他諸費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
1 審査支払手 数料	6,236	6,164	72	2,400		2,592	1,244	11 役務費	6,236	審査支払手数料 <u>6,236</u>	
計	6,236	6,164	72	2,400		2,592	1,244				

第2款 保険給付費

第4項 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
1 高額介護サ ービス費	168,648	166,482	2,166	64,887		70,113	33,648	18 負担金補助 及び交付金	168,648	保険者負担経費	
2 高額介護予 防サービス 費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費	
計	168,649	166,483	2,166	64,887		70,113	33,649				

第2款 保険給付費

第5項 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他				
1 特定入所者 介護サービス費	307,623	303,731	3,892	118,358		127,889	61,376	18 負担金補助 及び交付金	307,623	保険者負担経費
2 特例特定入 所者介護サ ービス費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
3 特定入所者 介護予防サ ービス費	251	243	8	97		104	50	18 負担金補助 及び交付金	251	保険者負担経費
4 特例特定入 所者介護予 防サービス 費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
計	307,876	303,976	3,900	118,455		127,993	61,428			

第2款 保険給付費

第6項 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

第3項 高額医療合算介護サービス費				本年度の財源内訳				節		説明
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支出金	県 地方債	その他				
1 高額医療合 算介護サー ビス費	15,812	15,618	194	6,084		6,573	3,155	18 負担金補助 及び交付金	15,812	保険者負担経費
2 高額医療合 算介護予防 サービス費	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	保険者負担経費
計	15,813	15,619	194	6,084		6,573	3,156			

第3款 地域支援事業費

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
1 介護予防・ 生活支援 サービス事 業費	114,235	124,925	△10,690	47,076		47,490	19,669	12 委託料	290	介護予防・生活支援サー ビス事業費 訪問型サービス 通所型サービス 総合事業費精算金 高額介護予防サービス 費相当 高額医療合算介護予防 サービス費相当	
								18 負担金補助 及び交付金	113,945	114,235 32,956 80,869 10 200 200	
2 介護予防ケ アマネジメ ント事業費	16,125	18,578	△2,453	6,645		6,704	2,776	12 委託料	104	介護予防ケアマネジメント 事業費	
								18 負担金補助 及び交付金	16,021	16,125	
計	130,360	143,503	△13,143	53,721		54,194	22,445				

第3款 地域支援事業費

第2項 一般介護予防事業費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他				
1 一般介護予 防事業費	18,352	17,396	956	7,563		7,629	3,160	1 報酬	4,239	一般介護予防事業費 <u>18,352</u> 介護予防普及啓発事業 12,189 地域介護予防活動支援 事業 6,050 地域リハビリテーション 活動支援事業 113
								3 職員手当等	487	
								4 共済費	741	
								7 報償費	220	
								8 旅費	155	
								10 需用費	2,627	
								11 役務費	96	
								12 委託料	9,352	
								13 使用料及び 賃借料	433	
18 負担金補助 及び交付金	2									
計	18,352	17,396	956	7,563		7,629	3,160			

第3款 地域支援事業費

第3項 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
1 総合相談事業費	1,410	1,535	△125	923		300	187	12 委託料	1,410	総合相談事業費 <u>1,410</u>	
2 権利擁護事業費	101	111	△10	66		21	14	1 報酬	65	権利擁護事業費 <u>101</u>	
								8 旅費	31		
								10 需用費	5		
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	83,534	76,723	6,811	57,812		17,813	7,909	1 報酬	5,399	包括的・継続的ケアマネジメント事業費 <u>83,534</u> 地域包括支援センター運営費 83,394 地域ケア会議推進事業 140	
								2 給料	14,217		
								3 職員手当等	8,117		
								4 共済費	8,329		
								7 報償費	68		
								8 旅費	257		
								10 需用費	30		
								12 委託料	47,040		
								18 負担金補助及び交付金	77		
4 任意事業費	19,196	17,778	1,418	12,572		4,093	2,531	1 報酬	4,831	任意事業費 <u>19,196</u> 介護給付等費用適正化事業 8,524 家族介護支援事業 4,796 その他の事業 5,876	
								3 職員手当等	564		
								4 共済費	857		
								7 報償費	24		
								8 旅費	171		
								10 需用費	447		
								11 役務費	256		

第3款 地域支援事業費

第3項 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
								12 委託料	4,817		
								13 使用料及び 賃借料	995		
								18 負担金補助 及び交付金	2		
								19 扶助費	6,232		
5 在宅医療・ 介護連携推 進事業費	6,842	6,894	△52	4,735		1,459	648	7 報償費	91	在宅医療・介護連携推進 事業費 <u>6,842</u>	
								8 旅費	119		
								10 需用費	10		
								12 委託料	6,622		
6 生活支援体 制整備事業 費	9,511	9,328	183	6,583		2,028	900	12 委託料	9,511	生活支援体制整備事業費 <u>9,511</u>	
7 認知症総合 支援事業費	5,138	4,960	178	3,556		1,096	486	1 報酬	2,608	認知症総合支援事業費 <u>5,138</u>	
								3 職員手当等	282		
								4 共済費	429		
								7 報償費	117		
								8 旅費	165		
								10 需用費	110		
								12 委託料	1,386		
								18 負担金補助 及び交付金	41		
計	125,732	117,329	8,403	86,247		26,810	12,675				

第3款 地域支援事業費

第4項 その他諸費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 審査支払手 数料	624	742	△118	257		259	108	11 役務費	624	審査支払手数料	624
計	624	742	△118	257		259	108				

第4款 財政安定化基金拠出金

第1項 財政安定化基金拠出金

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 財政安定化 基金拠出金	1	1	0				1	18 負担金補助 及び交付金	1	財政安定化基金拠出金 1	
計	1	1	0				1				

第5款 基金積立金

第1項 基金積立金

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 基金積立金	5	21	△16				5	24 積立金	5	財政調整基金利子積立金	5
計	5	21	△16				5				

第6款 公債費

第1項 公債費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 利子	1,381	1,364	17			213	1,168	22 償還金利子 及び割引料	1,381	一時借入金利子 <u>1,381</u>	
計	1,381	1,364	17			213	1,168				

第7款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

第2次 償還金及び運行加算金											
目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 保険料還付 金	1,257	1,005	252				1,257	22 償還金利子 及び割引料	1,257	保険料還付金	<u>1,257</u>
2 償還金	1	1	0				1	22 償還金利子 及び割引料	1	償還金	1
計	1,258	1,006	252				1,258				

第8款 予備費
第1項 予備費

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他					
1 予備費	6,600	6,600	0			6,600					
計	6,600	6,600	0			6,600					

(単位 千円)

歳 出 合 計	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源				一般財源	
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他			
	6,690,197	6,618,251	71,946	2,571,670		2,820,773	1,297,754		

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合計	備 考
			報酬	給料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当			
本年度	長 等	人 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	113	28,393	0	0	0	0	28,393	0	28,393
	計	113	28,393	0	0	0	0	28,393	0	28,393
前年度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	116	27,913	0	0	0	0	27,913	0	27,913
	計	116	27,913	0	0	0	0	27,913	0	27,913
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	△ 3	480	0	0	0	0	480	0	480
	計	△ 3	480	0	0	0	0	480	0	480

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(10) 9	20,166	31,105	21,460	72,731	19,884	92,615	
前 年 度	(8) 9	14,691	32,188	22,839	69,718	17,854	87,572	
比 較	(2) 0	5,475	△ 1,083	△ 1,379	3,013	2,030	5,043	

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	1,836	519	0	9,093	4,885	555	1,620	2,232	720
	前年度	1,176	915	0	8,342	5,051	555	1,044	4,916	840
	比 較	660	△ 396	0	751	△ 166	0	576	△ 2,684	△ 120

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(0) 9	31,105	19,384	50,489	16,401	66,890	
前 年 度	(0) 9	32,188	20,440	52,628	16,175	68,803	
比 較	(0) 0	△ 1,083	△ 1,056	△ 2,139	226	△ 1,913	

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	1,836	519	0	7,017	4,885	555	1,620	2,232	720
	前年度	1,176	579	0	7,235	5,051	555	1,044	3,960	840
	比 較	660	△ 60	0	△ 218	△ 166	0	576	△ 1,728	△ 120

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(10) 0	20,166	0	2,076	22,242	3,483	25,725	
前 年 度	(8) 0	14,691	0	2,399	17,090	1,679	18,769	
比 較	(2) 0	5,475	0	△ 323	5,152	1,804	6,956	

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	0	0	0	2,076	0	0	0	0	0
	前年度	0	336	0	1,107	0	0	0	956	0
	比 較	0	△ 336	0	969	0	0	0	△ 956	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	5,475	昇給に伴う増加分	84 昇給期 4月 昇給対象 7人 昇給分 84千円	
		その他の増減分	5,391 ・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 本年度 10 人 前年度 8 人 比較 2 人	
給 料	△ 1,083	昇給に伴う増加分	135 昇給期 1月 昇給対象 9人 昇給分 135千円	
		その他の増減分	△ 1,218 ・ 職員の異動状況 会計年度任用職員以外の職員 会計年度任用職員以外の職員 (再任用短時間職員) 本年度 9 人 本年度 0 人 前年度 9 人 前年度 0 人 比較 0 人 比較 0 人	
職 員 手 当 等	△ 1,379	会計年度任用職員制度に伴う増減分	969 ・ 会計年度任用職員 期末手当 969 千円	
		その他の増減分	△ 2,348 ・ 会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 660 千円 寒冷地手当 0 千円 通勤手当 △ 60 千円 住居手当 576 千円 管理職手当 0 千円 時間外勤務手当 △ 1,728 千円 期末手当 △ 951 千円 児童手当 △ 120 千円 勤勉手当 △ 725 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職 (一)	医療職 (二)	教育職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	274,138		387,700		
	平均給与月額 (円)	316,955		454,200		
	平均年齢 (歳)	37.3		52.0		
令和2年1月1日現在	平均給料月額 (円)	286,984		386,425		
	平均給与月額 (円)	349,328		455,125		
	平均年齢 (歳)	38.5		51.0		

イ 初 任 給

区 分	一般行政職 (円)	医療職（一） (円)	医療職（二） (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600				147,900
大 学 卒	182,200	188,400	212,600	204,000	

(国の制度)

区 分	一般行政職 (円)	医療職（一） (円)	医療職（二） (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600				147,900
大 学 卒	182,200	188,400	212,600		

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医療職（一）			医療職（二）			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7 級			5 級			5 級	1	100.0	3 級			5 級		
	6 級			4 級			4 級			2 級			4 級		
	5 級			3 級			3 級			1 級			3 級		
	4 級	1	12.5	2 級			2 級						2 級		
	3 級	4	50.0	1 級			1 級						1 級		
	2 級	2	25.0												
	1 級	1	12.5												
	計	8	100.0	計			計	1	100.0	計			計		
区 分	一般行政職			医療職（一）			医療職（二）			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年 1月1日 現 在	7 級			5 級			5 級	1	100.0	3 級			5 級		
	6 級			4 級			4 級			2 級			4 級		
	5 級	1	12.5	3 級			3 級			1 級			3 級		
	4 級			2 級			2 級						2 級		
	3 級	4	50.0	1 級			1 級						1 級		
	2 級	3	37.5												
	1 級														
	計	8	100.0	計			計	1	100.0	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一 般 行 政 職	部 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	医療職(二)
本年度	職 員 数 (A) (人)		9	8	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9	8	1
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	9	8	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	100.0
前年度	職 員 数 (A) (人)		9	8	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9	8	1
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	9	8	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有	
前 年 度	(1.150) 2.150	(1.150) 2.150	(2.300) 4.300	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・職務の級に応じた調整額	

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

令和 3 年度

むつ市公共用地取得事業特別会計
予算書・予算説明書

む つ 市

目 次

令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算書

令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算	３頁
第１表 歳入歳出予算	４頁

令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

総 括

(歳入)	６頁
(歳出)	６頁

歳入	
１．繰入金	７頁

歳出	
１．公債費	８頁

◇ 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	９頁

公共用地取得事業特別会計 予 算 書

令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,979千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

令和３年２月２４日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1. 繰 入 金		22,979
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	22,979
歳 入	合 計	22,979

2. 歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1. 公 債 費		22,979
	1. 公 債 費	22,979
歳 出	合 計	22,979

公共用地取得事業特別会計 予算に関する説明書

総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 繰入金	22,979	50,043	△ 27,064
2. 財産収入	0	118,130	△ 118,130
歳入合計	22,979	168,173	△ 145,194

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 公債費	22,979	168,173	△ 145,194			22,979	
歳出合計	22,979	168,173	△ 145,194			22,979	

歳入

第1款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	22,979	50,043	△ 27,064	1 一般会計繰入金	22,979	一般会計繰入金
計	22,979	50,043	△ 27,064			

第2款 財産収入

第1項 財産売却収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
不動産売却収入	0	118,130	△ 118,130			廃目
計	0	118,130	△ 118,130			

(単位 千円)

歳入合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
	22,979	168,173	△ 145,194	

歳出
第1款 公債費
第1項 公債費

(単位 千円)

（単位：円）										
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 元金	22,580	166,930	△ 144,350			22,580		22 償還金利 子及び割 引料	22,580	長期償償還金
2 利子	399	1,243	△ 844			399		22 償還金利 子及び割 引料	399	長期債利子
計	22,979	168,173	△ 145,194			22,979				

(単位 千円)

歳出合計	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳						
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 県 支出金	地方債	その他				
	22,979	168,173	△ 145,194			22,979				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
公共用地先行取得事業債	300,720	133,790		22,580	111,210
合 計	300,720	133,790		22,580	111,210

令和3年度

むつ市魚市場事業特別会計 予算書・予算説明書

むつ市

目 次

令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算書

令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算	3頁
第1表 歳入歳出予算	4頁

令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算に関する説明書

歳入歳出事項別説明書

総括

(歳入)	6頁
(歳出)	6頁

歳入

1. 使用料及び手数料	7頁
2. 財産収入	7頁
3. 繰入金	7頁
4. 繰越金	7頁
5. 諸収入	8頁

歳出

1. 総務費	9頁
2. 施設費	9頁
3. 公債費	9頁
4. 予備費	10頁

◇給与費明細書	11頁

◇地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における 現在高の見込みに関する調書	11頁

魚市場事業特別会計予算書

令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算

令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		39,306
	1 他会計繰入金	39,306
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		39,310

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		85
	1 総務管理費	85
2 施設費		1,533
	1 魚市場施設費	1,533
3 公債費		36,692
	1 公債費	36,692
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		39,310

魚市場事業特別会計 予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 使用料及び手数料	1	1	0
2 財産収入	1	1	0
3 繰入金	39,306	12,911	26,395
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	1	1	0
歳入合計	39,310	12,915	26,395

(歳 出)

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地方債	その他	
1 総務費	85	85	0			83	2
2 施設費	1,533	1,091	442			2,532	△999
3 公債費	36,692	11,739	24,953			36,692	
4 予備費	1,000	0	1,000				1,000
歳出合計	39,310	12,915	26,395			39,307	3

歳 入

第1款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 使 用 料	1	1	0	1 魚市場使用料	1	行政財産目的外使用料
計	1	1	0			

第2款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預 金 利 子	1	1	0	1 地方卸売市場 大畑町魚市場 基金運用収入	1	地方卸売市場大畑町魚市場基金運用収入
計	1	1	0			

第3款 繰入金

第1項 他会計繰入金

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	39,306	12,911	26,395	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,306	一般会計繰入金
計	39,306	12,911	26,395			

第4款 繰越金

第1項 繰越金

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1	1	0	1 繰 越 金	1	
計	1	1	0			

第5款 諸収入

第1項 雑入

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
¹ 雑 入	1	1	0	² 雑 入	1	卸売業者契約保証金利息収入
計	1	1	0			

(単位 千円)

歳 入 合 計	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	
	39,310	12,915	26,395	

歳 出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

第1項 総務管理費											
目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 支 出	県 金	地 方 債					そ の 他
1 一般管理費	3	3	0			1	2	10 需 用 費	2	消耗品費	2
								24 積 立 金	1	地方卸売市場大畑町魚市場基金運用収入積立金	1
2 運 営 審 議 会 費	82	82	0			82		1 報 酬	52	魚市場運営審議会委員費	
								8 旅 費	30		
計	85	85	0			83	2				

第2款 施設費

第1項 魚市場施設費

(単位 千円)

第1表 魚市場施設費											
目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 支 出	県 金	地 方 債					そ の 他
1 魚 市 場 施 設 費	1,533	1,091	442			2,532	△999	11 役 務 費	25	魚市場施設費	
								12 委 託 料	418		
								13 使用料及び賃借料	780		
								18 負担金補助及び交付金	310		
計	1,533	1,091	442			2,532	△999				

第3款 公債費

第1項 公債費

(単位 千円)

第1項 公債費											（単位：百万円）
目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 支 出	県 金	地 方 債					そ の 他
1 元 金	36,396	11,430	24,966			36,396		22 償還金利子 及び割引料	36,396	長期償元金償還金	
2 利 子	296	309	△13			296		22 償還金利子 及び割引料	296	長期債利子	
計	36,692	11,739	24,953			36,692					

第4款 予備費
第1項 予備費

(単位 千円)

第1項 予備費											
目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	1,000	0	1,000				1,000	28 予 備 費	1,000	予備費	
計	1,000	0	1,000				1,000				

(単位 千円)

歳 出 合 計	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他		
	39,310	12,915	26,395			39,307	3	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	8	52	0	0	52	0	52	
前 年 度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	8	52	0	0	52	0	52	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 額	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
市 場 事 業 債	311,800	308,482	0	3,318	305,164
過 疎 対 策 事 業 債	306,045	297,934	0	33,078	264,856
合 計	617,845	606,416	0	36,396	570,020

議案第 30 号

令和 3 年度

むつ市水道事業会計予算書

令和3年度 むつ市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度むつ市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	24,451 戸
(2) 年間総給水量	6,690,458 m ³
(3) 一日平均給水量	18,330 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 水道管路緊急改善事業	347,287 千円
(ロ) 水道施設整備事業	103,686 千円
(ハ) 配水管整備事業	91,383 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,764,027 千円
第1項 営 業 収 益	1,457,835 千円
第2項 営業外収益	301,344 千円
第3項 特 別 利 益	4,848 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,651,835 千円
第1項 営 業 費 用	1,434,640 千円
第2項 営業外費用	216,195 千円
第3項 特 別 損 失	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 726,841千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 52,610千円、過年度分損益勘定留保資金 545,523千円及び減債積立金 128,708千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入	766,789 千円
第1項 企 業 債	366,200 千円
第2項 一般会計負担金	176,372 千円
第3項 国庫補助金	2,317 千円
第4項 工事負担金	3,300 千円
第5項 一般会計出資金	218,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,493,630 千円
第1項 建設改良費	697,252 千円
第2項 企業債償還金	796,378 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	366,200千円	証書借入	5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式による借入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、189,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	197,882 千円
(2) 交 際 費	200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,200千円と定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提 出

む つ 市 長 宮 下 宗 一 郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和3年度	むつ市水道事業会計 予算実施計画	4 頁
2. 令和3年度	むつ市水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書	6 頁
3. 給 与 費 明 細 書		7 頁
4. 令和3年度	むつ市水道事業 予定貸借対照表	11 頁
5. 令和2年度	むつ市水道事業 予定損益計算書	13 頁
6. 令和2年度	むつ市水道事業 予定貸借対照表	14 頁
7. 注 記 表		16 頁
8. 継 続 費 に 関 す る 調 書		18 頁

令和3年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			1,764,027	水道事業の経営活動全般から生ずる収益
	1 営業収益		1,457,835	主たる営業活動から生ずる収益
		1 給 水 収 益	1,450,222	水道料金
		2 その他営業収益	7,613	諸手数料、下水道使用料徴収事務受託収益
	2 営業外収益		301,344	金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 受 取 利 息	41	預金の利息
		2 負 担 金	44,458	消火栓維持管理及び企業債利息等に係る一般会計からの負担金
		3 長期前受金戻入	256,764	償却した長期前受金
		4 雑 収 益	81	営業外の雑収益
	3 特別利益		4,848	当年度の経常的収益から除外すべき利益
		1 その他特別利益	4,848	一般会計繰入金過年度未収益化額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			1,651,835	水道事業の経営活動全般に要する費用
	1 営業費用		1,434,640	主たる営業活動に要する費用
		1 原水及び浄水費	304,427	原水の取り入れ、沈でん、ろ過、滅菌等の設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	159,394	配水管、給水管及び給水装置に附属する設備の維持及び管理等に要する費用
		3 業 務 費	92,695	料金の調定、収納及び検針等に要する費用
		4 総 係 費	111,597	事業活動の全般に関連する費用
		5 減価償却費	754,527	固定資産の減価償却費
		6 資産減耗費	12,000	たな卸資産の減耗費及び固定資産の除却費
	2 営業外費用		216,195	金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		1 支 払 利 息	172,312	企業債利息及び一時借入金利息
		2 支払消費税等	34,893	消費税支払相当額
		3 雑 支 出	8,990	消費税計算に伴う雑支出
	3 特別損失		1,000	当年度の経常的費用から除外すべき損失
		1 過年度損益修正損	1,000	前年度以前の損益の修正損

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			766,789	資本的支出に充てる収入
	1 企 業 債		366,200	
		1 企 業 債	366,200	水道管路緊急改善事業費及び水道施設整備事業費等に充てる企業債
	2 一般会計負担金		176,372	
		1 一般会計負担金	176,372	企業債償還金等に充てる一般会計負担金
	3 国庫補助金		2,317	
		1 国庫補助金	2,317	水道管路緊急改善事業に充てる国からの交付金
	4 工事負担金		3,300	
		1 工事負担金	3,300	水管橋仮設工事に伴う工事負担金
	5 一般会計出資金		218,600	
		1 一般会計出資金	218,600	水道管路緊急改善事業費及び水道施設整備事業費に充てる一般会計出資金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			1,493,630	建設改良事業等に要する支出
	1 建設改良費		697,252	建設改良事業に要する支出
		1 水道管路緊急改善事業費	347,287	水道管路緊急改善事業に要する支出
		2 水道施設整備事業費	103,686	水道施設整備事業に要する支出
		3 配水管整備事業費	91,383	配水管整備に要する支出
		4 その他建設改良費	150,384	その他の建設改良に要する支出
		5 営業設備費	4,512	量水器等購入に要する支出
	2 企業債償還金		796,378	
		1 企業債償還金	796,378	企業債の元金償還に要する支出

令和3年度 むつ市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	57,300
減価償却費	754,527
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	104
貸倒引当金の増減額	628
長期前受金戻入額	△ 261,612
控除対象外消費税額	8,732
受取利息	△ 41
支払利息	172,312
未収金の増減額	△ 14,544
貯蔵品の増減額	△ 8,433
未払消費税等の増減	11,765
預り金の増減	92
小計	730,830
利息の受取額	41
利息の支払額	△ 172,312
業務活動によるキャッシュ・フロー	558,559

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 635,815
国庫補助金等による収入	2,317
一般会計からの繰入金による収入	394,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 238,526

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	366,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 796,378
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 430,178

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 110,145

V 資金期首残高 1,040,307

VI 資金期末残高 930,162

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
本 年 度	1	(5) 20	0	96,885	49,357	146,242	51,640	197,882
前 年 度	1	(3) 20	0	92,022	52,905	144,927	55,226	200,153
比 較	0	(2) 0	0	4,863	△ 3,548	1,315	△ 3,586	△ 2,271

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	時間外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	本年度	3,007	1,782	1,284	1,154	1,212	1,433	4,881	21,065	12,399	1,140
	前年度	3,353	2,208	648	1,209	924	1,575	7,112	21,160	12,856	1,860
	比 較	△ 346	△ 426	636	△ 55	288	△ 142	△ 2,231	△ 95	△ 457	△ 720

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
本 年 度	1	(3) 20	0	93,921	48,940	142,861	50,609	193,470
前 年 度	1	(0) 20	0	86,676	52,189	138,865	54,339	193,204
比 較	0	(3) 0	0	7,245	△ 3,249	3,996	△ 3,730	266

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	時間外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	本年度	3,007	1,782	1,284	1,085	1,212	1,433	4,881	20,717	12,399	1,140
	前年度	3,353	2,208	648	972	924	1,575	7,039	20,754	12,856	1,860
	比 較	△ 346	△ 426	636	113	288	△ 142	△ 2,158	△ 37	△ 457	△ 720

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
本 年 度	(2) 0	0	2,964	417	3,381	1,031	4,412
前 年 度	(3) 0	0	5,346	716	6,062	887	6,949
比 較	(3) 0	0	△ 2,382	△ 299	△ 2,681	144	△ 2,537

※ ()内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	時間外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	本年度	0	0	0	69	0	0	0	348	0	0
	前年度	0	0	0	237	0	0	73	406	0	0
	比 較	0	0	0	△ 168	0	0	△ 73	△ 58	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,863	昇 給 に 伴 う 増 減 分	222	昇給期別職員数 (昇給期) 1 月 (職員数) 20 人 昇給分 (千円) 222 千円	
		その他の 増 減 分	4,641	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外の職員) 本年度 23 人 前年度 20 人 増 減 3 人 (会計年度任用職員) 2 人 3 人 △ 1 人 ○職員数の変動に係る増減分 5,249 千円 ○その他の増減分 △ 608 千円	
手 当	△ 3,548	制度改正 に 伴 う 増 減 分	△ 1,334	・ 会計年度任用職員以外の職員 期末手当 △ 625 千円 勤勉手当 △ 709 千円	
		その他の 増 減 分	△ 2,214	・ 会計年度任用職員以外の職員 管理職手当 △ 346 千円 扶養手当 △ 426 千円 住居手当 636 千円 通勤手当 113 千円 特殊勤務手当 288 千円 寒冷地手当 △ 142 千円 時間外勤務手当 △ 2,158 千円 期末手当 588 千円 勤勉手当 252 千円 児童手当 △ 720 千円 ・ 会計年度任用職員 通勤手当 △ 168 千円 期末手当 △ 58 千円 時間外勤務手当 △ 73 千円	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	事 務 ・ 技 術 企 業 職	
令和3年1月1日 現在	平 均 給 料 月 額	326,258 円
	平 均 給 与 月 額	379,222 円
	平 均 年 齢	43.6 歳
令和2年1月1日 現在	平 均 給 料 月 額	326,795 円
	平 均 給 与 月 額	378,268 円
	平 均 年 齢	43.7 歳

(2) 初 任 給

区 分	企 業 職	一 般 会 計 の 制 度 一 般 行 政 職
高 校 卒	150,600 円	150,600 円
大 学 卒	182,200 円	182,200 円

(3) 級別職員数（企業職）

区 分	令和3年1月1日		区 分	令和2年1月1日	
級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
7 級	1	5.3	7 級	1	5.3
6 級	2	10.5	6 級	1	5.3
5 級	3	15.8	5 級	5	26.3
4 級	5	26.3	4 級	4	21.0
3 級	1	5.3	3 級	2	10.5
2 級	7	36.8	2 級	6	31.6
1 級	0	0.0	1 級	0	0.0
計	19	100.0	計	19	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
企 業 職	局 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
本 年 度	職 員 数	(A) (人)	23
	昇給に係る職員数	(B) (人)	20
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	3
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	17
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A)	(%)	87.0
前 年 度	職 員 数	(A) (人)	23
	昇給に係る職員数	(B) (人)	20
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	3
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	17
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A)	(%)	87.0

(5) 特殊勤務手当

区 分	企 業 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率	1.2 %
支給対象職員の比率 (令和3年1月1日 現在)	68.4 %
支給対象職員1人当たり平均支給月額	5,923 円
代表的な特殊勤務手当の名称	支 給 額 の 多 い 手 当
	水道作業手当
	多くの職員に支給されている手当
	水道作業手当

(6) 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
本 年 度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有
前 年 度	(1.150) 2.150	(1.150) 2.150	(2.300) 4.300	有
一般会計の制度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続 の者(月分)	2 5 年勤続 の者(月分)	3 5 年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

令和3年度 むつ市水道事業予定貸借対照表

(令和 4 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		486,521	
ロ 建 物	2,187,296		
減価償却累計額	<u>△ 1,222,863</u>	964,433	
ハ 構 築 物	27,729,647		
減価償却累計額	<u>△ 12,816,622</u>	14,913,025	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,337,892		
減価償却累計額	<u>△ 2,617,062</u>	1,720,830	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	253,863		
減価償却累計額	<u>△ 182,710</u>	71,153	
ヘ 車 両 運 搬 具	50,333		
減価償却累計額	<u>△ 46,129</u>	4,204	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>88,521</u>	
有形固定資産合計			18,248,687

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>
固 定 資 産 合 計			18,250,386

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金		930,162	
(2) 未 収 金	123,722		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,536</u>	122,186	
(3) 貯 蔵 品		<u>41,786</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1,094,134</u>
資 産 合 計			<u><u>19,344,520</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債	10,961,998	
(2) リ ー ス 債 務	<u>0</u>	
固 定 負 債 合 計		10,961,998

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債	872,451	
(2) リ ー ス 債 務	0	
(3) 未 払 金		
イ 未 払 金	14,278	
ロ 未払消費税等	<u>15,776</u>	
未 払 金 合 計		30,054
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	10,433	
ロ 法定福利費引当金	<u>2,370</u>	
引 当 金 合 計		12,803
(5) 預 り 金	<u>1,014</u>	
流 動 負 債 合 計		916,322

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	8,689,439	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 4,901,360</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>3,788,079</u>
負 債 合 計		15,666,399

資 本 の 部

6. 資 本 金		2,818,758

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	4,958	
ロ 寄 附 金	700	
ハ 工 事 負 担 金	217,861	
ニ 国 庫 補 助 金	131,408	
ホ 県 補 助 金	0	
ヘ 一般会計負担金	<u>179,247</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		534,174
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	0	
ロ 利 益 積 立 金	139,181	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>186,008</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>325,189</u>
剰 余 金 合 計		<u>859,363</u>
資 本 合 計		<u>3,678,121</u>
負 債 資 本 合 計		<u>19,344,520</u>

令和2年度 むつ市水道事業予定損益計算書（前年度分）

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：千円）

1	営業収益			
(1)	給水収益	1,232,569		
(2)	その他営業収益	<u>6,292</u>	1,238,861	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	310,731		
(2)	配水及び給水費	108,731		
(3)	業務費	82,737		
(4)	総係費	92,417		
(5)	減価償却費	749,091		
(6)	資産減耗費	12,000		
(7)	その他営業費用	<u>0</u>	<u>1,355,707</u>	
	営業利益			△ 116,846
3	営業外収益			
(1)	受取利息	120		
(2)	負担金	47,243		
(3)	長期前受金戻入	256,355		
(4)	雑収益	<u>82</u>	303,800	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	185,681		
(2)	雑支出	<u>8,500</u>	<u>194,181</u>	<u>109,619</u>
	経常利益			△ 7,227
5	特別利益			
(1)	固定資産売却益	138		
(2)	その他特別利益	<u>4,525</u>	4,663	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>272</u>	<u>272</u>	<u>4,391</u>
	当年度純利益			△ 2,836
	前年度繰越利益剰余金			131,544
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>128,708</u></u>

令和2年度 むつ市水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（令和3年3月31日）

資 産 の 部

（単位：千円）

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		486,521	
ロ 建 物	2,177,336		
減価償却累計額	<u>△ 1,177,950</u>	999,386	
ハ 構 築 物	26,949,894		
減価償却累計額	<u>△ 12,223,931</u>	14,725,963	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,028,764		
減価償却累計額	<u>△ 2,530,903</u>	1,497,861	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	253,863		
減価償却累計額	<u>△ 155,569</u>	98,294	
ヘ 車 両 運 搬 具	50,333		
減価償却累計額	<u>△ 42,506</u>	7,827	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>561,547</u>	
有形固定資産合計			18,377,399

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>

固定資産合計 18,379,098

2. 流動資産

(1) 現金・預金

1,040,307

(2) 未収金

117,910

貸倒引当金

△ 908

117,002

(3) 貯蔵品

33,353

流動資産合計

1,190,662

資産合計

19,569,760

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債	11,468,249		
(2) リース債務	0		
固定負債合計			11,468,249
4. 流動負債			
(1) 企業債	796,378		
(2) リース債務	0		
(3) 未払金			
イ 未払金	14,278		
ロ 未払消費税等	4,011		
未払金合計		18,289	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	10,668		
ロ 法定福利費引当金	2,031		
引当金合計		12,699	
(5) 預り金	922		
流動負債合計			828,288
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	8,292,150		
収益化累計額	△ 4,639,748		
繰延収益合計			3,652,402
負債合計			15,948,939

資 本 の 部

6. 資本金			2,818,758
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	4,958		
ロ 寄附金	700		
ハ 工事負担金	217,861		
ニ 国庫補助金	131,408		
ホ 県補助金	0		
ヘ 一般会計負担金	179,247		
資本剰余金合計		534,174	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	139,181		
ハ 当年度未処分利益剰余金	128,708		
利益剰余金合計		267,889	
剰余金合計			802,063
資本合計			3,620,821
負債資本合計			19,569,760

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建 物	15～50年
構築物	40年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法による。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和2年度末	2,948,408,904円
令和3年度末	3,143,568,952円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として31,152,929円を支給することとなったため、賞与引当金10,376,630円を取り崩した。

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として33,693,148円を支給することとなったため、賞与引当金10,782,964円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として6,009,495円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,025,594円を取り崩した。

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として6,081,572円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,031,191円を取り崩した。

Ⅳ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

継続費に									
款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 庫 補 助 金	一般会計 出 資 金	一般会計 負 担 金	自 財 己 源
1 資 本 的 支 出	1 資 本 的 支 出	水道管路緊急改善事業		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			平成29年度	158,868	127,400	19,545			11,923
			平成30年度	135,103	107,700	16,149			11,254
			令和元年度	102,052	84,000	8,213			9,839
			令和2年度	115,877	59,800	6,218	49,000		859
			令和3年度	347,287	166,800	2,317	166,800		11,370
			令和4年度	247,268	164,600	72,553			10,115
			令和5年度	310,796	197,000	103,681			10,115
			計	1,417,251	907,300	228,676	215,800	0	65,475
	水道施設整備事業		平成29年度	179,694	178,200				1,494
			平成30年度	56,431	54,800				1,631
			令和元年度	363,950	358,200				5,750
			令和2年度	523,229	263,700		258,500		1,029
			令和3年度	103,686	51,800		51,800		86
			令和4年度	40,642	40,600				42
			令和5年度	362,652	360,600				2,052
			計	1,630,284	1,307,900	0	310,300	0	12,084

関 する 調 書						
前々年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生（見込）額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備 考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
155,048			155,048		10.9	通次繰越 3,820千円
129,809			129,809		9.2	通次繰越 9,114千円
	101,346		101,346		7.2	通次繰越 9,820千円
		125,697	125,697		8.9	
				347,287		
				247,268		
				310,796		
284,857	101,346	125,697	511,900	905,351	36.1	
174,960			174,960		10.7	通次繰越 4,734千円
52,268			52,268		3.2	通次繰越 8,897千円
	363,453		363,453		22.3	通次繰越 9,394千円
		532,623	532,623		32.7	
				103,686		
				40,642		
				362,652		
227,228	363,453	532,623	1,123,304	506,980	68.9	

議案第 31 号

令和 3 年度

むつ市下水道事業会計予算書

令和3年度 むつ市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度むつ市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	3,183 戸
(2) 年間総処理水量	828,729 m ³
(3) 一日平均処理水量	2,269 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 下水道整備事業	1,486,094 千円
ロ 改築更新事業	32,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,074,721 千円
第1項 営業収益	138,545 千円
第2項 営業外収益	936,176 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,055,337 千円
第1項 営業費用	875,519 千円
第2項 営業外費用	179,803 千円
第3項 特別損失	15 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 291,605千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34,566千円及び当年度分損益勘定留保資金 257,039千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,964,538 千円
第1項 企業債	1,069,900 千円
第2項 国庫補助金	666,345 千円
第3項 一般会計負担金	198,294 千円
第4項 受益者負担金及び分担金	29,999 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,256,143 千円
第1項 建設改良費	1,518,666 千円
第2項 企業債償還金	737,477 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業 資本費平準化	842,900千円 227,000千円	証書借入	5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式による借入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2, 200, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

73,787 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、165, 566千円である。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提 出

む つ 市 長 宮 下 宗 一 郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和3年度	むつ市下水道事業会計	予算実施計画		4 頁
2. 令和3年度	むつ市下水道事業	予定キャッシュ・フロー計算書		6 頁
3. 給 与 費 明 細 書				7 頁
4. 債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書				11 頁
5. 令和3年度	むつ市下水道事業	予定貸借対照表		12 頁
6. 令和2年度	むつ市下水道事業	予定損益計算書		14 頁
7. 令和2年度	むつ市下水道事業	予定貸借対照表		15 頁
8. 注 記 表				17 頁

令和3年度 むつ市下水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			1,074,721	下水道事業の経営活動全般から生ずる収益
	1 営業収益		138,545	主たる営業活動から生ずる収益
		1 下水道使用料	138,060	下水道使用料及び漁業集落排水処理施設使用料
		2 その他営業収益	485	諸手数料及びその他の営業収益
	2 営業外収益		936,176	金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 負 担 金	535,132	企業債利息等に係る一般会計からの負担金
		2 長期前受金戻入	377,042	償却した長期前受金
		3 雑 収 益	2	営業外の雑収益
		4 消費税等還付金	24,000	消費税及び地方消費税還付金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			1,055,337	下水道事業の経営活動全般に要する費用
	1 営業費用		875,519	主たる営業活動に要する費用
		1 管 渠 費	19,060	管渠の維持管理に要する費用
		2 処 理 場 費	160,298	処理場施設の維持管理に要する費用
		3 業 務 費	9,826	水洗便所改造等に係る普及指導及び下水道使用料徴収事務に要する費用
		4 総 係 費	54,497	事業活動の全般に関連する費用
		5 減価償却費	631,780	固定資産の減価償却費
		6 資産減耗費	58	固定資産の除却費
	2 営業外費用		179,803	金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		1 支 払 利 息	124,239	企業債利息及び一時借入金利息
		2 雑 支 出	55,564	消費税計算に伴う雑支出
	3 特別損失		15	当年度の経常的費用から除外すべき損失
		1 過年度損益修正損	15	前年度以前の損益の修正損

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,964,538	資本的支出に充てる収入
	1 企 業 債		1,069,900	
		1 企 業 債	1,069,900	下水道整備事業費及び改築更新事業費に充てる企業債並びに資本費平準化債
	2 国庫補助金		666,345	
		1 国庫補助金	666,345	下水道整備事業費及び改築更新事業費に充てる国からの交付金
	3 一般会計負担金		198,294	
		1 一般会計負担金	198,294	企業債償還金及び資本的収支財源不足分等に充てる一般会計負担金
	4 受益者負担金及び分担金		29,999	
		1 受益者負担金及び分担金	29,999	下水道整備事業費に充てる受益者負担金及び分担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			2,256,143	建設改良事業等に要する支出
	1 建設改良費		1,518,666	建設改良事業に要する支出
		1 下水道整備事業費	1,486,094	下水道整備事業に要する支出
		2 改築更新事業費	32,000	改築更新事業に要する支出
		3 営業設備費	572	機械器具等購入に要する支出
	2 企業債償還金		737,477	
		1 企業債償還金	737,477	企業債の元金償還に要する支出

令和3年度 むつ市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	0
減価償却費	631,780
固定資産除却費	58
引当金の増減額	△ 245
貸倒引当金の増減額	△ 16
長期前受金戻入額	△ 377,042
控除対象外消費税額	1,558
受取利息	0
支払利息	124,239
未収金の増減額	3,667
未払金の増減額	2,382
未払消費税等の増減	△ 3,580
小計	382,801
利息の受取額	0
利息の支払額	△ 124,239
業務活動によるキャッシュ・フロー	258,562

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,516,910
国庫補助金等による収入	729,631
一般会計からの繰入金による収入	198,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 588,985

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	350,000
一時借入金の返済による支出	△ 350,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,069,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 739,477
財務活動によるキャッシュ・フロー	330,423

IV 資金増加額（又は減少額） 0

V 資金期首残高 400

VI 資金期末残高 400

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
本 年 度	0	(0) 9	0	34,100	20,520	54,620	19,167	73,787
前 年 度	0	(0) 9	0	33,114	23,632	56,746	20,084	76,830
比 較	0	(0) 0	0	986	△ 3,112	△ 2,126	△ 917	△ 3,043

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	時間外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	本年度	489	1,536	264	421	0	695	3,149	7,586	5,460	920
	前年度	396	1,614	864	399	0	687	1,624	10,145	6,983	920
	比 較	93	△ 78	△ 600	22	0	8	1,525	△ 2,559	△ 1,523	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	986	昇 給 に 伴 う 増 減 分	119	昇給期別職員数 (昇給期) 1 月 (職員数) 9 人 昇給分 (千円) 119 千円
		その他の 増 減 分	867	職員数の異動状況 本年度 前年度 増 減 (現に在職する職員数) 9 人 9 人 0 人 ○職員数の変動に係る増減分 0 千円 ○その他の増減分 867 千円
		制度改正 に 伴 う 増 減 分	△ 4,280	○公営企業会計移行に係る 期末手当 △ 2,535 千円 増減分 勤勉手当 △ 1,745 千円
		その他の 増 減 分	1,168	管理職手当 93 千円 扶養手当 △ 78 千円 住居手当 △ 600 千円 通勤手当 22 千円 特殊勤務手当 0 千円 期末手当 △ 24 千円 寒冷地手当 8 千円 勤勉手当 222 千円 時間外勤務手当 1,525 千円 児童手当 0 千円
手 当	△ 3,112			

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	事 務 ・ 技 術 企 業 職	
令和3年1月1日 現在	平 均 給 料 月 額	312,433 円
	平 均 給 与 月 額	367,174 円
	平 均 年 齢	41.1 歳
令和2年1月1日 現在	平 均 給 料 月 額	305,533 円
	平 均 給 与 月 額	338,265 円
	平 均 年 齢	40.5 歳

(2) 初 任 給

区 分	企 業 職	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 行 政 職
高 校 卒	150,600 円	150,600 円
大 学 卒	182,200 円	182,200 円

(3) 級別職員数（企業職）

令和3年1月1日			令和2年1月1日		
区 分	職員数(人)	構成比(%)	区 分	職員数(人)	構成比(%)
7 級		0.0	7 級		0.0
6 級	1	11.1	6 級		0.0
5 級		0.0	5 級	1	11.1
4 級	3	33.3	4 級	2	22.2
3 級	2	22.2	3 級	3	33.3
2 級	3	33.4	2 級	3	33.4
1 級		0.0	1 級		0.0
計	9	100.0	計	9	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
企 業 職	局 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		9
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	8
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		9
	昇給に係る職員数 (B) (人)		9
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	8
		6 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0

(5) 期末 ・ 勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	(月分)	
本 年 度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有
前 年 度	(1.150) 2.150	(1.150) 2.150	(2.300) 4.300	有
一般会計の制度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	同	じ	

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金
むつ下水浄化センター 増設事業	千円 1,348,000	令和 2 年度	千円 216,000	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	千円 1,132,000	千円 620,900	千円 727,100

令和3年度 むつ市下水道事業予定貸借対照表

(令和 4 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		571,179	
ロ 建 物	3,961,901		
減価償却累計額	<u>△ 251,731</u>	3,710,170	
ハ 構 築 物	15,019,549		
減価償却累計額	<u>△ 747,745</u>	14,271,804	
ニ 機 械 及 び 装 置	911,997		
減価償却累計額	<u>△ 427,615</u>	484,382	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,411		
減価償却累計額	<u>△ 4,213</u>	4,198	
ヘ 車 両 運 搬 具	2,685		
減価償却累計額	<u>△ 283</u>	2,402	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		1,105,191	
有形固定資産合計			20,149,326

(2) 無形固定資産

無形固定資産合計		<u>0</u>	

固 定 資 産 合 計 20,149,326

2. 流 動 資 産

(1) 現金・預金

400

(2) 未 収 金

37,008

貸倒引当金

△ 34

36,974

流動資産合計

37,374

資 産 合 計

20,186,700

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債	9,305,256	
(2) リース債務	0	
固定負債合計	<u>9,305,256</u>	9,305,256

4. 流動負債

(1) 一時借入金	0	
(2) 企業債	732,893	
(3) リース債務	0	
(4) 未払金		
イ 未払金	12,735	
ロ 未払消費税等	0	
未払金合計	<u>12,735</u>	
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	4,282	
ロ 法定福利費引当金	639	
引当金合計	<u>4,921</u>	
流動負債合計		750,549

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	10,208,345	
収益化累計額	<u>△ 868,639</u>	
繰延収益合計		<u>9,339,706</u>
負債合計		<u>19,395,511</u>

資 本 の 部

6. 資本金		410,392

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	266,145	
ロ 受益者負担金及び分担金	3,923	
ハ 国庫補助金	60,934	
ニ 県補助金	3,523	
ホ 一般会計負担金	36,893	
資本剰余金合計		371,418
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	9,379	
利益剰余金合計		<u>9,379</u>
剰余金合計		<u>380,797</u>
資本合計		<u>791,189</u>
負債資本合計		<u>20,186,700</u>

令和2年度 むつ市下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	123,240		
(2) その他営業収益	<u>839</u>	124,079	
2. 営業費用			
(1) 管渠費	16,773		
(2) 処理場費	140,778		
(3) 業務費	7,205		
(4) 総係費	52,914		
(5) 減価償却費	801,048		
(6) 資産減耗費	73		
(7) その他営業費用	<u>0</u>	<u>1,018,791</u>	
営業利益			△ 894,712
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	0		
(2) 補助金	65,017		
(3) 負担金	498,183		
(4) 長期前受金戻入	492,562		
(5) 雑収益	<u>2</u>	1,055,764	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息	131,741		
(2) 雑支出	<u>30,807</u>	<u>162,548</u>	<u>893,216</u>
経常利益			△ 1,496
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) その他特別利益	<u>15,284</u>	15,284	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 減損損失	0		
(3) 災害による損失	0		
(4) 過年度損益修正損	14		
(5) その他特別損失	<u>4,395</u>	<u>4,409</u>	<u>10,875</u>
当年度純利益			9,379
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			
当年度未処分利益剰余金			<u><u>9,379</u></u>

令和2年度 むつ市下水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（令和3年3月31日）

資 産 の 部

（単位：千円）

1. 固定資産

（1）有形固定資産

イ 土地		571,099	
ロ 建物	3,961,901		
減価償却累計額	<u>△ 141,454</u>	3,820,447	
ハ 構築物	14,353,035		
減価償却累計額	<u>△ 383,432</u>	13,969,603	
ニ 機械及び装置	881,243		
減価償却累計額	<u>△ 272,201</u>	609,042	
ホ 工具・器具・備品	8,411		
減価償却累計額	<u>△ 2,441</u>	5,970	
ヘ 車両運搬具	2,685		
減価償却累計額	<u>△ 283</u>	2,402	
トリース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		<u>285,691</u>	
有形固定資産合計			19,264,254

（2）無形固定資産

イ 電話加入権		<u>0</u>	
無形固定資産合計			<u>0</u>

固定資産合計 19,264,254

2. 流動資産

（1）現金・預金

（2）未収金

貸倒引当金

流動資産合計

資産合計

		400	
	42,233		
	<u>△ 50</u>	<u>42,183</u>	
			<u>42,583</u>
			<u>19,306,837</u>

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債	8,972,660	
(2) リース債務	0	
固定負債合計	<u>8,972,660</u>	8,972,660

4. 流動負債

(1) 一時借入金	0	
(2) 企業債	735,066	
(3) リース債務	0	
(4) 未払金		
イ 未払金	10,353	
ロ 未払消費税等	3,580	
未払金合計	<u>13,933</u>	
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	4,302	
ロ 法定福利費引当金	864	
引当金合計	<u>5,166</u>	
流動負債合計		754,165

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	9,280,500	
収益化累計額	<u>△ 491,597</u>	
繰延収益合計		<u>8,788,903</u>
負債合計		<u>18,515,728</u>

資 本 の 部

6. 資本金		410,392

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	266,145	
ロ 寄附金	3,843	
ハ 国庫補助金	60,934	
ニ 県補助金	3,523	
ホ 一般会計負担金	36,893	
資本剰余金合計	<u>371,338</u>	
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 当年度未処分利益剰余金	9,379	
利益剰余金合計	<u>9,379</u>	
剰余金合計		<u>380,717</u>
資本合計		<u>791,109</u>
負債資本合計		<u>19,306,837</u>

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法	定額法による。
・主な耐用年数	
建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、下水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、下水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、下水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和2年度末	321,902,147円
令和3年度末	289,525,370円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当として12,934,143円を支給することとなったため、賞与引当金4,258,254円を取り崩した。

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として13,041,722円を支給することとなったため、賞与引当金4,347,240円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和2年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,514,170円を支出することとなったため、法定福利費引当金833,797円を取り崩した。

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,459,475円を支出することとなったため、法定福利費引当金819,825円を取り崩した。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業を運営していることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	むつ及び大畑処理区における汚水処理に関する業務
特定環境保全公共下水道事業	川内及び脇野沢処理区における汚水処理に関する業務
漁業集落排水事業	九艘泊及び寄浪・蛸田地区漁業集落における汚水処理に関する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落排水事業	合計
営業収益	89,277	35,154	1,565	125,996
営業費用	569,654	251,840	36,861	858,355
営業損益	△480,377	△216,686	△35,296	△732,359
経常損益	14	0	0	14
セグメント資産	14,816,825	4,918,794	451,081	20,186,700
セグメント負債	14,622,150	4,367,514	405,847	19,395,511
その他の項目				
他会計繰入金	508,575	194,050	30,801	733,426
減価償却費	417,999	194,391	19,390	631,780
特別利益	0	0	0	0
特別損失	14	0	0	14
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	24,915	0	0	24,915

令和2年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和２年度むつ市一般会計補正予算

令和２年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,535,053千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		2,315,030	100,000	2,415,030
	1. 基金繰入金	2,314,789	100,000	2,414,789
歳入合計		45,435,053	100,000	45,535,053

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		1,960,829	100,000	2,060,829
	2. 道路橋りょう費	1,272,167	100,000	1,372,167
歳出合計		45,435,053	100,000	45,535,053

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,940,497	0	10,940,497
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	229,647	0	229,647
15. 国 庫 支 出 金	13,309,521	0	13,309,521
16. 県 支 出 金	2,811,535	0	2,811,535
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	198,250	0	198,250
19. 繰 入 金	2,315,030	100,000	2,415,030
20. 諸 収 入	2,420,878	0	2,420,878
21. 市 債	5,241,826	0	5,241,826
22. 繰 越 金	181,353	0	181,353
歳 入 合 計	45,435,053	100,000	45,535,053

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	239,675	0	239,675				
2. 総 務 費	4,543,747	0	4,543,747				
3. 民 生 費	15,819,719	0	15,819,719				
4. 衛 生 費	4,155,443	0	4,155,443				
5. 労 働 費	34,377	0	34,377				
6. 農 林 水 産 業 費	826,589	0	826,589				
7. 商 工 費	1,666,983	0	1,666,983				
8. 土 木 費	1,960,829	100,000	2,060,829				100,000
9. 消 防 費	1,842,843	0	1,842,843				
10. 教 育 費	3,929,320	0	3,929,320				
11. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799				
12. 諸 支 出 金	4,844,729	0	4,844,729				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	45,435,053	100,000	45,535,053				100,000

歳入

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 財政調整基 金繰入金	821,619	100,000	921,619	1 財政調整基 金繰入金	100,000	財政調整基金繰入金
計	2,314,789	100,000	2,414,789			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	45,435,053	100,000	45,535,053	

歳出

第8款 土木費

第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 土木維持 費	1,023,460	100,000	1,123,460				100,000	12 委託料	100,000	除排雪委託料
計	1,272,167	100,000	1,372,167				100,000			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	
				特 定 財 源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	45, 435, 053	100, 000	45, 535, 053				100, 000	

むつ市議会第 2 4 7 回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 5 号	むつ市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
議案第 6 号	むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	
	第 1 条のむつ市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表	3
	第 2 条のむつ市固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表	3
	第 3 条のむつ市火入れに関する条例の一部改正新旧対照表	3
議案第 7 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第 8 号	むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	9
議案第 9 号	むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	73
議案第 10 号	むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	77

議案第 5 号参考資料

むつ市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(9) (略) <u>(10) 建設技術部</u> (部の事務分掌) 第 2 条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 都市整備部 <u>ア 道路、河川その他の土木に関すること。</u> イ・ウ (略) エ (略) <u>(10) 建設技術部</u> <u>ア 公共工事に関すること。</u> <u>イ 建築に関すること。</u>	(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(9) (略) (部の事務分掌) 第 2 条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 都市整備部 <u>ア 土木に関すること。</u> イ・ウ (略) <u>エ 建築に関すること。</u> <u>オ (略)</u>

議案第 6 号参考資料

むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

第1条のむつ市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表

別添 1 のとおり

第2条のむつ市固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(審査の申出)			(審査の申出)	
第4条 (略)			第4条 (略)	
2・3 (略)			2・3 (略)	
			<u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u>	
<u>4</u> ・ <u>5</u> (略)			<u>5</u> ・ <u>6</u> (略)	

第3条のむつ市火入れに関する条例の一部改正新旧対照表

別添 2 のとおり

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名
印

別記様式（第 2 条関係）

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名

別記様式（第 2 条関係）

【改 正 案】

様式第1号（第2条関係）

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
むつ市長 様		
申請者 住所 氏名		
次のように火入れを行いたいので許可されたく、むつ市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林（ ） 普通林、原野、その他（ ）
	所 有 区 分	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）
	面 積	総面積 ヘクタール
火入予定期間 年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
火入れの目的 1 造林のための地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地の改良		
火入れの方法		
防 火 体 制	火入従事者	男 女 人 計 人
	防 火 帯	延長 メートル 幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考 (添付書類 通)		

(注) 1 保安林の（ ）には、保安林種を記入
2 その他の（ ）には、土地現況を記入
3 所有区分の（ ）には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

【現 行】

様式第1号（第2条関係）

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
むつ市長 様		
申請者 住所 氏名		
次のように火入れを行いたいので許可されたく、むつ市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林（ ） 普通林、原野、その他（ ）
	所 有 区 分	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）
	面 積	総面積 ヘクタール
火入予定期間 年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
火入れの目的 1 造林のための地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地の改良		
火入れの方法		
防 火 体 制	火入従事者	男 女 人 計 人
	防 火 帯	延長 メートル 幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考 (添付書類 通)		

(注) 1 保安林の（ ）には、保安林種を記入
2 その他の（ ）には、土地現況を記入
3 所有区分の（ ）には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

議案第 7 号参考資料

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(保険料率) 第 2 条 <u>令和 3 年度以後の 3 年度分</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>4 2, 0 0 0 円</u> (2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>6 3, 0 0 0 円</u> (3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>6 3, 0 0 0 円</u> (4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>7 5, 6 0 0 円</u> (5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>8 4, 0 0 0 円</u> (6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>1 0 0, 8 0 0 円</u> (7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>1 0 9, 2 0 0 円</u> (8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>1 2 6, 0 0 0 円</u> (9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>1 4 2, 8 0 0 円</u> 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度以後の 3 年度分</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2 5, 2 0 0 円</u>とする。 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の	(保険料率) 第 2 条 <u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>4 0, 2 0 0 円</u> (2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>6 0, 3 0 0 円</u> (3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>6 0, 3 0 0 円</u> (4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>7 2, 3 6 0 円</u> (5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>8 0, 4 0 0 円</u> (6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>9 6, 4 8 0 円</u> (7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>1 0 4, 5 2 0 円</u> (8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>1 2 0, 6 0 0 円</u> (9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>1 3 6, 6 8 0 円</u> 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2 4, 1 2 0 円</u>とする。 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の

減額賦課に係る令和3年度以後の3年度分の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25, 200円」とあるのは、「42, 000円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度以後の3年度分の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25, 200円」とあるのは、「58, 800円」と読み替えるものとする。

減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24, 120円」とあるのは、「40, 200円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24, 120円」とあるのは、「56, 280円」と読み替えるものとする。

議案第 8 号参考資料

むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 (略) 第 2 章 指定地域密着型サービス 第 1 節～第 3 節 (略) 第 3 節の 2 地域密着型通所介護 (第 1 7 条の 2—<u>第 1 7 条の 8</u>) 第 4 節～第 9 節 (略) (略) (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (基本方針等)	目次 (略) 第 2 章 指定地域密着型サービス 第 1 節～第 3 節 (略) 第 3 節の 2 地域密着型通所介護 (第 1 7 条の 2—<u>第 1 7 条の 1 1</u>) 第 4 節～第 9 節 (略) (略) (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) (基本方針等)

第5条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) (略)

(2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この節において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この節において「随時対応サービス」という。）

(3)・(4) (略)

(従業者の員数)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と

第5条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) (略)

(2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この節において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この節において「随時対応サービス」という。）

(3)・(4) (略)

(従業者の員数)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と

いう。)の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 保健師、看護師又は准看護師 (以下この節において「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5以上

イ (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者 (以下この節において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上 (特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上) 従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所 (指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所 (指定居宅サ

いう。)の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上

イ (略)

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

ービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第14条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第14条第4項第1号及び第44条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第14条第4項第2号において同じ。)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第14条第4項第3号において同じ。)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第26条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第14条第4項第4号において同じ。)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第33条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第14条第4項第5号、第22条第1項、第26条第6項、第27条第3項及び第28条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第38条第1項に規定する指定地域密着型特

- 定施設をいう。第14条第4項第6号、第22条第1項及び第26条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第43条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第14条第4項第7号、第22条第1項及び第26条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第48条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第14条第4項第8号及び第5節から第8節までにおいて同じ。)
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。)
- (12) 介護医療院
- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
- 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合に

において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であつて看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としなければならない。

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第48条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満

たしているものとみなすことができる。

(設備に関する基準)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例)

第11条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。）の人員及び運営に関する基準の特例については、規則で定める。

(基本方針等)

第12条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又

(設備及び備品等)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、規則で定める基準に従い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例)

第11条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第7条第1項第4号の規定は適用しない。

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

(基本方針等)

第12条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又

は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第14条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この節において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第14条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この節において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

2. オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3. オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4. 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2. 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(管理者)

第15条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所

(管理者)

第15条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所

ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第16条 指定夜間対応型訪問介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

（従業者の員数）

第17条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指

ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第16条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、規則で定める基準に従い、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の員数）

第17条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指

定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、

定地域密着型通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第17条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一

(管理者)

第17条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他

敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第 17 条の 5 指定地域密着型通所介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

（共生型地域密着型サービスに関する基準）

第 17 条の 7 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスに関する基準については、規則で定める。

（指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準）

第 17 条の 8 第 17 条の 2 から前条までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の

の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第 17 条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、設備及び備品等に関する基準については、規則で定める。

（指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準）

第 17 条の 7 第 17 条の 2 から第 17 条の 6 までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、規則で定める。

（共生型地域密着型通所介護の人員に関する基準）

第 17 条の 8 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18

介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、規則で定める。

年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活

訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型地域密着型通所介護の設備及び備品等に関する基準）

第17条の9 共生型地域密着型通所介護の事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに共生型地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、設備及び備品等に関する基準については、規則で定める。

(単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第19条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させ

(共生型地域密着型通所介護の事業の運営に関する基準)

第17条の10 共生型地域密着型通所介護の事業の運営に関する基準については、規則で定める。

(準用)

第17条の11 第17条の2及び第17条の4の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第19条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

なければならない。

- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（第57条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を12人以下とする。
- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でな

なければならない。

7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第57条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第20条 (略)

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準)

第21条 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準については、規則で定める。

(共用型指定認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第22条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項に規定する指定介護予防認知症

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第20条 (略)

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品等)

第21条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、規則で定める基準に従い、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(共用型指定認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第22条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第33条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第28条において同じ。)若

対応型共同生活介護事業所をいう。第60条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第23条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(第60条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者)の数を合計した数について、第33条、第39条、第44条又は第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所

若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第60条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第38条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第43条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(第60条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者)の数を合計した数について、第33条、第39条、第44条又は第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第60条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員等)

第22条の2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第23条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、第20条第2項に規定する市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(基本方針)

第25条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊さ

(共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第23条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(基本方針)

第25条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊さ

せ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（従業者の員数等）

第26条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この節において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（第65条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この節において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第64条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この節において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模

せ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（従業者の員数等）

第26条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この節において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（第65条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第64条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この節において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅に

多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第48条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この節において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定

において行う小規模多機能型居宅介護（規則で定める指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この節において同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時	看護師又は准

事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第48条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じ

て宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第65条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を

満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第27条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び第49条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第50条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条、第66条第3項及び第67条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉

(管理者)

第27条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は規則で定める事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第34条第3項、第35条、第50条、第66条第3項、第67条、第73条第3項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第28条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第29条 削除

(設備に関する基準)

第30条 指定小規模多機能型居宅介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第28条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第48条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第34条第1項において同じ。)等の従業者、訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。第35条、第50条、第67条及び第74条において同じ。)として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第29条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員については、規則で定める。

(設備及び備品等)

第30条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、規則で定める基準に従い、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を

(基本方針)

第32条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この節及び附則第2項において同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるものでなければならない。

(従業者の員数)

第33条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この条において「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ

備えなければならない。

(基本方針)

第32条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この節及び附則第2項において同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるものでなければならない。

(従業者の員数)

第33条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下この条において「介護従業者」という。）の員数は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に

れている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第26条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第48条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多

運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所

であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

1 0 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

1 1 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第72条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第34条 （略）

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介

（管理者）

第34条 （略）

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備に関する基準)

第36条 指定認知症対応型共同生活介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

(基本方針)

第38条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備に関する基準)

第36条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、設備に関する基準については、規則で定める。

(基本方針)

第38条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」とい

「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第39条 (略)

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この節において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門

員。以下同じ。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第39条 (略)

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第26条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第48条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者

は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第40条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第41条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

(基本方針)

第43条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と

(管理者)

第40条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は規則で定める事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第41条 指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。

(基本方針)

第43条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と

いう。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第44条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設

いう。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第44条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この節において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- 9 第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 10 第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 11 第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）第１２９条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）

短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは第５７条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１４ 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

１５ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１６ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は第６５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第２６条、第４８条又は第６５条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているとき

は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

（基本方針）

第47条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第25条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第48条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定

（基本方針）

第47条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第25条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第48条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定

看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この節において同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この節において同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第26条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第65条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第26条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。))をいう。以下この節において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を

看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この節において同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(規則で定める指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。))をいう。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この節において「看護職員」という。）でなければならない。
- 5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。
- 6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第26条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時

- 2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し

適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12 前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス

計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第49条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事

（管理者）

第49条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は規則で定める事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第50条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第51条 削除

(設備に関する基準)

第52条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第50条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第51条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員については、規則で定める。

(設備及び備品等)

第52条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、規則で定める基準に従い、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第54条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第57条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第54条 (略)

2 (略)

(単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第57条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を12人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でな

なければならない。

7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第19条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第58条 (略)

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準)

第59条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る設備に関する基準については、規則で定める。

(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第60条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第58条 (略)

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品等)

第59条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、規則で定める基準に従い、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る従業者の員数)

第60条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設

若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第62条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者）の数を合計した数について、第33条、第39条、第44条又は第72条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第22条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者）

第62条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管

若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者）の数を合計した数について、第33条、第39条、第44条又は第72条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者）

第62条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管

理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第58条第2項に規定する市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(基本方針)

第64条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数等)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに

理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(基本方針)

第64条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数等)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに

置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この節において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居

置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この節において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（規則で定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

宅介護を含む。)をいう。以下この節において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。

4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この節において同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護

小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介

護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

1 1 前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

1 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第26条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能

(管理者)

第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能

型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び第49条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介

型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は規則で定める事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介

護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 6 8 条 削除

(設備に関する基準)

第 6 9 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

(基本方針)

第 7 1 条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この節及び附則第 3 項において同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第 7 2 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う

護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第 6 8 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員については、規則で定める。

(設備及び備品等)

第 6 9 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、規則で定める基準に従い、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(基本方針)

第 7 1 条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この節及び附則第 3 項において同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第 7 2 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う

事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受け

事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項に定めるもののほか、人員に関する基準については、規則で定める。

る場合は、推定数による。

- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第26条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

10 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第33条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

（管理者）

第73条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備に関する基準)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の設備に関する基準については、規則で定める。

第73条 (略)

2 前項に定めるもののほか、管理者に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備に関する基準)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要

と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、設備に関する基準については、規則で定める。

議案第 9 号参考資料

むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(基本方針) 第 4 条 (略) 2 ～ 4 (略) <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第 5 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。 (運営に関する基準) <u>第 7 条 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準については、規則で定める。</u>	(基本方針) 第 4 条 (略) 2 ～ 4 (略) (従業者の員数) 第 5 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 (内容及び手続の説明及び同意) <u>第 7 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、当該提供の開始につい</u>

(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第8条 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、規則で定める。

て利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由がなく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(秘密保持)

第9条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行

(基準該当介護予防支援に関する基準) 第 9 条 (略) (委任) 第 1 0 条 (略)	<u>うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</u> 第 1 1 条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 <u>(準用)</u> 第 1 2 条 (略) (委任) 第 1 3 条 (略)

議案第 10 号参考資料

むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (管理者) 第5条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（<u>以下この項において「主任介護支援専門員」という。</u>）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 (略) (基準該当居宅介護支援の事業に関する基準)	(基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) (管理者) 第5条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 3 (略) (基準該当居宅介護支援の事業に関する基準)

第7条 (略)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、第5条第2項（第7条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第7条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第5条第1項（第7条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第7条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

第7条 (略)

附 則

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項（第7条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第7条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

